

BULLETIN

第 13 号

〈フランス革命200周年記念大会報告〉  
〈1989年日仏経済学会パリ・セミナー報告〉

1990

日 仏 経 済 学 会



目 次

|                                          |            |     |
|------------------------------------------|------------|-----|
| 巻頭言                                      | 西川 潤       | 1   |
| [1989年度大会報告：「フランス革命と経済思想」]               |            |     |
| フランス啓蒙思想と大革命                             | 津田内匠       | 3   |
| －啓蒙の経済学から経済学の啓蒙へ－                        |            |     |
| 討論                                       | 西川長夫       | 18  |
| フランス革命と明治維新                              | 河野健二       | 22  |
| 討論                                       | 井田進也       | 28  |
| [1989年日仏経済学会パリ・セミナー報告：テーマ「EC92年統合と日仏関係」] |            |     |
| 欧州経済共同体（EEC）の国際経済関係をみる基本的視点              | P. マイエ     | 34  |
|                                          | （野口晴子訳）    |     |
| EC市場統合とアジア太平洋                            | 西川 潤       | 41  |
| 1992年：ヨーロッパの対日貿易政策の新条件                   | P h. ソーシェ  | 49  |
|                                          | （八木尚志訳）    |     |
| 日本経済の新段階                                 | 新田俊三       | 57  |
| 日本の戦略におけるヨーロッパの位置                        | L. シュワブ    | 63  |
|                                          | （清水和己訳）    |     |
| ヨーロッパにおける日本企業の人事・労務問題                    | 鈴木宏昌       | 73  |
| [第3回日仏経済学会議報告：テーマ「日仏海外投資の比較検討」]          |            |     |
| EC諸国に対する日本の海外直接投資                        | A. アンドルエ   | 82  |
| －新たな進出形態に向けて－                            |            |     |
|                                          | （内田日出海訳）   |     |
| フランスと日本の多国籍企業                            | J. L. ムキエリ | 95  |
| －国際投資の決定因と国家のヒエラルキー－                     |            |     |
|                                          | （長谷川信次訳）   |     |
| [学会活動]                                   |            |     |
| 活動報告                                     |            | 112 |
| 会計報告                                     |            | 117 |
| 会則                                       |            | 118 |
| 会員名簿                                     |            | 120 |
| 役員名簿                                     |            | 124 |
| 投稿規定                                     |            | 125 |



## 巻 頭 言

1989-1990年はEC統合の進展とともに、日仏経済学会の場でもフランス学会との交流が一段と深まった時期である。また、1989年はフランス大革命200周年を迎え、日本でも日仏会館、日仏関係諸学会でさまざまな行事が催され、本学会でも秋季研究大会をフランス革命特集にあてて、この一連の行事に参加した。

本13号では従って、一つには1989年度大会の際、共通テーマ「フランス革命と経済思想」にそって行われた報告と討論を全部収録した。

また、1989年4月にパリで開かれたCNR S・日本学術振興会後援の日仏経済学会パリ・セミナー「EC92年統合と日仏関係」では3日間にわたり20の報告が行われ、活発な討論が日仏60名の経済学者間に交わされたが、本号では紙数の関係から、このうち6つの報告を邦訳、掲載することにした。

他方で、1988年秋に早稲田大学で開かれた第三回日仏経済学会議「日仏海外投資の比較検討」が、90年3月、グルノーブル大学出版部より1冊にまとめられ、“L'investissement extérieur direct. Comparaison des politiques française et japonaise”(dir. de Anne Androuais)として刊行されたが、ここから前12号に紹介できなかったアンドルエ、ムキエリ両氏の論文を邦訳し、本郷に掲載した。この両論文はパリ・セミナーとも補完関係にあるので、まとめて読んでいただけるとよいと思う。

現在、日仏両経済学界間では、1991年秋にフランスで開催が予定されている第六回日仏学術シンポジウムに参加の準備が進められており、既にレギュレーション、余暇とツーリズムなどいくつかの共同研究が発足している。会員各位の積極的なご参加を期待している。

1990年9月

西川 潤



# 日仏経済学会 1989 年度大会

(1989年11月18日)

共通テーマ「フランス革命と経済思想」

司会：坂本慶一（大阪産業大学経済学部）

第一報告：「フランス啓蒙思想と大革命  
－啓蒙の経済学から経済学の啓蒙へ－」

報告者：津田内匠（一橋大学経済研究所）

討論者：西川長夫（立命館大学国際学部）

第二報告：「フランス革命と明治維新」

報告者：河野健二（京都市立芸術大学）

討論者：井田進也（東京都立大学人文学部）

## フランス啓蒙思想と大革命 －啓蒙の経済学から経済学の啓蒙へ－

津田内匠  
（一橋大学）

機会を与えていただきまして、ありがとうございます。また、西川長夫先生も遠くからわざわざお越しいただきまして、たいへん光栄に存じます。時間が限られておりますので、ざっとお話をさせていただきます。

### I 問題

#### 1 革命は断絶か継承か

フランス革命史の研究のなかに、革命は断絶か継承かという問題がありますが、きょうは少なくとも表題のような思想史の問題として、継承の観点からお話をさせていただきます。もちろん革命といえますからには、それは大きな断絶を伴うのですが、断絶ということで革命の特殊性を強調しすぎますと、いささか図式におちいる心配もありますので、きょうは思想の継続性の角度から、これまで切り落とされてきた、いくつかの問題を拾うようにして、お話し申し上げたいと思います。

#### 2 河野健二説と吉田静一説

もう30年も前に、河野先生と亡くなった吉田さんが、革命期の経済思想と政策（保護主義）について、基本的なことはほとんど説明されています<sup>1)</sup>から、わたしはただ若干の補足と多少の修正をお話させていただきます。

河野先生によりますと、革命期の経済思想はアンシャン・レジームの重農主義と、ルソーおよびルソーイストたちとの対立の継承として、つまり革命期にはデュボン・ドリ・ヌムールやガルニエ等とロベスピエールやサン・ジュスト等との闘いとなりまして、結局はチュルゴやディドロの線で経済思想は展開して行き、それがセイ、デステュ・ドリ・トラシにつながるであろうということでもあります。

吉田静一さんの研究は革命期の産業保護主義の分析でありまして、その特徴を一口でいいますと、小林昇先生の有名な「固有の重商主義」論をフランスに適用すれば、どうなるかということでした。93年の議会でバレール等によって航海条令が制定されました。しかしこれは、よく言われますように、重商主義時代の保護主義にもどったのではなく、（初期）産業資本の展開のための、まさにフランスの「固有の重商主義」であったのだというのが吉田さんの主張です。そして吉田さんはその典型をナポレオンの「大陸制度」と、これを支えたシャプタルの『フランス産業論』にみたのです。

河野先生の経済思想の継承の図式は一般的にあって、そのとおりだと思いますが、これにイギリス経済学の摂取という問題を補ってみますと、微細な点が明らかになると思います。フランスは、アンシャン・レジームから革命期全体、あるいは革命後にかけても、イギリスへの対抗という大問題をかかえていましたので、理論の形成と展開、そして政策の選択等、すべてをイギリスとの対抗という視



点で検討してみることが必要です。イギリスと対抗するためにこそ、イギリスに学ぶということがフランスの経済学の形成の非常に大きな要因であったのです。しかしその学び方は、当然のこと、ただ学ぶのではなく、換骨奪胎して、フランス流の理論と政策に結実させて行ったのです。

吉田さんの「固有の重商主義」に関していいますと、はるかに先駆的な労作ですので尊敬の気持ちをこめていうのですが、少し機械的な図式だったのではなからうかという気がします。産業保護主義の問題を、わたしはフランスの産業主義とディリジズムの系譜のなかで考えてみたいと思っています。吉田さんの図式によりますと、革命後期とナポレオン時代の政策は明快に説明できるのですが、ではコルベールの重商主義とはなにかといえますと、あれは王室財政のための重商主義にすぎないというだけで、十分な分析は与えられていません。コルベール主義は「固有の重商主義」のために、重商主義としてはただ否定されるにとどまっているのです。コルベール主義が持った歴史的役割と意義が単純に無視されているのは残念です。

### 3 総裁政府（ディレクトワール）期への関心

以上のようなことを、河野先生と吉田さんのお仕事から学びつつ、アンシャン・レジーム期の経済思想と、総裁政府およびナポレオン体制の経済思想に話をまとめてみたいと思っています。総裁政府時代はそれまでの激しい革命の動きがロベスピエールの失脚とともに急に止まって、なんとなくはつきりしない革命のしっぼのような、そしてナポレオンの登場を待つ幕間のような、曖昧で無力な一時期のような印象を与えることがあります。しかしこの時期は過剰な革命がすぎ、革命の成果を確認しつつ、経済を再建して、新しい社会の組織を模索しようという時期であったと思います。革命の混沌から、どんな力をつかみ出すかということが問われていたと思います。

## II 啓蒙の経済学

### 1 グルネの現実的両面政策（自由と保護と） 柔らかいディリジズム

アンシャン・レジーム期の経済学といえば、すぐにケネーがイメージされると思いますが、すでに申しましたように、英仏の対抗とイギリス経済学の批判的摂取ということでは、ケネーに先立ってフランスの経済学を模索したヴァンサン・ドリ・グルネが重要でしょう。グルネの研究は世界的に遅れていました。資料がほとんど失われていたからです。グルネはジョサイア・チャイルドの『新交易論』（1693）をフランス語に訳し、これに原著とほぼ同量の詳しい『注解』をつけましたが、『注解』は公表を禁じられ、『新交易論』の仏訳（1754）だけが出版されました<sup>21</sup>。その後『注解』は写本で回覧されたり、1769年までモルレの手もとにあったりしましたが、ついに失われて行方不明となりました。幸い私は『注解』の手稿<sup>22</sup>その他をブルターニュのサン・ブリユでみつけることができましたが、それで見ますと、グルネは、チュルゴが唯一の評伝<sup>41</sup>で「自由放任」の人と伝えたような、そして今日までずっとそう信じられて、ケインズも『自由放任の終焉』でそう書いたような、もっぱら「自由放任」だけの経済学者ではなく、同時に強烈な保護主義の人であったことがわかりました。

グルネの政策はきわめて現実主義的なもので、自由と保護の両面を持っていますが、保護主義の側面から申しますと、その政策は第一に利子の引き下げ、第二に航海条令の実施、第三に公信用の確立、第四に、植民地貿易を中心に内外の通商政策を一元的に指導する交易評議会ないしは交易局の強化、というものです。これら四つの政策はいずれもチャイルドによって主張されているものですが、グルネはチャイルドの時代から半世紀以上を経てなお後進性を脱しえないフランスのために、チャイル

ドの基本政策をすべて新たに強調して、フランスの現実に応用しようとしたのでした。もう一つのグルネのいっそう重要な思想、それが自由放任の思想です。チャイルドも東インド会社の独占と特権の立場から、自由を求めています。グルネはむしろ、独占と特権を打破するために徹底した自由放任を主張したのでした。それは海運の制限や、同業組合の規則のたくさんの禁止条項や国内通商の自由を妨げるさまざまな障害を止めさせるために、いささか直情径行的に主張されました。とくに政府と癒着して独占と特権を拡大する同業組合、特権会社、金融業者に対するグルネの批判は全く仮借ないものでした。

このようなグルネの両面政策を、私はコルベール主義の強固なディリジズムの、自由で柔軟なディリジズムへの転換と考えたいのです。コルベール主義は徹頭徹尾の規制主義としてよく知られています。しかしコルベールその人と、コルベール以後に確立されるコルベール主義とを区別すべしという議論がすでに同時代からありました。コルベール自身はフランス産業の育成のための、僅か20ほどの訓令しか出さなかったのに、後の官僚たちがこれにありとあらゆる特権と規制をかぶせて、コルベール主義の名で呼ばれる官僚統制を完成したのだというのです。実際に両者を区別することは、それほど容易ではないと思いますが、しかしコルベールがフランスの産業を一挙に国際水準に引き上げた、その歴史的役割だけを取り出して、コルベール主義とあえて区別したい状況はあったのです。グルネも「区別すべし」という立場に立っていました。グルネはコルベールをフランス産業の偉大なる指導者と位置づけ、しかしコルベール主義の規制を自由放任におきかえることによって、人間と産業活動をいっさいの拘束から解き放ち、イギリスの生産力に優に対抗し得るフランスを出現させることを目指したのでした。私はこれを「柔かいディリジズム」と呼びたいのです。

### 2 フォルボネとブルマリユ・ドリ・ダンジュル 柔らかいディリジズムの継承

グルネの両面政策は、彼の弟子筋にあたる上記の二人に引き継がれますが、面白いことに二人はただ引き継ぐのではなく、当時出版されたばかりのヒュームの『政治論集』から奢侈論、インダストリ論、そして二つの貨幣論、すなわち貨幣の自動調節機能論と貨幣の刺激的效果を重視する、いわゆる連続的影響説、特にこの後者を、それぞれの著書、すなわちフォルボネの『商業要論』<sup>51</sup>とダンジュルの『商業とその他の国力の源泉にかんするフランスとグレート・ブリテンの利点と不利点の考察』<sup>61</sup>にとり入れて、フォルボネはグルネの保護主義的側面を、またダンジュルはグルネの自由放任の側面をひき継いでいます。ヒュームを媒介としてグルネの保護主義の側面を引き継ぐというのは奇妙な言い方に聞こえるでしょうが、ヒュームが貨幣の自動調節機能を強調して貿易バランスにこだわる無意味さを明らかにしたのに、フォルボネはむしろ貨幣の連続的な刺激効果の方を重視して、外国貿易を通じて貨幣を獲得することを目指したのでした。ダンジュルもまた、貨幣の刺激的效果を重視しますが、しかし彼は同時に貨幣量の増大によって交易条件が悪化するのを警戒して、フォルボネのように外国貿易を重視せず、むしろ国内産業の積極的な奨励と雇用の増進を提唱しました。しかしダンジュルはグルネとヒュームだけから学んだではありませんでした。彼は自分の著作とほとんど同じ題名の『交易にかんするフランスとグレート・ブリテンの利点と不利点の略説』<sup>71</sup>の著者タッカーにも学んでいます。タッカーは当時対外的には保護主義体制を、しかし国内的には独占や特権を排除する自由主義体制を目指してしまして、グルネに相通ずるところがありました。そのためでしょう、グルネはダンジュルにタッカーの翻訳をすすめたのでした。ダンジュルはタッカーの翻訳をするよりは、むしろタッカーの経済論を積極的にフランスに適用して、フランスの後進性を摘出し、それを乗り越える策を明快に提示したのでした。ダンジュルはタッカーから、貿易の差額とは実は交換される



労働量の差額であること、労働と貨幣の循環を重視すべきことを学びましたので、フォルボネのように外国貿易を重視するのではなく、国内産業の奨励と雇用の増進を重視したのです。タッカーは後進フランスに追い上げられる先進イギリスの防衛のために、上記の本を書いたのですが、ダンジュルは逆に先進イギリスに追い付き追い越そうとする後進フランスの立場で、タッカーの議論を積極的に組み替えて行ったのです。フォルボネとダンジュルは同じグルネから発して、相互に補完し合う「柔らかいディリジスム」の継承者だったのです。

### 3 チュルゴ 労働の自由の宣言

グルネのもう一人の、より若い弟子でありましたチュルゴは有名な主著『富の形成と分配に関する考察』で、いわば重農主義を内部から批判しました。みなさん、よくご存じのとおりですが、彼はまた後に大蔵大臣になってからは、1776年の勅令改革によって同業組合の解体を目ざして、天賦の人権としての労働の自由を宣言しました<sup>9)</sup>。この宣言はグルネの失脚とともに取り消されますが、グルネが主張してやまなかった労働の自由を、たとえ一時的であったにせよ、チュルゴは勅令にまで持ち上げたのです。私は、これは産業主義の最初の宣言ではないかと思っています。この取り消された宣言は革命期に入って、91年には回復されるのです。

### 4 重農主義の破綻 イーデン条約と保護主義の要求

チュルゴは重農主義の内部で、いわば新風を担う代表として期待を集めました。グルネとその周辺の人たちは、ケネーの『経済表』の出現とともに、その輝きの陰に隠されてしまいました。あるいは、チュルゴや、この後に述べますモルレのように、強く重農主義にひきつけられて行きました。グルネたちはすでに見ましたように、非常に現実的な政策を持っていたが、ケネーの重農主義のように理論的体系を持っていなかったからだだと思います。いわば重農主義の理論の登場とともに、グルネたちの理論なき現実主義政策は退場を余儀なくされたのです。といっても重農主義の政策はかなり観念的なものでしたから、1786年に重農主義の原理にもとづいて、英仏自由通商条約（イーデン条約）が締結されますと、グルネの両面政策は再び現実の舞台に呼び戻されることになります。この条約は意外なことに、経済的に遅れた側であったフランスの側から申し入れられ、デュボンの手でまとめられました。彼は独立をめぐる生じた英仏の外交上の対立を解消するために、積極的にこの通商条約を推進したのですが、彼の観念的な重農主義の国際分業によれば、フランスが農産物を、そしてイギリスが工業製品を主たる輸出品目とすることで、なんの不都合もなかったのです。ましてデュボンの頭には、フランス産業の育成という考えは全くありませんでした。条約締結の直後から、フランス産業は甚大な被害を受けることになりました。とくにノルマンディーとシャンパーニュの絹工業は壊滅的な打撃を受けました。ノルマンディーの商工会議所のルクチュ・ドリ・カントリリュは政府に被害の状況を訴え、若干の保護的な措置を求めました<sup>10)</sup>。中心となる要求は機械購入のための無利子資金の貸付けと失業した製造工の再雇用のための奨励金の援助でした。ノルマンディーの商業会議所は条約の破棄を求めたわけではありません。また彼らの要求もそれほど強烈な保護主義のものではありませんでした。それはほぼフォルボネとダンジュルの主張に沿ったものでしたが、一般の商工業者が自ら条約を批判し、国民的産業の育成のための具体的な保護と奨励を政府に要求したという点で、それは画期的でした。ノルマンディー商業会議所とルクチュの主張はすぐに全国的に反響し、しだいに強い主張となって全国に拡がって行きました。シャンパーニュでもこの地方の製造業監督官クリコ・ブレルヴァーシュが同じくイーデン条約の批判のパンフレットを出し<sup>11)</sup>、ルクチュと同じルアンの

貿易業者たちは全国三部会あての請願書に航海条令の実地を求める意見を書きこみました<sup>12)</sup>。アンシャン・レジームの最末期に、グルネたちの「柔らかいディリジスム」の主張はすでに産業主義と産業保護主義の共通の源流となっていたのです。やがてこれが革命期（総裁政府）とナポレオン時代を通じて継承されて行くのがみられるでしょう。

### 5 モルレの『新商業辞典』の構想と『国富論』の翻訳計画

フランスがイギリスの経済力と対抗するには、ただ機械を導入するだけでは不十分でした。新しい経済学、スミスを導入しなければなりません。これについて、グルネのもう一人の弟子、モルレの『新商業辞典』の編集と『国富論』のフランス語訳の試みについて急いでお話しします。モルレはチュルゴとともにグルネの自由放任の側面を継承します。イーデン条約の交渉のころには、彼はかなり重農主義の自由放任政策に共鳴していましたが、ルクチュとは逆にイギリス側の顧問として活躍していましたが、それより前、1769年には、彼はグルネの膨大な遺稿を活用して『新商業辞典』を編集することを企画し、その『刊行趣意書』を出版しました<sup>13)</sup>。当時フランスでは、まだコルベール時代の有名なサヴァリの『商業辞典』が使われていましたが、イギリスではもうボスルスウェイトがサヴァリの『商業辞典』の英語版、ただしイギリスの経済の現況に合わせて多くの追加を行なったという『商業辞典』を出版して大いに用いられていました。それはサヴァリの英訳というより、ほとんど新しく書き下ろされた現代的なものでした。当時はまだ出版されていなかったカンティロン『商業一般の本性にかんする試論』の手稿がすでに多くの項目で使われているほど、新しく意欲的なものでした。

モルレはもう時代に合わないサヴァリの『辞典』を越えてさらにボスルスウェイトの『辞典』に対抗し得る『新商業辞典』を構想したのです。彼は『刊行趣意書』でグルネの手稿を大いに活用できるということ、編集の一つの特徴としてあげています。グルネだけではありません。私がリヨンの市立図書館で見つけましたモルレの92巻の手稿綴じ<sup>14)</sup>でみますと、彼は明らかに『新商業辞典』の編集のために、カンティロン、ヒューム、フォルボネ、ダンジュル、ケネー、その他いくつかの雑誌から多くの切り抜きや書き抜きを用意しています。彼は自信をもって予約を受けつけていました。しかし『辞典』は一卷も刊行できませんでした。なぜでしょうか。おそらく、モルレは編集の準備を進めながらも、カンティロンやグルネやケネーに依拠することになにかいまいと自信の持てないものを感じていたのでしょう。そこに『国富論』が出現しました。彼は『国富論』の出版の日から二週間ぐらいのうちに、イギリスの友人あてに「すばらしい本が現われた」と手紙に書いています<sup>15)</sup>。そこで彼は『辞典』編集より、『国富論』の研究に熱中し、さらに『国富論』の翻訳に精力を注ぐことになりました。

『国富論』の仏訳の諸版は革命前にすでに延べ（といいますのは、同一訳者のものの再刷・再版を数えて）8種類に及んでいます。最初のものは1778年刊の『国富論』の植民地論だけの訳です。リヨン市立図書館のモルレの手稿のなかに、モルレのほとんど完成している訳稿がありますが、彼は植民地論（第4編第7章）のところだけは、この訳をそのまま当てています。そのあと、いまだに訳者不明のハーグ版（1778-79）、雑誌連載のブラヴェ訳（1780）、刊本ブラヴェ訳（1781）……と続き、革命期に入ってから政治的混乱のなかで、ルーシェ訳（1790-91）、さらに新版ルーシェ訳（1791-92）、改訳版ブラヴェ訳（1800-01）、そして最後にガルニエ訳（1802）が出版されますが、モルレ自身はこのあたりで自分の訳を世に出すことを断念しました。

モルレと『国富論』の仏訳のことに時間をとりすぎたかも知れません。しかしモルレが『新商業辞



典』でカンティロン、グルネ、ケネーの折衷を目ざして果たせず、スミスに拠り所を求めたが果せず、結局モルレがグルネの経済学を世に示そうとして、編集も翻訳もついに成功しなかったということは単に知られていない事実であるというだけでなく、アンシャン・レジーム期から革命にかけて、フランスの経済学が自己革新のためにいかにイギリスの経済学を必要としたか、またそれをフランスに適合させるのにいかに苦闘したかということ象徴的に物語っているように思えるのです。完成したとはいえ、ガルニエの『国富論』の訳と理解には最後まで重農主義の影が濃く焼き付けられていました。

モルレは『国富論』の訳を完成できませんでしたが、つぎにお話しますレドレル等を通じて、スミスをフランスに取り入れることでは大きな役割を果たしました。さらにもう一つ、別のイギリスの経済学の導入が必要でした。ジェームズ・ステュアートの経済学です。これもレドレルのあとでお話しますが、ヴァンデルモンドが訳者（セノヴェール）に勧めて、『経済学原理』の仏訳を出版しました。やがて総裁政府の時期に、ガルニエはケネーとスミスに拠って、レドレルはスミスとチュルゴに拠って、そしてヴァンデルモンドがステュアートとスミスに拠って、新しいフランスの経済学の芯を形成して行きます。それは、いかにもフランス流の「産業主義」であり、フランス流の「柔軟いディリジスム」の展開となるのです。

### Ⅲ アソシアシオンの発見まで

#### 1 モンテスキューの予言 平等・自由・恐怖

ところで、総裁政府期に入ります前に、革命のスローガンの変遷についてみておきたいと思います。総裁政府期に登場する「アソシアシオン」の前史をみておきたいと思います。

ご存じのとおりモンテスキューは『法の精神』では三つの政体を区分し、これらの政体の区分をとおして、政治的自由と経済的自由とともに確保し得る政体を探求し、その政体を貴族の中間権力を制御の媒体とする君主政としました。その際、彼は共和政を動かす原理（原動力）を徳、君主政の原理を名誉、そしてアリストテレス以来の政体区分からすれば異例なのですが、彼はわざわざ珍しく専制政という政体を設けて、その原理を恐怖としました。彼は共和政は平等を旨とし、君主政は不平等を前提として、何よりも自由の実現を目ざし、専制政においては強いられた平等のみが存在するが、自由は存在しないと考えていました。専制政はそれ自体が独立して存在することもちろんあるのですが、モンテスキューはこれらを、共和政にしても君主政にしても、むしろそれぞれが内包している危機の政体として描き、専制的共和政や専制的君主政が容易に実現することを警告的に示唆したのです。一方、心情的にはルソーイストであったランゲは、『法の精神』は要するに所有権を神聖化する試みにすぎないとみていましたので、彼の著書『市民法の理論』では人間の本性にふさわしいのは「隷従」であり、政体として最もふさわしいのは専制政であるという奇説を唱えて、モンテスキューを逆説的に嘲笑しました。このモンテスキュー・ランゲの警告と嘲笑は革命の過程で一つの予言となって行きます。

#### 2 「自由・平等・所有」から「自由・平等・友愛」へ

90年憲法の前文となりました89年の「人権宣言」の段階では、革命の理念はさまざまに表現されましたが、それらはほぼ「自由・平等・所有」というスローガンに象徴されたといってよいでしょうが、これらが93年の段階になりますと、革命のスローガンは「自由・平等・友愛」と変わります。これは今日ではフランス革命の精神を代表する表現として有名ですが、議会でもどこでも公的に採択

されたものではありません。内外で高まる反革命の動きのなかで、モモロというエベール派の革命家が考案して、自由・平等・所有の所有を友愛に置き換えたのだといわれています。革命の当初から、自由・平等・所有の所有をめぐって自由と平等の利害が対立していました。革命が進展する局面の多くは、自由と平等をめぐる階級対立が原因でした。しかし所有をめぐって自由と平等が衝突している状況では、「祖国の危機」はのり切れません。利害の対立をこえて、祖国に対する求心力を生み出す必要がありました。「自由・平等・友愛」というスローガンが初めて公式に採択されるのは、1848年の共和政憲法においてです。それは人類の解放と前進をめざす言葉です。当時も、そのような響きはあったでしょうが、それはむしろナショナリズムやパトリオチズムを鼓吹して、革命と共和国を守り抜くという国民的合い言葉であったのです。しかしそれだけに恐怖政治を支える言葉でもありました。ロベスピエールの失脚後、この友愛の呼びかけは消えました。代わって総裁政府の時期には、社会の再組織を模索する、さまざまな「アソシアシオン」が語られ始めるのです。因みにさきほどモンテスキュー・ランゲの予言と申しましたが、ロベスピエールが革命と共和国を守り抜くためとはいえ、恐怖政治と呼ばれる強力な独裁体制をひいたとき、彼はその体制の原理を「徳と恐怖」と説明しました。彼はいわば古代ローマ共和政の清廉な平等の徳と専制的恐怖を合体させて、つまりモンテスキューの二つの政体の原理を一つにして、「一体にして不可分の共和国」を守る団結の原理としたのです。総裁政府は、この「徳と恐怖」の政治を脱して、今や、何を革命の成果とすべきか、またその成果に立って社会をいかに組織すべきかを考えなければなりませんでした。

#### 3 社会の再組織 「アソシアシオン」の発見

一般に革命はナポレオンのブリュメール18日（99年11月9日）のクーデタで終わるとされますが、総裁政府期に入ると、人々はもう革命は終わったと思っていました。政情はまだ安定していませんでしたが、革命は確実に終結に向かっていました。人々は社会の新しい結合原理「アソシアシオン」を探し始めました。もっともアソシアシオンという言葉そのものは89年の人権宣言にも使われていますし、さかのぼってルソーの『社会契約論』にも出ていますから、決して新しい言葉ではありませんが、革命をくぐり抜けてみて、なにを成果とし、なにをどのように組織すべきか、これがアソシアシオンの新しい問題だったのです。

この時期にアソシアシオンという言葉が急に多く用いられるようになります。ある人は一種のテオクラシーによるアソシアシオンを唱え、またある人は一種の商農組合を提示したりしました。パリ大学の哲学教授モグラは『人間的アソシアシオンの根本原理』で市民社会の所有権論を示しました<sup>15)</sup>。当時ルソーの思想は平等主義者たちによって所有権を否定する思想と受け取られていました。モグラによれば、ルソーの『人間不平等起源論』は平等主義者の「テキスト」でした。これに対してモグラは、ルソーが「所有権は市民社会の真の基礎であり、市民の政治参加の真の保証である」と述べた別の『政治経済論』を用いて、平等主義者たち、あるいはルソーイストたち（ロベスピエール、サン・ジュースト等）を否定し、各人に労働の成果を保証する「人間的アソシアシオン」の確立を説いたのです。モグラによれば、人はみな「労働と勤労」によって生きる権利、生存権と、さらに余剰を持つ権利、所有権を持っています。この二つの権利を認めること、そして権利としての平等と事実としての不平等を認めることが「市民的結合の二つの基準」です。モグラはこうして、ルソーの政治的結合を労働と所有による経済的結合に置き換えました。そしてそのさい彼は簡略ながらスミスの分業論に触れて、その利を説いています。いってみれば、モグラはただルソーとスミスのブルジョワ的折衷を試みたにすぎないのですが、この時期、改めて社会の組織について論ずるには、どうしても「市民的結



合の二つの基準」を確認する必要があったのです。生存権と所有権を両立させることは容易ではありませんが、レドレルのようにすべての人間を所有者と認定し、権利としての平等と事実としての平等の距離を産業主義による生産の拡大によって、できるだけ接近させるほかありません。産業主義アソシアションの出発です。これはやがてセイ、デスチュ・ドリ・トラシを経て、シャルル・コントとシャルル・デュノワイエの「産業体制」に至り、彼らが労働者階級に敵対し始めるころ、ここからサン・シモン等の初期「社会主義」アソシアションが分岐します。このあたりのことは、司会の坂本慶一先生が得意となさるところですので、後でコメントいただければと思います。

#### IV 経済学の啓蒙（あるいは経済学の制度化）

##### 1 産業主義（アンデュストリアリズム）の準備 レドレルの役割

レドレルについては河野先生がお詳しいのですが、ここに持って参りました『1789年の革命の精神』<sup>16)</sup>という本が最も有名です。彼は王政復古とともに引退して、彼自身が重大にかかわった革命を回顧し、革命の精神はなんであったかということを書いています。彼は革命の精神を「自由・所有・平等」と要約し、もっとも重要なのは平等であると言っています。もちろん事実の平等ではなく、権利の平等です。彼は89年の革命にいたる歴史を顧みて、フランス史は要するに権利の平等の前進、中産市民層の絶えざる増大の歴史であったと言います。それは何によって可能であったか。アンデュストリ（勤労、産業活動）の拡大によってである。ここにレドレルの思想は尽くされています。しかしこれは回顧ですから、レドレルの議論を革命の過程に移して見てみましょう。

レドレルはフランス東部のメッスの第三身分の代表として全国三部会に派遣され、革命期に入っからは憲法制定議会の穏健派議員として活躍しました。そして92年8月10日の革命の時には、彼はセーヌ県（パリ）総代理としてチュイルリ宮内の国王一家を近くの議会に避難させました。このため彼はロベスピエールの追及を受けるようになり、以後は政治から身を引いて、ロベスピエールの失脚までは匿名で、それ以後は公然とジャーナリストとして活躍し、とくに総裁政府期には『公共経済、道徳、政治雑誌』<sup>17)</sup>を独自に発行して、産業主義を準備しました。その匿名時代の93年2月から4月にかけて、彼はあるリセで『社会組織論』<sup>18)</sup>と題する連続講義を行ないました。これは彼が「革命」後の社会を展望した、彼の産業主義の最初の出発点といってよいでしょう。彼はそこでは当時の有力な二つの所有権論を批判しています。一つはルソーに拠って所有権を否定する平等主義者に対する批判です。もう一つは重農主義の所有権論に対する批判です。

第一の平等主義者批判については、彼はすでに紹介しましたモグラの議論をそっくり活用しています。モグラが96年に出版する「人間的アソシアション」論は実は彼自身が91年にソルボンヌで行なった『道徳哲学講義』の要約でして、レドレルはすでに、この講義を知っていたようです。すなわちルソーは『政治経済論』においては、「所有権は市民社会の真の基礎であり、市民の政治参加の真の保証である」と述べて、所有権を市民社会の成立に不可欠なものとして認めているのではないかという、あの議論です。この議論によってモグラが単に平等主義者マブリを批判しただけでなく、当時のサンキュロットの指導者たちを批判したのと同じように、レドレルもまた、この議論によってロベスピエール等のモンターニュ派の指導者たちを批判したのです。

もう一つの重農主義の所有権批判については、少し説明を要するかも知れません。先に『国富論』の翻訳の最後の完成者として紹介しましたジェルマン・ガルニエは、それより前、92年8月10日の革命を機にスイスに亡命しますが、その亡命の直前に出版した『所有権と政治的権利の関係につい

て』<sup>19)</sup>において、社会には土地を持つ市民と土地を持たない非市民しか存在せず、政治的権利は土地所有者だけに属する、と主張しました。これは革命前の重農主義の政治理論によるものですが、この主張は革命期には「土地と動産の敵対」状況を反映して、依然として、というよりは新たに強い支持をもっていました。レドレルは、これを批判しなければならなかったのです。レドレルはこの議論では、平等主義者を批判して所有権を擁護することを第一の課題としていましたので、ここでは地主主義の独善的な主張を決定的には否定しませんでした。とりあえず、人間の所有はすべて労働による動産の取得に始まるのであり、土地所有でさえ労働と先行労働の蓄積された成果である資本とによって初めて可能になるのであるから、結局は労働による動産の所有がいっさいの所有の基本であるとして、土地所有権の優位や特別な性質を否定しました。

その上でレドレルは、かつての自然状態においては、土地の収穫が土地の労働にのみ属したとしても、いま、分業が広範に展開して、農業の生産力そのものが大きくなっている今日では、土地の成果はすべての労働と資本に属する、つまりすべての産業階級は土地の成果の分配を要求しうると主張します。彼はこれを「土地の共同経営」と呼び、その「成果の分配」を要求するのです。

レドレルは、地主こそがすべての土地の収入の配分者であるという重農主義の理論を批判していましたが、彼自身はすべての収入は土地から生じると考えていましたので、彼はあくまでも土地の「成果の分配」にこだわっていました。しかし彼は、この「成果の分配」については楽観的でした。ガルニエの議論を産業者階級のために逆用するのです。ガルニエは『所有権と政治的権利の関係について』で、土地が唯一の富の源泉であるという重農主義の命題を示したあと、しかしこの富をいっそう豊富に、かつ多様にするためには、土地を持たない非市民の間で、労働（すべての労働をサーヴィスに還元します）が交換され、アンデュストリ（産業活動）が広範に組織される必要があると言います。ガルニエはカンティロンに従って、地主の支出が経済の規模と性質を決めると考えていますので、この考えを「アンデュストリを唯一の資産」とする非土地所有者に適用して、土地所有者＝市民＝賃金支給者と非土地所有者＝非市民＝賃金受給者の関係を前者の「恩恵」と後者の「従属」の関係と規定するのですが、レドレルはこの関係を所有と非所有の関係ではなく、まして市民と非市民の関係ではなく、単なる現時点での富者と貧者の関係とし、富者はむしろ貧困に対して支払う「義務」があることを強調し、すべての者がアンデュストリを介して連帯し、「中産市民」がこれを調整すると確信しています。レドレルはアンデュストリを発展させることによって、財産の平等を実現しようとしているわけではありません。彼はただ、労働の自由、大衆の前進、生産力の増大、賃金の上昇等、革命の成果に照らして、自由と平等を脅やかすことなく、財産を接近させることは大いに可能だと確信しているのです。彼の「中産市民」論については、またあとで述べます。

テルミドール9日の以後に、レドレルが匿名の活動をやめて、公然たる言論の活動に復帰しましたように、ガルニエも亡命先から帰国して、著作活動を再開します。彼は帰国後いち早く、彼の経済学の主著となる『政治経済学原理要論』<sup>20)</sup>を発表します。彼は亡命前の著作『所有権と政治的権利の関係について』ですでに、経済の起点としての地主の支出と、同時に地主の支出とは独立した経済の活動力としての企業者の役割を重視したカンティロンを媒介として、ケネーとスミスを接合して、地主の立場を強調するとともにアンデュストリの世界を提示したのですが、帰国後の『政治経済学原理要論』は、いわば亡命前の『所有権』論により経済学的説明を与えようとしたもので、その地主主義の立場はいちだんと強化されています。これはロベスピエールなき後に復活した地主と王党派の反動を代表するものでした。

レドレルはこれに重大な危機を感じます。すでに述べましたが、彼は新たに『公共経済、道徳、政



治雑誌』を刊行し、革命の混乱のなかからの「労働の回復」を目ざし、「労働の制度」を確立して、それによって生産を拡大し、権利の平等と事実の不平等の対立を緩和し、富者と貧者の統合、階級間の調和をはかろうとします。彼のいう「公共経済」の中心にあるものが「労働の制度」であり、そして彼のいう「労働の制度」とは産業主義の確立のことです。モグラは市民社会の所有権を論じたのですが、レドレルはその上に「労働の制度」を確立することを目ざしたのです。

レドレルは93年の連続講義『社会組織論』の要旨を改めて『公共経済雑誌』<sup>21)</sup>に発表するとともに同時にわざわざガルニエの著書名に似せて『所有権と政治的権利の関係について』と題する論文を同誌に発表して、93年の『社会組織論』においては曖昧にしておいた、政治的権利は地主だけのものであるというガルニエの主張を批判します。レドレルは論文の冒頭から、社会は「所有権という絶対的資格を対等に」持つ三つの階級から成り立っていると宣言します。すなわち不動産所有者、動産（資本）所有者、そして産業的技能あるいは知識（アンデュストリ）の所有者です。その上で彼は、この三つの所有者階級について、次のように結論を下します。1. すべての所有者は市民として、また市民に属する利益にかんして平等な権利を有する。2. 社会の秩序にもっとも密接な利害関係を持つのは動産（資本）所有者とアンデュストリの所有者の階級である。3. この二つの階級は土地所有者の階級に対して、より多く公共に資する手段を持っているという点で優位にある。いまや土地ではなく、労働と資本とアンデュストリこそが「国家の最も貴重な資産であるのだから」というわけです。こうしてレドレルは、土地の所有者に限らず、すべての所有者は対等平等な市民の資格において完全な政治的権利を有し、当然のこと民主権の構成者であることを明らかにしました。しかしまだ彼には、この三所有者階級論に立つ産業主義の経済学的説明を与える仕事が残っていました。

レドレルはそこで、93年の『社会組織論』と97年の『所有権』をひき継いで、1800-01年にあるリセで『公共経済論、その若干の問題について』<sup>22)</sup>という連続講義を行ないます。彼はここではスミスを大いに用いて地代、利潤、賃金について論じますが、すでに『社会組織論』のところで述べましたように、彼は一方では重農主義の理論に従って、土地の生産物が一国の富の源泉であり、すべての収入は土地から生じると信じていました。だから彼は社会の発展のある時期に農業から製造業が分離し、かつた商業が分離して、初めのうちは農業から製造業と商業の資本が割かれるとしても、製造業と商業の自立に伴って、その資本はすべて農業にとどまるようになり、さらにまた製造業と商業から農業への資本投下が行なわれるようになるのであるから、製造業と商業は当然、土地生産物の分け前を要求することができると主張します。つまりレドレルはすべての産業者は地主に対して地代の分配を要求するというにとどまったのです。以上、みてきましたように、レドレルはスミスに依拠して重農主義に対抗し、政治的権利は土地所有者のみにあるというガルニエに代表される地主たちの主張を退けて、三所有者階級論を定式化して、彼に続くキャナル<sup>23)</sup>、セイ<sup>24)</sup>、デスチュ・ドリ・トラシ<sup>25)</sup>の産業主義の経済学に道を拓きましたが、その産業主義の経済学的説明は重農主義に制約されたので、結局、経済理論的には同じく重農主義の純生産物の体系のなかにとどまって産業主義の世界を展望したチュルゴにその原点を求めるほかありませんでした。レドレルが重農主義に対抗して目ざした産業主義とその理論体系化はついにレドレルのものとはならなかったのです。

しかしレドレルは彼の理論的不十分さを、中産市民と大衆の前進する力で補うことを期待したようです。彼は『公共経済雑誌』の統編、『公共経済、道徳、政治論集』に『国民的多数派について』<sup>26)</sup>という一文を発表して、政府が世論の形成に注意を払い、これを指導すべきことを論じています。彼によれば、社会の啓蒙と富という二つの事柄を実現させるには、そこに働く二つの力に留意すべきである。一つは社会の底辺から起る一般的感情、ル・サンチマン・ジェネラルであり、もう一つは公共

の意見（世論）、ロビニオン・ビュブリークです。一般的感情は社会の底辺から社会の最上層の知的指導者のところまで上昇していく、その上昇の過程で底辺の人々の感情は一般的性格を持つようになる。一方、それを受けて最上層の指導者たちは、つぎに意見を下層におろしていく。つまり最上層の意見は下降する過程で、しだいに公共の性格を帯びる。つまりこのような上昇と下降の運動が広範な中産市民層を経過するなかで一般的感情と公共の意見が形成されるのであり、それによってまた中産市民層はいつそう広範なものとなるのであるから、為政者たるものは、この両運動に真剣に注意すべきである、ということになるのです。これはレドレルの産業主義的啓蒙の重要な一面です。

レドレルは産業主義の経済学を形作ろうとしましたが、それを十分に展開するまでには至りませんでした。彼はスミスを用い、ルソーを用いて、所有権とはなにか、民主権とはなにか、そしてアンデュストリとはなにかと問い、中産市民がその中核となってアンデュストリの社会を組織するのだと説いて、やがてのアンデュストリアリズムの基本を提示したのでした。

## 2 産業主義の展開と挫折 スチュアートの導入 「柔らかなディリジスム」 ヴァンデルモンドの役割

レドレルが指導的に産業主義への道を拓いている時に、もう1人の有力な援軍がありました。ヴァンデルモンド、あまりききなれない人だと思いますが、フランス革命の成果の1つとして高等教育体系が確立されました時期に、それは総裁政府の時期ですが、フランスで最初に経済学の講義を担当した人です。彼はもともと数学者です。革命で活躍した人のなかには、コンドルセのような数学者が多いのですが、彼もまた数学者でありながら、アンシャン・レジームの80年代から経済学を勉強した、あの時代の多才な人間の一人です。しかし革命家というよりは、秀れたテクノクラートといった方がよいでしょう。音楽学の著作も残していますし、産業技術の指導にもあたって多くの成果を挙げています。94年には彼はリヨンの商工業の衰退の原因調査にあたり、詳細な報告書を提出しました。この報告書が基本となって、翌95年、師範学校で「政治経済学」の講義<sup>27)</sup>が行なわれたのです。

このフランス最初の経済学講義については少し説明を要します。エコール・ノルマルという名で日本でも知られている師範学校は94年の10月に設立されました。同じころ各県に一校ずつ設立された中央学校（エコール・サントラル）の教員養成のためでした。しかし師範学校の講義計画のなかに、始めは経済学の講義は入っていませんでした。そこでクリュゼ・ラトゥッシュという議員が「エコノミー・ポリテック」の講義が不可欠であるという演説<sup>28)</sup>を議会でしまして、急にとり入れられることになりました。その時、この議員はフランスの現実を無視して実施された93年の「航海条令」の失敗と全産業の均衡を失わせたコルベールの失敗をとりもどすために、我々はいま対外商業、海運、植民地および国内産業の全分野にわたって再検討を迫られている、産業と技術が最上に管理されているところにのみ力と独立がありうるのであって、政治経済学は全産業の「哨兵」として、各分野に公益が求められる任務を割り当てる役割を持つべきである、とディリジスムの経済学を示唆しました。要するに前年度、議会で可決されたばかりの航海条令の失敗をいかにして建て直すかという問題状況だったのです。航海条令はイギリスの海上独占を排除し、国内産業を保護育成し、植民地貿易を確保するという使命を持って可決されたのですが、圧倒的に強力なイギリス海軍の前にフランスの海運はたちまちにして壊滅させられ、植民地までも奪われるという全くの失敗に終わりました。フランス経済を愛国主義という観念によってではなく、現実にも再建するには、いかにすべきか、これがフランスで経済学が初めて「制度化」された時の状況であり、ヴァンデルモンドにとっての課題だったのです。

ヴァンデルモンドの場合、とくに注目すべきことは、いま述べましたような問題の状況や課題に応



えて、スミスだけでなく、スミスに先立つこと10年ほど前に『経済学原理』を出版したジェイムズ・ステュアートを初めて本格的にフランスに導入したということです。より正確には、導入しようとしたというべきかもしれません。彼は95年10月から、ステュアートの経済学を導きの原理として講義を始めましたが、彼自身の嗜血と政府の財政難のために、2ヵ月後に僅か8回の講義と3回の討論で、講義は途中で終らざるをえなかったからです。

ヴァンデルモンドの役割はレドレルの産業主義の準備の段階をひき継ぎ発展させることでした。彼もまたレドレルと同様に、革命の成果である「自由と平等」の理念を保持しつつ、権利としての平等だけでなく、事実としての平等へもできるだけ接近しようとしします。彼はレドレルよりも、いっそう産業主義の大衆化を進めます。つまり権利としての平等ですが、事実としては平等な状態にはない大衆を、絶えず生産を拡大して分配にあずかる機会を多くする産業主義のために積極的に組織しようとするのです。彼は革命の成果として眼前にあるフランスの社会と経済を基本的にはスミスによって説明し、そこに市民社会の枠組が実現していることを確認しますが、しかしそれだけではスミスの経済学を普遍的なものとして受けとるだけになりますし、経済的に後進的な位置にあるフランスには必ずしも適合的ではありませんので、スミスより以前の奢侈と貨幣の効果を重視するステュアートの経済学でフランスの経済を指導する必要を説くのです。産業主義のいっそうの大衆化と組織化、そして「柔らかなディリジズム」、ここに市民革命後の社会を産業主義によって再組織しようとするヴァンデルモンドの経済学の特徴があります。

もうあまり時間がないので、詳しいことはお話できませんが、ヴァンデルモンドは彼の産業主義の中心に「人為的欲求」の拡大という政策を据えています。彼は「人為的欲求」というものをステュアートのいう日常的奢侈と同義のものと理解しています。しかし彼はそれを「奢侈」とは表現しません。それはまたステュアートのいう「有効需要」と同義のものでもあります。彼はそれを「奢侈」とも「有効需要」とも表現しません。彼はそれを人間の本性に深く根ざした、そして今日まで文明を大きく動かしてきた根本の力と考えています。彼によれば農工が分離して、さまざまな労働の分野が増え、人びとが自分の職業を持つようになると、ひとはもう隷従に甘んじることができなくなります。古代と近代を分かち人身隷従をやめさせたのは、この「人為的欲求」の解放と拡大でした。すなわち「人為的欲求」が人びとを自由にし、平等に向わせたのです。その「自由と平等」が市民革命によって実現した今こそ、「人為的欲求」の解放と拡大は真に可能であり、そうすることによってのみ、この「自由と平等」の社会は維持され、かつ発展されうるといいます。つまりヴァンデルモンドは、この「人為的欲求」を単なる経済のタームとしてではなく、社会を結合し推進する力として理解しているのです。

しかし現実には、権利としての平等と事実としての不平等が対立しています。その現実を前にして、彼は「平等を現実の限界ぎりぎりまで拡大しよう」といいます。彼はまた、ステュアートからの引用として、つぎのようにもいいます。「財産の平等が実現できない以上、人びとの間に平等をとりもどすべく残されている最上の手段は、貧者の獲得の熱意と富者の支出の熱意とをともに奨励して、彼らを順次、富裕にすることである」と。そして、これを実現するには、なによりも「人為的欲求にできるだけ広がりを与えるべきである」と彼は考えるのです。彼は経済の繁栄の条件を4つ、1. 国家が広く一般的に「人為的欲求の好みを持つ」こと、2. 生活必需品が安価であること、3. 低金利であること、4. 高賃金であること、とししますが、彼は2以下を実現するためにも、第1の、国民の間に「人為的欲求の好み」を拡げること、第1の政策とするのです。すなわち「人為的欲求」を拡大して生産を増やし、パイそのものを大きくして分配の機会を増やす、そうすれば、財産の平等はともか

く、財産の不平等を平等の状態に近づけることはできる、ということです。これは、すでにみましたレドレルの構想と基本的には同じです。ただヴァンデルモンドは政府がこれを指導的に積極的に行なうべしという点がちがうのです。

ヴァンデルモンドは政府に対して労働とアンデュストリを奨励し、国民全体に資本の蓄積を促すことを求めます。詳しいことは省略いたしますが、たとえば、政府は大衆の日常的な、多様な消費に応じて、常に新たな「人為的欲求」を生みだし、またこれに対応して、女性、子供、老人、身体にハンディを持つ者等にもそれぞれに適した雇用の機会を作りだすこと、新しい企業には援助を惜しむべきでないこと等々です。

ヴァンデルモンドは大いに政府の指導や奨励の必要を説くのですが、しかし彼は国内産の規制や対外的保護を求めるものではありません。彼は「自由で平等な」個人の主体的な経済活動を基本としていますし、ただその上で政府の指導と奨励によって個人の自由な活動の条件を作りだし、「人為的欲求」の拡大によってフランス経済の後進性を克服する道を求めたのです。これはヴァンデルモンドがステュアートに学んだものです。これはまた革命前のグルネたちの「柔らかなディリジズム」の復活と継承ではなかったのでしょうか。ヴァンデルモンドは、このあと、これもステュアートに学んで、公信用や銀行の問題について講義するプランを持っていたのですが、まえに申しましたように、フランスで最初の「政治経済学」講義は未完に終わりました。

#### 論外の展望

最後にナポレオン体制に入ってからのことを二、三、補足的にお話して終りにさせていただきます。

レドレルの産業主義の準備は直接的には、いまお話しましたように、ヴァンデルモンドにひき継がれたのですが、二人の間には政府の役割をめぐる大きな違いがありました。政府の指導や介入を積極的に求めないという点では、レドレルの産業主義の準備は、むしろ政府の介入を積極的に排除するという、むしろ強められた特徴をもって、キャナル、セイ、デスチュ・ドゥ・トラシ等のイデオログたちにひき継がれるといった方がよいでしょう。

一方、ヴァンデルモンドのディリジズムの産業主義は、総裁政府に続く執政政府、帝政へと進むナポレオン体制のもとで、ヴィタル・ルー<sup>29)</sup>とフェリエ<sup>30)</sup>にひき継がれていきますが、ルーはいわば未完に終わったヴァンデルモンドの「柔らかなディリジズム」を実践に移すようなところがありまして、ルーは結局は帝政時代に『商法典』を編纂して<sup>31)</sup>、ナポレオンのブルジョワ的側面を支えますが、もう一人のフェリエはナポレオンの「大陸制度」を示唆し擁護し、その失敗のあとにも賞賛して、ナポレオンの強権的側面を支えました。フェリエのディリジズムは、その権力主義的な性格からすれば、むしろエタチズムというべきでしょう。ヴァンデルモンド、ヴィタル・ルーの「柔らかなディリジズム」の政策はシャブタル<sup>32)</sup>に継承されるといってよいでしょう。冒頭でお話しました吉田静一さんは、シャブタルをナポレオンの「大陸制度」の推進者で、それゆえに典型的な「固有の重商主義」としますが、シャブタル自身は航海条令にも「大陸制度」にも懐疑的でしたし、輸入禁止等の強力な保護主義は報復的措置にとどめるべきことを力説しています。シャブタルはむしろ国内的自由放任政策に裏づけられた対外保護主義、すなわちグルネ、フォルボネ、ダンジュール等の「柔らかなディリジズム」の継承者と考えるべきではないでしょうか。長い時間、おききいただきましてありがとうございました。



注

- 1) 桑原武夫編『フランス革命の研究』(1959、岩波書店)、第4章「経済思想」(河野健二)、第8章「産業保護主義」(吉田静一)。
- 2) Child, J., 1630-99. Traites sur le commerce et les avantages qui résultent de la réduction de l'intérêt de l'argent. Amsterdam et Berlin, 1754, xii, 483p.
- 3) Vincent de Gournay, J.C.M., 1712-59. Traités sur le commerce de Josiah Child avec les Remarques inédites de Vincent de Gournay, éd par T. Tsuda. Tokyo, 1983, xiii, 485, [i]p.
- 4) Turgot, A.R.J., 1727-81. Eloge de Vincent de Gournay *Oeuvres de Turgot*, Tom. I, pp. 595-623. 津田内匠訳『チュルゴ経済学著作集』、「ヴァンサン・ドゥ・グルネの讃辞」41-60頁・71。
- 5) Forbonnais, F.V.de, 1722-1800. Elémens du commerce. Leyde, 1754, 2vol.
- 6) Plumard de Dangeul, L.J., 1722-77. Remarques sur les avantages et les desavantages de la France et de la Gr. Bretagne, par rapport au commerce et aux autres sources de la puissance de Etats. Leyde, 1754, vi, [viii], 408p.
- 7) Tucker, J., 1713-99. A brief essay on the advantages and disadvantages which respectively attend France and Geart Britain with regard to trade. London, 1749, V, 79p.
- 8) Turgot, A.R.J., 1727-81. Edit de suppression des jurandes *Oeuvres*, Tom. V, pp. 238-255.
- 9) [ Le Couteulx de Cantelieu, J.B., 1749-1818 ] Observations de la Chambre du commerce de Normandie sur le Traité de commerce entre la France et l'Angleterre, Rouen, 1788, 117, 73p.
- 10) Clicquot-Blervache, S., 1723-96. Considérations sur le Traité du commerce entre la France et la Grande-Bretagne. Londres et Paris, 1789, 144p.
- 11) Bouloiseau, M., Cahiers de doléances du tiers état du baillage de Rouen pour les Etats généraux de 1789, 1957-60, 2vol, Tom. I, pp. 68-72. 河野健二編『資料 フランス革命』1989, 岩波書店、69-74頁・71 (木崎喜代治訳)
- 12) Morellet, A., 1727-1819. Prospectus d'un Nouveau Dictionnaire de commerce. Paris, 1769, viii, 381, [i], 34p.
- 13) Papiers de Morellet, MSS. Fonds général, 2491-2582, Bibliothèque municipale de Lyon.
- 14) Lettres de l'abbé Morellet à Lord Shelburne, Paris, 1898, pp. 105-106. (Lettre, Paris, 12 mars 1776)
- 15) Maugras, J.B., 1762-1830. Dissertation sur les principes fondamentaux de l'association humaine. Paris, an IV (1796), 218p.
- 16) Roederer, P.L., 1754-1835. De l'esprit de la Révolution de 1789. Paris, 1831, viii, 233p.
- 17) Journal d'économie publique, de morale et de politique. Paris, 1796-97, 5vol.
- 18) Roederer, P.L., Cours d'organisation sociale, dans *Journal d'économie publique, de morale et de politique*, an V (1797), Tom. III, pp. 118-133, 212-224, 257-267.
- 19) Garnier, G., 1754-1821. De la propriété dans ses rapports avec le droit politique. Paris, 1792, [iii], xxxvi, 208p.
- 20) Garnier, G., Abrégé élémentaire des principes de l'économie politique. Paris, 1796, XV, 248p.
- 21) Roederer, P.L., De la propriété considérée dans ses rapports avec les droits politiques, dans *Journal d'économie publique, de morale et de politique*, an VI (1798), Tom. V, pp. 333-350.
- 22) Roederer, P.L., Mémoires sur quelques points d'économie publique, lu au Lycée, en 1800 et 1801. Oeuvres, Tom. VIII, 1859, pp. 41-97.
- 23) Canard, N.F., 1750?-1833. Principes d'économie politique. Paris, an X (1801), [4], 236p.
- 24) Say, J.B., 1767-1832. Traité d'économie politique. 1803, 2vol.
- 25) Destutt de Tracy, A.L.C., 1754-1834. Elémens d'idéologie. Tom. IV, Traité de la volonté et de ses effets. Paris, 1815, vi, 518p.; Traité d'économie politique, Paris, 1823, iv, 354p.
- 26) Roederer, P.L., De la majorité nationale, de la manière dont elle se forme et ses signes ou peut la reconnaître, ou Théorie de l'opinion publique, dans *Memoire d'économie publique, de morale et de politique*, Paris, [1799], Tom. I, pp. 77-88.
- 27) Vandermonde, A., 1735-96. Economie politique, dans *Séances des Ecoles normales*, Leçons, nouv. éd., an IX (1800). Tom. II, III, IV, V.; Debats, nouv. éd., an IX, Tom. I.
- 28) Creuzé-Latouche, J.A., 1749-1800. Discours sur la nécessité d'ajouter à l'Ecole normale un professeur d'économie politique. an II (1794), 11p.
- 29) Roux, V., 1760?-1846. De l'influence du gouvernement sur la prospérité du commerce. Paris, an IX (1800), 484, (iii)p.
- 30) Ferrier, F.L.A., 1777-1861. Du gouvernement considéré dans ses rapports avec la commerce. Paris, an XIII (1805), 2vol.
- 31) cf. Projet de code du commerce, présenté par la commission nommée par la gouvernement, le 13 germinal an IX. an X (1802), xxxvii, 143p.
- 32) Chaptal de Chanteloup, J.A.C., 1756-1832. De l'industrie française. Paris, 1819, 2vol.; C<sup>xxx</sup>, le comte de (Chaptal). Quelques réflexions sur l'industrie française en général, à l'occasion de l'exposition des produits de l'industrie française en 1819. Paris, 1819, xx, 84p.

## 津田内匠報告に対するコメント

西川長夫  
(立命館大学)

たいへんすばらしい、興味深いお話をうかがいました。津田先生の学識に圧倒され、それにコメントを加えるなど私には思いもよらぬことです。私は経済学のことはまったく素人で、経済学の勉強もしたことはありません。それでそのようなまったくの素人が今の報告をお聞きして、どのような点で感銘を受けたかということだけを、三点ほど話させていただこうと思います。

第一点は、フランス革命と経済学という話を聞くことができたということです。それはどういうことかといいますと、今度の革命200周年でいろいろな行事があり、私もいろいろなところに参加しましたが、経済思想の報告を聞いたのは初めてではないかと思っています。7月初めにあったパリの、世界学会でも300くらいの報告があったと思いますが、経済の問題に関しては、下部構造の問題であるとか、所有関係の問題であるとか、あるいは経済思想の問題であるとかに関する報告は、これはメインテーマが「革命のイメージ」というせいもあって、ほとんど出てこなかった。日本から出席された柴田、塚本先生も高橋幸八郎の後継者をもって任ずる立場ですけども、結局、フランス革命は文化革命として意味があるというような結論にもっていかれた。それまではフランス革命のオーソドクシーといいますか、中心的な主張というのは、やはり下部構造を見ていこうというものだったのですが、たいへん大きな変化が起きてしまっている。これは少し行きすぎといいますか、納得できない点があります。私のように文学から歴史に入ったものにとっては、イメージだとかレトリックだとか、文化的側面が強調されて、つまりいままで文学者が文学研究で使っていたような用語で歴史が語られ始めていて、たいへん都合がいいのですが、しかしフランス革命を歴史的な事件としてトータルに解釈するということからは、全体の方向が少しずれてしまっているのではないのでしょうか。このような状況の中で、経済学をなさっている方はどのように考えていらっしゃるのか、そちらの側からの発言もあまりないので、かねがね疑問に思っていたわけです。そういう点でも、今日のお話は、たいへん有益で有り難かったと思います。

第二点は、啓蒙主義と革命というテーマにかんしてです。これも最近の傾向としては、啓蒙主義と革命をあまり結びつけないといいますか、むしろ否定的な見方が強いのではないかと思います。最近ジャック・ソレが、*La Révolution en questions* (問いただされる革命) という本を書きました。この本は、この10月に東京で開かれた国際シンポジウムで、ミシェル・ヴォヴェルさんが、最近のフランス革命研究の動向を述べたときに、「第三の修正派」としてかなり時間をとって紹介された本です。タイトルからもわかるように、既成のテーゼすべてにその疑問を投げ掛けるという形で、50近くある章のタイトルと節の小見出しの全部に疑問符がついているという面白い本です。その冒頭が「啓蒙主義は勝利したか？」ということでありまして、啓蒙主義と革命とを安易に結びつけることに対する批判的な観点を提起している。啓蒙主義の思想というのは、マンタリテ・フランセーズに浸透していたかどうかということです。これは結局、具体的に考えれば、先ほどのレドレルの話に関連いたし

ますが、少数の知識階級、とりわけ貴族に浸透しただけであって、一般大衆の間ではやはり古いカトリック的なイデオロギーが支配している。さらに、啓蒙思想自体が革命的な内容を持っていたかどうかという点でも問題があるわけです。ルソーも革命派と反革命派の両方から使われているわけですが、それ自体としてそれほど革命的ではなかったのではないかという問題もあります。また革命直前のフランスにおいて革命的な心性というのが果たして存在したのか否か、これも否定的な結論が導きだされているわけです。このような形で、啓蒙思想と革命を安易に結びつけることに対する批判が、今たいへん強いわけです。

しかし、私は以上のような議論のたて方、設問自体の中に問題があるのではないかと思います。つまり啓蒙思想というひとつの思想と革命という政治的事件とを、無媒介に結びつけて影響関係を問うのであれば、そこから出てくる結論というのはおのずと決まってきます。危機的な状況のなかで特定の思想が物質的な力として現実化していく過程や場というものを想定して、それぞれの局面をもっと精密に観察すべきではないか、というようなことをばくぜんと考えていたのですが、今日のお話で、レドレルの世論の形成、上昇と下降という理論がまさにこの問題に関する一つの解答を与えてくれていると思いました。

次いで第三点ですが、近代国家の形成と経済政策との関連についてです。私自身も近代国家の形成、特に国民国家が形成されていくときに統合と排除の原理が、どのように働いているのかということに興味を持っています。たとえば、ひとつのエピソード的なものとしては、パスポートに興味を持ちまして少し調べているのですが、フランス革命の初期の段階では、パスポートというのは旧制度下の特権の象徴として、また個人の自由に反するものとして、廃止論が強くなっていきます。これには商工業者からの強い要求もあるわけです。91年の憲法の条文の中に「個人の移動の自由を認める」という項目があり、そこに抵触するということでパスポートが完全に廃止されます。ところが3ヵ月と続かないわけです。具体的には、当時のパスポートは国内のデパルتمانからデパルتمانへの動きも規制しているわけですが、パリに浮浪者や貧民が殺到する。当時の人口を6、70万とすれば、そこに20万ぐらいの浮浪者が集まってしまったという報告もあります。さらに外国のスパイが入ってきたという噂があったりして、結局3ヵ月後に再び新しいパスポートが作られるという具合になります。そのときの議論で、商業の自由や個人の自由と、国家の利益や安全とが真っ向から対立し、最終的には国家利益の側が勝ちを得ました。これが、近代的なパスポートの始まりとなって、それ以後むしろパスポートの制度は非常に強化されます。

このような動きは、外国人の問題に関しても同じようなことが出てきます。実は先週の土曜日、フランス文学会で、「フランス革命と外国人」というテーマで報告したのですが、現在我々が言う「外国人」の概念は、フランス革命以後のもので、それ以前はご承知のように王国は婚姻関係をヨーロッパ全土にもっていますし、大臣もいろいろな国からきています。軍隊でも外国の軍隊、外国の将軍というものを呼んでくるわけです。つまり王国は一種のインターナショナリズムをもっていたわけです。しかし、フランス革命の過程をみていると、国民の概念を造り出す、とくに市民の概念から国民の概念に転換していくその過程で、外国人という対立概念が成立してきます。たとえば93年憲法の中にもありますが、そこで外国人と市民がどのように違うのかという国籍法のような条項が憲法の中に入ってくるわけです。その過程を見ていると、最初はなるべく外国人を引き入れようとする、外に開かれた革命ですが、それが最後には外国人を徹底的に排除するということになってくる。その過程が、国民国家の形成であったと思います。

その過程の中でひとり代表的な例として、アナカルシス・クローツという人物を取り上げてみます



と、彼はプロイセンの貴族（バロン）で、オランダ系の大富豪の息子、大きな船主、そして銀行家です。ヨーロッパふうの教育を受け、プロイセンの国籍がありましたがほとんどドイツ語を話さずにフランス語を話す。それでフランスのリセの教育を受け、その後ドイツのベルリンの兵学校に入りました。その途中に父親が死に、フランスに帰ってきて、そしてフランス革命に遭遇することになります。この人がいちばん最初に有名になったのは、90年の連盟祭の時で、20人ほどのいろいろな民族衣装を着た外国人を議会に連れていき、連盟祭への参加を要請する。つまりフランス革命はフランス人だけのものではなくて世界人類のためのものであるということです。その後フランスの議会は、外国の有名な人たち、たとえばトマス・ペインであるとかワシントンであるとかシラーとか、そういう人たちにフランス市民の国籍を与えるということを行います、このクローツという人もそこで市民権を与えられ、その後の選挙でトマス・ペインと二人国民公会に選出されます。

この人物がどのような思想を持っていたかといいますと、銀行家であって一種の徹底した自由主義思想を持っているわけです。このクローツのことは最近の歴史家はほとんど忘れてるんですけども、偉い歴史家は非常に高く評価している。たとえば、ミシュレー、ジャン・ジョレスが非常に高い評価を与えています。ジャン・ジョレスがクローツの思想を三点にまとめている。第一に、権力の普遍性を主張したこと。これは人権宣言はひとつの国に限られていては実効を持たないということです。第二は、交換の普遍性を主張したこと。これは商業の自由です。第三には、信仰の普遍性を主張したこと。これは既成の宗教にとらわれていては国家間の対立を招くだけであるということで、無神論を介しての自然宗教のようなものを考えているようです。

しかし、この人物が、フランス革命が進行していく中で、最後には排除されてしまいます。これはエベール派として処刑されるわけですが、そのときロベスピエールがジャコバン・クラブで行なった演説を引用させていただきますと、「我々はドイツ人の男爵を愛国者として認めることができるだろうか。10万リーブル以上の年金をもつ男をサンキュロットと呼ぶことができるだろうか。銀行家や、フランスの敵である反革命者たちとしか暮らせない男を共和主義者と信じることができるだろうか。フランス人よりも一層愛国者に見えるように望む外国人どもに用心しよう。クローツ、おまえは我々の敵とともに、外国の列強の手先やスパイとともに生活している。彼ら同様監視されるべき裏切り者だ。最後にクローツ、おまえは外国人だ、プロイセン人だ」、というようにしてジャコバン・クラブでの告発演説を終わる。このような形で、急進的な社会政策が作られていく裏側で、外国人の排除が行なわれ、そうすることによって国家が強化されていく。

今日のお話をお聞きして、改めて強く感じたのは、国民国家の枠組みがだんだん出来上がっていく、その中で、経済的な自由はどうなるのか、あるいは経済学のさまざまな理論はどのようにになっていくのか、という観点の重要性です。国家装置と国家イデオロギーの非常に強い圧力の中で経済思想も形成されていくのだと。そして、国家の論理と資本の論理というのは必ずしも一致せず、そこでいろいろな葛藤が表われてくる。それが経済的な自由と保護主義との対立、あるいはデリジスムという形で出てくると思います。最近、フランス革命はブルジョア革命だという講座派的なテーゼがいろいろな面で言い難くなってきていて、そこで最後の拠り所として、フランス革命は商業の自由をもたらした面と、それも日本の現代のような独占を認める自由ではなくて、本当の自由をもたらしたのだという意見が出されています。それにはアラルド法やル・シャブリエ法といったものが念頭にあるのだと思いますけども、そういうことで経済的な自由主義とフランスのブルジョア革命を結びつけようとする動きがあるわけですけども、私がいま言ったような国家形成ということを考えていくと、そういう説はどうも成り立たないのではないかと思います。ル・シャブリエ法も一面では自由主義ですけども、し

かしこれは一方で国家というものの枠を強調していて、国家と個人の間の中間的な団体を排除することが趣旨なのです。

少し長くなりましたけれども最後に一つだけ、今日のお話ではナポレオン期やとりわけ総裁政府の時代に照明が当てられていて、これは現在のフランス革命研究ではあまりやられていない弱い部分なのですが、そういう点でも私にとってはたいへん刺激的で興味深いお話であったということを付け加えさせていただきます。

## 「フランス革命と明治維新」

河野健二

(京都市立芸術大学)

### I 近代革命の三条件

明治維新をフランス革命と同一に論じることができるかというテーマで話をするわけですが、フランス革命につきましては、今、津田先生から非常に学問的、理論的な分析、それから学説、あるいは経済政策にわたって、教えられるところの多い分析をいただきました。そこでは、例えばフランス革命というような革命が起こるためには、一種の後進性認識、フランス革命の場合はイギリスに対する後進性というものが自覚され、それが危機意識になって、思想形成がなされるというプロセスが明快に指摘されていたと感じます。そしてそのような後進性の自覚と、それに基づく政治的、経済的な危機意識というものがあって、革命、すなわち非常に例外的な変化が歴史の中で起こるという点では明治維新も共通していると思います。日本の場合にも強烈な後進性の意識が危機意識となって、それが明治維新につながるわけです。私の話はそういうこと扱うことになります。

いわゆる近代革命、これをブルジョア革命といってもよいのですが、そうするとブルジョア革命に対してプロレタリア革命というものがあるとすぐに連想され、プロレタリア革命というのはいったい何かという非常に難しい問題になりますので、むしろ日本語で言われている「市民革命」という言葉を使ったほうがよいと思います。そういう近代革命、あるいは市民革命の条件は何かということ、いろいろ突き詰めて考えてみますと、それは次の三つであると私は考えます。

その第一のものは、制度の近代化です。私的所有権を確立すること、営業や経済活動の自由を認めること、人権を保障することなど、さまざまなことが含まれますが、要するに法律制度を根本的に改めることによって、産業を発展させ、近代社会を作るということが含まれていなければならない。但し制度の近代化さえあれば革命といえるかどうかという問題があり、やはり革命と言われるためには制度の近代化だけでは不十分であって、例えば近代的な制度を輸入することが旧来の政治権力によってなされる例はいくらかあるけれども、だからといってそこで革命があったとはいえない。

革命といわれるためには、政治の民主化、この民主化というのも曖昧な言葉ですが、民衆あるいは一般の人々にたいして政治あるいは政治過程が解放され、あるいは無理やりに民衆が政治過程に入りこみ、そのことによって政治の仕組みが大きく変化することです。単に経済活動が自由であることにとどまらず、非常に大きな政治変動が現れる。そして、ある場合には非常に急進化し、ある場合には急進的な運動に対する弾圧が強烈に行なわれ、あるいは恐怖政治がしかれ、あるいは経済統制が行なわれる。いずれにしてもその中で、政治が貴族の政治から民衆の政治というものに変わることが重要です。その過程は政治変動の連続であって、政治的独裁があり、それに対する抵抗運動が展開され、政治のプロセスの中に一般の人々がたくさん入りこんで平等を要求して行動する。このようなことがなければ、革命とはいえないと思います。ただし政治の民主化というのは、どこまでいけば民主

化が達成され、どこから先は民主化ではないと評価するのかという非常に難しい問題があります。フランス革命のプロセスの中でも、政治の民主化は十年間では完成しなかったという説もあります。フイエという歴史家の説によると百年ほどかかるということですが、それは第三共和制が確立する頃まで政治の変動過程というものは続く、つまりナポレオンが現れてきたり、二月革命があったりということも考えなければならないという考え方です。政治の民主化は簡単ではないわけです。しかしいずれにしても、大衆が参加して政治的変動が行なわれ、その中で民衆が政治的に成熟して、議会制デモクラシーが定着することが必要です。

第三に国家形成という問題を挙げたいと思います。これは革命成立の条件というよりむしろ近代革命を制約している条件です。近代革命は、必ずしも国家を近代化するために行なわれるわけではないのですが、結果として、また先ほど西川長夫さんが言われたように、革命過程全体を制約しているのは近代国家ができあがってくるプロセスであるので、国家形成を無視して近代革命を論ずるわけにはいかないのです。そして国家というものは、人間の集団の在り方のモデル、近代的統合のモデルを作りますが、逆に言えばそれは中間的な集団が解体して、個人に分解するプロセスです。だから近代革命を経過することによって、一方の極に個人、それもかなり自由な個人というものが現れ、しかし他方の極でその自由な個人が国家を背景にすることによって初めて自立できるという関係になります。つまり、国家と個人が両極に現れ、そして中間の農村共同体、あるいは地方自治体が分解していくというプロセスになるわけです。だから近代革命と国家は結び付いているのです。以上のような三つの条件があります。

### II フランス革命

そこでフランス革命の場合は、すでに誰方もご存じのように、制度の近代化という意味での変革は、89年に始まって、91年に一応出来上がった。91年の憲法というのは立憲君主制の憲法であり、所有者の秩序であって、89年の基本線で宣言された人権宣言、封建制の廃止などの成果を、91年の憲法という形でまとめたわけです。89年から91年までのプロセスは、制度の近代化だと考えていいのではないかと思います。

しかしその制度では、フランスの状況の中では、すべての人を満足させるわけにはいかず、具体的にはここで戦争が入ってきて、国王を逮捕するなど、92年の8月10日の革命といわれるような、民衆の介入による非常に大きな政治的事件が起こるわけです。その過程で民衆、あるいは一般の大衆が政治の主人公であるということが非常に強く自覚されて、それがバリのコミューンという自治組織、コミューンに後押しされたモンタニヤール、つまりジャコバン＝モンタニヤールの路線となって展開されるわけです。フランス革命の中では、92年から94年までの間に、いわゆる政治が一般民衆の手に移行し、それを代表するエリート集団であるモンタニヤールが独裁を行なった。この場合、自由よりも平等が大事であり、その平等は単に権利の平等とか法律上の平等ではなく実質的平等が求められた。一方ですべての人間、とくに困っている人間に生活保障をする社会が必要であると強くいわれながら、他方では、戦争状態の中でそのような保障は不可能ですから、結局、恐怖政治、テロルという状況に落ち込まざるをえなくなります。民衆の政治参加、あるいは民衆の権力掌握が辿りついたのはこういう状態でした。

フランス革命が革命の見本のように言われるのは、この92年から94年までの急進化とその挫折の経



験を持ったことが非常に大きいわけです。政治の民主化がそれで達成されて確定するわけではなく、モンタニヤールが没落してもなかなか政情は安定しません。ディレクトワールの時期がその後五年間も続き、その後にナポレオンが出てくることになります。ナポレオンの問題をフランス革命に含めるかどうか議論があるところですが、それは一応別とします。そうすると1799年の執政政府あるいは総裁政府は、ディレクトワールのときは政府の力が非常に弱かったのを、三人の執政、あるいは統領に権力を集め、より安定的な政府を作る、そのための憲法をつくるということが、ブリュメールの直後に行なわれ、それがナポレオン政権に移行していきます。すると99年の憲法は第三の条件である国家形成を達成したものといえます。

### Ⅲ 明治維新

明治維新の場合も、先ほども言いました通り、フランス革命の場合と同じように、経済の後進性、あるいは内部からの変革に先立つ外的な条件によって非常に大きなインパクトを受けたことは周知の事実であります。そういう状況の中で戊辰の内乱があり、これが明治維新の出発点をなすということ、つまり官軍が西の方から進撃して東京まで来てさらに北にむかって進むという状況は、やはり内乱であり、内戦です。この内乱を経ることによって、これまでの尊皇攘夷あるいは外国排斥主義をスローガンとしていた攘夷運動が一挙に転換し、開国和親へと国を開き、諸外国と和解することを国是とする政権ができます。そして明治政権は成立と同時に一挙に国内改革を実行するわけです。これは明治4年に廃藩置県を断行し、それから田畑手作り勝手作りを認めたこと、要するに国家統一と営業、経済活動の自由、さらに明治6年の地租改正、それから徴兵令、教育制度の改革と、どれをみても非常に思い切った改革です。例えば廃藩置県にしても、従来大名が支配していた関係を一掃して、県知事を置き、旧来の士族には後で秩禄処分として賠償をあたえて権利を没収します。この点、フランス革命は封建制度を無償で撤廃しましたが、日本の場合には有償であったことが問題になるのですが、それは諸大名を一挙にポストから排除して貧困の内に放置するわけにいかなかったわけです。フランスでもすべての貴族が財産を失ったわけではなく、とくに僧族は国家公務員になって給与が保障されています。

また地租改正というのは、土地を耕作している農民の土地所有を確認する作業ですから、私有財産の設定という非常にはっきりした改革です。ただし私有財産の所有者であることを認める代わりに税金、つまり地租を出せというわけです。もちろんその地租がかなり高かったというようなことはありますけれども、これはフランス革命の場合にも租税額が特に低減されたということはないので、あまり質的に相違はないのです。もちろんフランス革命の貴族に相当するものを、どのように取り扱うのかということでの違いはありますが、要するに土地所有権を確認し、営業の自由を認める、それから市民平等を宣言するという改革が明治5、6年まで継続して進化したということが大きな事実であって、この点では制度の近代化が進んだといえると思います。したがって、よく言われるように明治維新は王政復古、つまり古い王政が復活しただけであって、後向きに走ったものだという評価はまったく具合が悪いと思います。ただしそれは制度の改革であって、それをもって革命とするわけにはいかないという問題があります。

しかし政府の上からの改革が一応一段落しかかった時に、ご承知のように右と左からの変化が起ってきます。つまり西南の役や佐賀の乱といった反乱の勃発、これは政治過程において非常に大きな

変動が起こり始めたという意味を持ちます。その士族の反乱と、今度はもう一つブルジョアの革命運動という形で、最近よく言われる自由民権運動が全国規模で非常に深刻に展開し、秩父事件をそのピークとして、それに至るまでに全国的な規模の請願運動、演説会が地租軽減要求や百姓一揆と並行して非常に盛んに行なわれ、地方に出来た地方議会もそれに敏感に反応しています。これらを見ておきますと1874年から、少なくとも81年つまり明治14年の政変までの期間、日本で民主主義の実現を求めて戦われた政治運動があったことは明らかな事実だと思います。明治14年の政変は、井上毅が詳しいプランを作り、クーデタによって政局の安定を図ったものです。政府は10年後、実際は、9年後でしたが憲法を作り議会を開くことを約束し、その代償に福沢諭吉、大隈重信など慶応大学、早稲田大学を作った人々とその関係者を政府内部から追放しました。これは日本の政治路線を決定した非常に大きなクーデターです。福沢はもちろん政府の一員ではなかったのですが、伊藤博文などに頼まれて新聞発行の準備をしていました。その福沢や大隈の路線を明確に拒否したのです。明治22年の憲法に至る路線がこうして設定されたのです。それゆえ、基本的には14年の政変によって自由民権という民主主義運動の前途は切断されたのです。しかし、だからといって政治の民主化が一切なかったというわけではありません。

それから日本には条約改正の問題があり、つまりいわゆる近代国家としての日本を急速に作るためには諸列強との間の条約改正、つまり対等の国際関係を作り上げることが急務でした。自由民権運動の人々もまた民権から国権へという方向に進むのですが、日本の場合には第三の条件である近代国家の形成という問題は、非常にあるいはあまりに強く意識されすぎたといえます。外圧への対抗が明治維新を規定する根本的な条件であったので、自由民権運動はそれ自体としては十分な展開を見せませんでした。しかし、それでも明治7年から14年までの7年間ほどは広い意味での政治の民主化の時期であったといえると思います。

### Ⅳ 歴史認識の立場

以上のように見てきますと、フランス革命とフランス革命から70、80年後に日本で展開された明治維新とを考え合わせるとき、両者は大きな意味で近代革命の過程をたどったものだと言えると思います。しかし、このように明治維新を明治革命とする見方は、日本ではあまり普及しなかった。ことに官学でそうであった。それは大きな問題だと思いますが、他方、民間史学というか在野の歴史学の人々は、だいたい明治維新は紛れもない革命だという考え方をとっているのは非常に注目すべきことだと思います。例えば福沢諭吉が明治8年という非常に早い時期に『文明論之概略』の中で、明治維新を次のように説いています。「全国の知力、つまりインテリジェンス、悉く、幕府を倒すという目的に向かって慶応の末年に革命の業をなしたるなり。」その革命の目的は、旧来の門閥専制を征伐することである。そして全国の知力は次に政府のあり方を改め、封建の制度をも廃止した。なぜなら封建制度は明治維新という革命によって廃止されたのだという評価をしています。それから同じ年に東京大学の初代の総長になる加藤弘之は『国体新論』の中で、「そもそも維新の大変動は社会的の大変動なり。貧富貴賤転倒の大革命なり。」これは非常に明確に、貧富貴賤が転倒した大革命だということを言っています。さらに竹越与三郎という有名な民間の史家ですが、少し遅れて明治26年に『新日本史』の中で、維新の大革命はその本来の大きな動機、大きな目的は社会的変化にあって、それは単に政権が変わっただけのことではなく、社会的変化がここで行なわれたと、維新革命は復古的革命



でも理想的革命でもなく、乱世的革命であると、非常におもしろいことを言っています。竹越によると復古的革命というのは、イギリスの革命だそうで、理想的革命とはフランス革命であって、日本は乱世的革命、つまりあまり目的ははっきりしないけれども、とにかく乱世の中で行なわれた革命であるというわけです。また山路愛山、これも有名な歴史家ですが、彼も日本の変革、あるいは日本の歴史を非常に特殊なものとして考えるのは間違いであり、それはある意味で人権思想が発達してきた歴史であると述べております。

こういうものを読むと民間史学では維新が革命だということが自明のこゝろのように受け継がれてきたとわかりますが、官学ではそうではなく、民間と官学の対立が明瞭になってくる際に、明治14年の政変の影響が非常に大きいと考えられます。先ほど申しました加藤弘之も、井上毅の考え方の方に動いてゆき、19世紀の西洋の学問は18世紀の自然法などと違っているので、ダーヴィニズムやスペンサーの社会有機体説など最新の学問による必要があると説いて「天賦人権説」を攻撃し、ルソーのごとくにいつまでもこだわっているのは間違いであるという具合に変説します。そして先ほど述べた、「維新は革命なり」ということを書いた『国体新論』を絶版にしていまいます。その年が明治14年であったというのが非常に象徴的です。つまり明治14年の政変を受けて加藤の考え方は、天賦人権説が幻想にすぎず、社会は優勝劣敗の社会、競争社会である、強いものが勝つのだと言う考え方になるわけです。

国立、あるいは官立大学は、政府の立場、つまり明治憲法に書かれている天皇制を万世一系のものとする考え方から離れられないということがあり、そうだとすれば明治維新で革命のようなことが起こったのを認めるわけにはいかない。日本の主権は継続していて、ただ中世なり近世なりにおいて、一時的に将軍が勝手なことをしただけで、明治維新は古代天皇制の継承だということにしなければ辻褄があわない。そういう立場を採らざるをえないということがあります。そういう天皇制を正当化するためには天賦人権説ではなく、社会ダーヴィニズムなどの考え方によってエリートの支配を肯定することと、もう一つはドイツの国家学を導入して、権威主義的な国家観を根付かせる必要がありました。東京大学法学部の穂積兄弟、つまり穂積陳重と弟の穂積八束らによって主張された考え方です。ドイツの国家学は歴史法学と言われたり、比較法学と言われるもので、基本的人権などの上に国家を構想するのではなく、国家とはもっと古くから存在している歴史的存在であって、歴史的存在の優劣をにわかに論ずるわけにはいかない、日本を含めすべての国にはそれぞれの歴史、特徴があり、それを尊重しなければならないという考え方です。特に穂積八束は非常に神がかり的、家族的な国家観であって、日本は祭政一致であるべきだと説いたわけです。しかし、官学はそういう考え方ばかりで統一されていたわけでもありません。国史を扱う場合にいろいろデリケートな問題が発生しており、例えば久米邦武、この人は岩倉具視と共に明治4年から一年半あまり欧米を回ってきて、有名な『米欧回覧実記』を書いた人で、東京大学文学部の国史料の教授でしたが、神道について論じ、「神道は祭天の古俗なり。」、つまり神道は宗教ではなく、単に天を祀る一種の自然崇拜の慣行、どこの民族にもある古くからの信仰の一形態であるということを言いましたが、それが神道派たちを非常に刺激して、東京大学を辞めざるをえなくなり、早稲田大学に移って国史の担当になりました。この例が示しておりますように、官学というのは民間の歴史家とは異なり、明治維新を革命ではないとする説に近づかざるを得なかったということがあります。

さらにもう一つの問題は、明治の時代以降、もっと学問的、客観的に日本の問題を考えるということが、その後いろいろな人々によって進められますが、その一つが近代化論であると思います。近代化論とは、先ほどの制度の近代化を非常に重要視した立場の人々であり、この人々は天皇制、明治憲

法などを正面から論ずることなく、むしろ日本社会の非近代性に重点を移し、そこに非常に大きな問題を感じたわけです。日本が近代化しなかったのは、権力の性質や大学を含む官僚性の性質などでなく、むしろ日本の家、村などで非近代的な関係がいつまでも続いたところに問題があるという立場を取ります。日本は明治維新を経過しているにもかかわらず、非近代的なものを非常にたくさん備えているので、維新は革命ではないという議論になっています。この場合、アダム・スミスやウェーバーの理論に依拠して、西洋社会が一面的に理想化され、それと日本の遅れた農村が対比されたりするのが特徴です。

最後に、日本のマルクス主義ですが、この場合も、日本の資本主義の前近代性、封建的性質、あるいは侵略性に重点を置いた考え方をしてきました。そうでない立場もあり、講座派、労農派の間で議論が戦わされましたが、日本の左派的な知識人をとらえた考え方は、日本の資本主義は構造的に非常に古いものを持っており、それは日本の社会に潜む封建制にあるということです。そしてその封建制は主として農村にあり、それが日本の資本主義を支えると同時に、その本格的な展開を妨害しているという考え方です。そうだとすれば、封建制は明治維新にもかかわらず残ったのだから、明治維新は革命なりとはいえない。マルクス主義の立場では革命は非常に大事なものですから、それが日本にあったとは、到底認め難いという感じがあったのではないのでしょうか。それからもう一つは、コミンテルンの影響がおそらくあります。コミンテルン、すなわち共産主義インターナショナルはレーニン、スターリンを中心として作られた世界各国の共産党を連ねた組織で、世界の革命運動の指導部でした。そこから発表されるテーゼは、各国のマルクス主義者、共産党員にとって金科玉条として受け取られました。1931年テーゼというのがあって、それは日本について封建制を土台とする天皇制が日本の革命運動の闘争目標であることを教えていました。私の考えでは当時のソビエトは満州国に対する日本の軍事進出に、非常に危機感を持っていた。日本の革命運動の打倒目標は、資本主義である以前に、侵略をやめず、侵略を計画している軍部と、その軍部を掌握している天皇制であると説き、その打倒を促したのだと思います。これは私の邪推かもしれませんが、日本資本主義の前近代性を非常に強調するのが日本のマルクス主義歴史学の立場です。この立場からすると明治維新はその前近代的な構造を作ったのだから革命でないことになります。考えてみると、官学の国家観や維新論は相当なこじつけであり、近代化論やマルクス主義は呪文を唱えていたようなもので、正確な認識に立脚して論理を構築したものとはいえません。現代は、近代化論、マルクス主義などの前提をはずして考えることが可能になっている時期であり、するとやはり民間史学が言ってきたような線で考えるのがまともではないかと私は思うのです。ご自由にご批判をいただきたいと思います。



## 河野健二報告に対するコメント

井田進也  
(東京都立大学)

河野先生の長い間の、含蓄の深い、かつ広範囲なご持論を拝聴することができまして、大変幸せに存じました。まず、楽屋裏から御披露いたしますと、昨夜先生のご本を拝見いたしまして、フランス革命も明治維新もきちんとやっておりますし、なにをどうコメントすればよいかと迷いましたが、今日は、ただいま伺ったことと、私が中江兆民を少しばかり読んで、その小さい節穴からフランス革命なり明治日本のことをのぞいた程度のことを、河野先生が最初に非常に明確に定義してくださったフランス革命の、あるいは革命の三条件というのに絡めてお話ししたいと思います。私が普段考えておりました中江兆民なり、あるいはとくにパリの二百周年大会で報告いたしました、「日本人がフランス革命をどのように見ていたのか」という問題点について、明治初年から明治憲法のできた22年、ないし国会の開設された23年あたりまでにかぎって、雑駁な感想を述べさせていただきます。

パリで議論になりましたことに、明治維新は革命か王政復古か、フランス語でいうレヴォリュションかレストラシオンかと、これはソルボンヌで催された世界大会の席上、柴田三千雄・遅塚忠射両先生の発表が「レストラシオン明治」という用語をお使いになり、そのすぐ後、さきほどコメントなさった西川長夫先生の、明治維新は革命であるという発表がありまして、日本からの東京と京都を代表する方々、東京学派と京都学派が、非常に対照的な発表をなさったので大いに議場が沸きましたし、世界大会のかなり大きなトピックスの一つになったと思います。そして日本における革命研究が長い間、非常に深くかつ広範に行なわれてきたという事実がクローズアップされ、『ル・モンド』も、経済力だけではなく革命研究の面でも、「エコール・ジャボネーズが台頭」したと書いていました。私はこの二つの講演をたいへん興味深く伺い、帰国してから東京と京都で行なわれたフランス革命二百周年の催しでも、さらにその先の議論を拝聴しました。明治維新が革命かどうかについては、はっきりしたことは申し上げられないのですが、さきほどの河野先生の「三つの条件」、――第一に制度の近代化、第二に政治の民主化、第三が国家形成と、その三つの条件が揃ってはじめて革命ということができる――というお説を拝聴しますと、フランス革命を考えるにも、明治維新を考えるにも、たいへん整理がしやすくなったように思います。明治維新が革命であるかどうかということについては、さきほどの柴田・遅塚両氏の発表でもそうですが、従来ほぼ無反省に明治維新ということが「レストラシオン」と、つまり幕藩体制が倒れて王政が復古したのだから、レストラシオンであるとされてきたと思います。しかし、革命研究や明治維新研究が国の内外で盛んに行われ、深められてはじめて、この問題が興味ある議論の対象になり、たまたまソルボンヌの講堂で大きくクローズアップされたという感じがいたします。

ソルボンヌでは実はもう一つ、ちょうど天安門事件の直後だったものですから、中国からは許明龍(シュウ・ミンロン)さんという方が一人だけみえて、私が最初日本人と間違えてご挨拶したことから、7、8月とパリに滞在中親しくお付き合いするようになりましたが、許さんは中国にフランス革命を

紹介した梁啓超という思想家についてたいへん熱のこもった発表をなさいました。許さんは梁啓超が依拠していた文献については言及されませんでした、その多くは日本語から入ったもの、ことによると中江兆民やその周辺の革命史、あるいは政論書が入っているのではないかと思います。初期にフランス革命を非常に高く評価していた梁啓超は、後には革命を明暗にはっきり区別して考えたようですが、じつは中江兆民も、1886(明治19)年の『革命前法朗西二世紀事』という本の広告文の中で、はっきり二つに分けております。

兆民の場合も、かれの革命観を端的に物語っていると思いますので、そのところだけ読ませていただきます。「一千七百八十九年法朗西革命ノ一挙タル 実ニ千古ノ偉業ニシテ 自由平等ノ大義燦然トシテ其間ニ煥発 欧州諸国ノ局面ヲ一変シ 政術ヲシテ始メテ理学高亮ノ旨義ニ合スルコトヲ得セシメリ」この「理学高亮ノ旨義」というのは、理学というのが兆民の哲学に対する用語ですから、要するにフランス革命の結果はじめて高尚な哲学的原理の上に政治が行なわれるようになったということをしているわけです。これは兆民がフランス革命を高く評価していた側面、新聞論説などから解釈しますと、彼がフランス革命の精神と考えていた面です。しかし、その後に続く文章では評価が百八十度転回しており、フランス革命、89年は非常によかったが、93年はいけないということになります。調べてみますと日本の民権家は多くの場合流血を伴った恐怖政治を糾弾しておりまして、1793年をふくめてフランス革命を全面的に評価することはむずかしかったようです。広告文の後半で兆民はフランス革命の形態にかんして、「然而テ 当初国会召集ノ時ヨリ早已ニ上下相軋スルヲ致シ、人心日ニ益々激昂シ 潰決横流ノ極 國中到處屍ヲ堆シ 血ヲ湛エ、今ニ至ルマデ人ヲシテ凄然タラシム」と書いております。

そうしますと1789年の国会召集から、さきほど河野先生がおっしゃった91年憲法の制定まで、革命の前期は兆民のいわゆる「政術ヲシテ始メテ理学高亮ノ旨義ニ合スルコトヲ得セシメ」た時期ということが出来ます。これは河野先生のお説に従いますと、第一と第二にあたるところ、制度の近代化、所有権の確立、営業の自由や、人権の保障その他、政治の民主化とが行なわれていた時期だと思えます。これに対して、後半の恐怖政治については、兆民ははじめ多くの民権家は拒絶反応を示さざるを得ませんでした。

河野先生に指摘していただいた三つの条件を、明治維新にあてはめてみますと、徳川幕府を倒したことだけが維新ではなくて、いつまで何年の幅をとるのかということがまず問題になるところですが、明治14年というのは、自由民権運動が最高潮に達すると共に、一方では明治政府が巻き返しにでて国家体制、明治憲法体制の確立へと第一歩を踏み出した時期になるわけですから、ある意味では革命の第三の条件である国家形成の出発点であったと考えられます。

さて明治維新が革命であるとし、国家形成にあたる時期がフランス革命とは逆の方向を向いているという結果が出てくるのではないのでしょうか。明治維新をどこまでとるかも問題になります。自由民権期というのは、五カ条の御誓文の「広ク会議ヲ興コシ、万機公論ニ決スベシ」に象徴されるように、明治政府が比較的リベラルであった時期、裏を返せば政權としてまだ基盤が確立されていなかったと言ってもいい時期であります。明治14年から15年にかけて自由民権運動が非常に盛んだった時期、この時期はたしかに政治の民主化、民衆の政治参加が大に行なわれ、これはよく引かれる例ですけれども、岩倉具視が明治15年の末に、各地の府県議会が民権運動の温床になっているというので、府県会廃止の建議というのをして、その中で当時の日本の状況を、フランス革命の前もこのようだったろうと危機感を漏らしています。明治14年の春ごろから、北海道の官営企業を二十年とか三十年とかの年賦という破格の値段で政商に譲り渡していたことが発覚して、官有物払い下げ事件という



たちで、明治憲法体制というのができていたわけですね。それを議論する場合に、民衆の政治参加、つ  
 そうしますと明治維新が革命か革命ではないかということを第一の制度の近代化はたしかに明治初年か  
 まり第二の条件が非常に大きな問題になってまいります。第一の制度の近代化はたしかに明治初年か  
 ら、積極的に行なわれ、鉄道を作るとか電信を引くとか、外国から巨額の借金をして次々にやるわけ  
 ですから、このようなことを続ければ破産してしまうのではないかと、当時日本にいたフランス公使  
 レオン・ロッシュはハラハラしながら、見ているわけです。条約改正を実現するために制度の近代  
 化がいそがれたという面もあったでしょう。それから、問題はありますけれども、第三の国家形成と  
 いうことについても、度重なる士族反乱と自由民権運動とを押さえたうえで明治憲法体制を経て、明  
 治22年の帝国憲法、それから翌年の帝国議会と、ともかくも近代的な国家体制ができあがっていくわ  
 けです。

明治期の日本人がフランス革命をどのように見ていたか、あるいはフランス革命から何を学ぼうとしていたかについてみますと、さきほどのジャコパンの勇ましい主張というのは当時いくらもあったと思うのですが、政治の民主化、国家形成などを実際に行なう過程で、何をフランス革命から学んだかという、やはり、国王処刑ではなくて、自由民権運動の二つの柱であった国会開設と憲法制定だろうと思います。帝国憲法は、井上毅に助けられた伊藤博文が民権派の追撃をかわすかたちで、いわゆる明治14年の政変を断行し、プロイセンやオーストリアに留学して明治憲法体制というのに持ち込んだことによって明治22年に成立したものです。

込んだことによって明治22年に成立したものです。  
 とところで明治前期を憲法論的に見ますと明治14年の政変に先だって明治9年に元老院で、中江兆民と河津祐之というふたりのフランス語のできる書記官が実質的な準備をになって書かれた「日本国憲案」があります。直接資料は残っていませんが、『元老院日誌』の記述と国憲案の文体を細かく検討してみますと、どうやら兆民は終始起草作業の中心にいたように思います。兆民はフランスから帰って来て、ルソーの『民約論』を訳し、明治前期のフランス革命紹介をほとんど集約するかたちで、『革命前法朗西二世紀事』という本を、明治19年に書いています。河津祐之という人は、ミニエの『フランス革命史』を、ミギエ『仏国革命史』と銘打って、明治9年から11年にかけて全訳しております。当時のフランスで定評のある革命史といえば、ミニエかチェールだったろうと思いますが、その

廃棄する過程で明治憲法体制が固まる重要な契機となったといえるでしょう。

元老院国憲案というのは、兆民なり河津祐之なり、日本の革命派が編纂に関与していた憲法案であったからこそ、岩倉具視や伊藤博文がこれを目の敵にして廃棄し、新たにドイツ流の憲法を作りなおすことになるでしょう。こういうケースは他にも見ることができます。たとえば明治初年にポアソナードが営々として起草した民法草案が最終段階で廃棄されてドイツ流に書き替えられた例を挙げることができます。元老院国憲案はフランス語のできる書記官が、フランス語で編まれた欧米各国憲法を端から日本語に翻訳したものをもとに編纂しており、しかもポアソナード「憲法備考」というお手本を示して書記官の質問に応じています。これは直接フランス革命の影響とは言えないかもしれませんが、ポアソナードが日本に紹介したフランスの法体系そのものが、憲法にせよ、民法にせよ、革命の試練をくぐり抜けてきたものですから、間接的にもせよフランス革命の洗礼を受けた憲法案が廃棄されるかたちで、日本の国家形成が強力になされていくことになるのではないのでしょうか。

れるかたちで、日本の国家形成が強力になされていくことになるのではないのでしょうか。

明治維新が革命であるのか、王政復古の事実在即してレストラシオンとすべきか、それとも実質的に流血なしの大改革を行なったわけですから、一応成功したレフォルムとすべきかについては、いろいろ議論があると思いますけれども、この間のパリの大会で、最後にまとめをなさったフランスのアギュロン氏が一つだけ極口陽一氏の講演を引用しておられました。それは、演劇を例に挙げて、たとえば日本に能というものがあり、フランスやイギリスに、ラシーヌとかシェイクスピアの演劇がある。フランス革命と明治維新というのは、ラシーヌと能がちがうようにちがうんだという説です。しかし、お互いの特殊性を認めた上で、なおかつ両者の間の普遍性を見いだしていこうとするもので、西洋だけがユニバーサルではないが、たとえば起源は西洋である基本的人権などはユニバーサルなものだから、そのようなものは認めていこうという提案です。これはたしかに、フランス革命に照らして明治維新はどうかという従来の議論にくらべて、非常に柔軟な考え方で、アギュロン氏が激賞しておられたのもうなずかれます。今度のフランス革命 200年の大会というのは、日本の明治維新研究にも非常に清新な角度、視角、ヒントを与えてくれたのではないかと思います。革命の面もあるし、レストラシオンの形態もとっておりますし、実際に改革として成功した例であるとも思いますので、どれか一つの枠に当てはめてしまうのではなく、普遍性と特殊性の両面からもう一度見直してみてもいいのではないでしょうか。失礼いたしました。



## 1989年日仏経済学会パリ・セミナー

1989年4月24-26日(於CNRS)

## 欧州経済共同体（EEC）の 国際経済関係をみる基本的視点

ポール・マイエ  
（リール第一大学；  
EC名誉事務総長）

ローマ条約は、その前文で、欧州共同体が共通の貿易政策をとることを明記している。したがって、EEC加盟国はそれぞれ、対外貿易関係で、一定の共通の枠組みを採用しなければならない。今日の日仏経済シンポジウムの主催者が、一人の“ヨーロッパ人”に対し、この枠組みの概要を説明することを信頼してきたその考え方は十分正しいのである。

EECの国際諸関係に対する姿勢をよく理解するためには、たえず次の二つの基本的な要因を心にとめておかなくてはならない。すなわち、まず第一には、EECは、自分自身を対外的に開かれたものにしようとしていること、第二には、EECは統合の途中にある、ということである。第一の見方がEECがつねによって立つ根拠を示しているとすれば、第二の要因からはEECがたえず変化している事実が導かれる。これら二要因のうちどちらかのみを考慮して他方を忘れると、そこに必然的に重大な誤解が生じてしまう。したがって、本論文ではまず始めに、これら二要因の各々を正確に説明し、次いでEECの対外姿勢のいくつかの面を論評することにしよう。

### 1. 開放経済地域としてのEEC

#### a) EECがとった最初の明確な選択

EEC加盟国は相互に開放体制をとりながらも、第三国に対して自らを相対的に閉鎖することもできただろう。また、EEC加盟国に住む3億2千万の人々は、エネルギーとある種の原材料の供給を保証することを除けば（もっとも、この点は重要な例外なのだが）、自分達だけの力で生活することも可能だろう。しかしそうした道は選択されなかった。1957年に締結されたローマ条約では、EECは対外的に開かれたものであるということ、また「国際貿易における諸規制を段階的に取り除いていくことに対して貢献する」必要のあることが示された。

欧州共同体がこうした立場をとったことにはいくつかの要因がある。まず一つの要因は、今から30年前に強調された貿易自由化への動きである。閉鎖的な各国が並立していた時期に、人々はあるゆる面で不都合を感じ、この状態から抜け出そうとした。他方では、経済学のいくつかの勧告が広く一般に受け入れられたことがあげられる。すなわち、第一には、比較優位を考慮に入れて、生産諸要素をいかにより効率良く分配するかという静的側面の勧告である。第二は、技術競争と技術革新を通じてイノベーションによる刺激がいかにしてもたらされるかという動的側面の視点である。

EECがこの明確な立場を見直したというようなことはただの一度もなく、EECは機会あるごとに世界にこの立場を宣言してきた。ただし、それが相互主義の上に立つことは自明の理である。

#### b) 開放へ向けての数々の活動

経済共同体を創設するためには共通関税を設定することが必要であった。共通関税は、GATT規定に従って、既存の各国税率の平均を上回るほど、保護主義的なものであってはならなかった。したがって、GATT規定に従ったならば、共通関税は既存の各国税率の一種の平均値のような値をとるべきであった。すでにこの事実からすれば、純粹に算術的な手段をとって、統一関税を設定することが十分できただろう。ところで、経済学者は、関税が統一されればそれだけますます関税の保護的色彩が弱まるということ、すなわち極端に言えば、完全な統一関税は無条件で為替レートが変更されるのと同じような効果を持つ、ということを知っている。したがって、共通関税は、その出発点からして、他の諸国家における大部分の関税ほど保護的な色彩は強くない。他の諸国家における関税の中にはしばしば部分的に非常に高率なものもみられる。たとえば日本の関税はこうした場合の典型的な事例である。

しかし、EECはさらに一步進めて、GATTの枠内で組織された様々な多国間交渉に参加することを承諾した。それは次のような諸分野である。

——まず第一に、関税率の大幅な切り下げ。

——第二に、貿易の非関税障壁の軽減、である。

こうした様々な変化の結果、欧州共同体は、文字どおり「財サービスの」「通過機関」として扱われるまでになった。

そして今では、EECはサービス貿易の自由化にも参加している（ウルグアイ・ラウンド）。

以上のことから、EECの開放体制への意思は明白である。

#### c) 相互主義の要請

基本的にEECは、外部に対して開放的であるが、それと同様に、CEE加盟国間でも開放的であろうとしている。さらに、こうしたEECの均衡あるいは相互主義の考え方は、GATTの本旨と目的とに合致しており、GATT条文の中にも示されている。したがって、GATTの事務局は、ただ単に貿易の自由化を促進するという目的だけではなく、全GATT加盟国がルールに従ってフェアに行動しているかどうかを審査する役割をも果たしている。

EECにおける相互主義という概念は、決して自明なことではなく、柔軟に、かつ微妙なニュアンスを入れて解釈されなければならない。相互主義の概念は、必ずしも二国間貿易がつねに均衡すべきだということを意味するものではない。それは、いわゆる“三角貿易”によって得られる利益を否定してしまうことになるだろう。それでも、EECと日本との間に存在するような不均衡がいまの水準よりも小さくなる方が望ましいことは事実なのだが。他方で、相互主義の考え方は、輸入の国内総生産に対する比率という意味での、開放の度合いが全加盟国に対して一様でなければならない、ということの意味するのでもない。というのも、開放度を一様に出来ないようないくつかの実質的な経済的理由があり、またそうした開放度の相違に対して、より社会的な説明があるからである。しかし、そうした経済的・社会的な事情を濫用するようなことがあってはならないことも確かである。したがって、相互主義の概念とは、むしろある種の意思の表現であり、また動態的な動きの表現でもある。すなわち、いまのべたある種の意思とは、自由貿易のルールに従ってフェアに行動しようとする意思であり、動態的な動きとは、貿易障壁の削減（それは当然貿易障壁の再現を強く阻む）という力学である。

いまのべたEECの基本的姿勢は、最近アメリカ議会の可決した包括貿易法とは両立しないもので



あるし、また、〔日本のような〕若干の国で、事実上第三国からの生産物輸入やサービス輸入あるいは資本の受け入れを妨げ、製造業であれ金融業であれ、外国企業の設立を規制する法規を変更するのにあまりにも手間どっている態度とも両立するものではない、といえる。

EECは、大規模な国内市場の創設を通して、四つの自由のもとに、第三国からの生産物とサービスの輸入および資本の受け入れをすすめていると認識しており、他国が、同様の努力を払うよう要請している。

EECの同盟国である第三国は、EEC内で相互主義に対する要請がますます強まっていること、これは政府レベルでもまた〔企業や消費者など〕経済主体のレベルでも同様である、ということを確認しなければならない。

## 2. EECの市場統合へ向けた動き

長い歴史を背景にもち、そうした歴史をできるだけ継続させていこうとする国々とは反対に、EECは、非常に新しい創造、すなわち統合的な経済空間と・政治的統合を創り出していこうとする根本的な新しい創造の道に進み出ている。共同体内で必要とされる整備は、数の点でも規模の点でも非常に大きいもので、しかも時間もかかるだろう。そしてこの統合の道は、EEC以外の世界中の国々との関係を組織化することを通じてはじめて効果をあげるのである。

### a) 経済統合地域の創造

われわれが大規模市場に期待しているのは、それぞれの国における産業部門構造と、ならびに、企業の技術的・商業的・法律的・金融的特質とを、それぞれ再編成することによって、全体的な経済効率が改善されることである。

これは次のことを意味している。技術進歩と（国内的、世界的）需要の変化によってそれぞれの国がたえず経験する再編成以外に、いくつかの活動部門の消滅あるいは急激な縮小、また反対に、ある生産物の生産が顕著に増大しさらに新製品が出現することに伴う変化、そして数多くの企業における根本的な改善に伴う変化、最後に国家の枠を越えた地域レベルの数多くの協力—これらが重要であることを、EEC加盟国がますます認識するようになっていく、ということである。こうした変化によってこそ、経済効率の上昇が可能となる。EECの最近の調査によると、こうした変化による経済効率は一年間におよそ200エキュ、EECにおける国民総生産の約5%と計算された。

もちろん、経済的な環境が好転するにつれ、この現象は累進的となるのである。20年前、EEC内での関税が撤廃された結果、特化形態に重大な変化が生じた。しかも、その変化は、産業部門間相互の特化というよりもむしろ、産業部門内の特化という形をとった。

今では、商品取引の完全自由化、とりわけ資本およびサービス供給の自由化、そして、企業設立の自由化が急速な勢いで実施されている。こうしたマクロ経済的な環境全体が、ヨーロッパ通貨制度（EMS）のおかげでEEC内の為替レートが大きく（完全にとはまだはいかないが）安定化されたことにより保障されてきた。こうした諸要素が（この動きはもう始まっている）、ヨーロッパの生産システムの革新的かつ重要な変化を引き起こすことになるだろう。

おそらく近い将来、政府調達市場の完全な開放によって、この現象はますます進展するであろう。もちろん、こうした現象はまだ、限られた数の企業数に関連しているといった問題はあるものの、こうした大企業は先進技術を用いる設備（たとえば、電気通信設備やエネルギー関連設備など）を生産する企業なのである。

こうした様々な変化が域内市場の完成と結びつくことによって相乗効果が起きたが、他方で、EECの拡大は、経済的に不均質な共同体を生み出す結果になった。例えば、EEC加盟国の国内総生産（GDP）の平均値を100とすると、加盟国GNPは、50と120との間に段状に並んでいる。つまり、GDPの最低値と最高値との格差は2.4対1である。共同体であろうとする地域において、そのような格差の存続はあってはならない問題である。以上のことから、1987年統一議定書では経済的・社会的な同質化という目標が設定された。この目標が、具体的には何を意味しているかという点、EECが、協同体として、域内格差を縮小するための様々な努力（構造基金をはじめ、数多くの方策）を払おうとしているということである。格差を縮小するためには、とりわけ新たな諸活動による活性化を通じて、経済的な後進国の経済構造を根本的に改善していくことが必要とされるだろうし、また、そのはね返りによって、それ以外の国の経済構造をも改善されていくことになるだろう。

いまだ、各国の生産システムが並列している構造から、完全な統合を指向する構造へと移行するこの時期にあって、いくつかの産業部門や企業が比較的不安定な状態に陥っていることは明白である。それは、蟹の脱皮時に甲羅が柔らかくかつ弱くなるのに似ている。また、第三国の様々な企業が、ヨーロッパの諸企業が第三国の企業と同じような進出の可能性を第三国において持っていないにもかかわらず、しばしば自国政府の恩恵または援助の下に、こうした過渡期を利用してヨーロッパに進出をはかろうとしている、ということもまた明白である。しかも、第三国ではヨーロッパでみられるような深刻な構造改善の事業はみられないのである。

### b) 経済統合に対する社会的ビジョン

こうした構造改革は、その直接的結果として、必然的に雇用削減をもたらすが、新たな雇用が創出され、再び均衡状態に達するには多少の時間がかかることになる。労働組合は、こうした構造改善に伴う適応を容易とするような仕組みが整わないかぎり（これが社会基金や開発基金の役割である）、この変化を受け入れないだろう。したがって、様々な変化がある種の進歩性をもつということが、社会的に必要なこととみなされているのである。

### c) ヨーロッパ共同体の建設に対する政治的なヴィジョン

ヨーロッパ共同体を建設する究極的な目的は何かといえば、ヨーロッパの政治的な統合であり、これによってヨーロッパは、自分たちに固有の文化を発達させつつ、同時に、世界的な発展と平和のために自分たちの責任を十分に果たすことができるような地位を世界の中で獲得することが可能となるのである。

現代の世界では力関係が決定的な要因であり、政治的統合体が現実に影響力を行使できるのは、ただ、その政治的統合が、しっかりと統合された経済によって裏付けられ、そこでの意志決定中枢が大部分域内に存在している場合だけである。そのもっとも極端なケースは、市場経済国に関していえば、おそらく日本であろう。日本の中・長期的な経済戦略は、企業と行政（とりわけ通産省の保護下において）との間で十分に協議され、計画されたもので、こうした企業と行政の二人三脚は、少なくともヨーロッパ人の目にはそう映るのだが、日本の文化的特徴の一つである。その結果、人々は、いわゆる“日本株式会社”などといった軽口をたたくようになった。こうした現象は、アメリカ合衆国ではそれほど表面に出ていなかったのだが、それにもかからず、最近ではにわかに現実味をおびはじめるようになった。

したがって、ヨーロッパが注意を払わなければならないことは、政治的統合が実現した暁に、それ



がうまく機能するために必要な経済的ベースを提供するような構造へと、生産設備の転換を、に導くことである。

#### d) 中期的ビジョンの下での漸次的に進歩を実現する必要性

ヨーロッパ経済の構造改善は、域内市場の完成（内的自由化）および対外的な開放体制の進展（外的自由化）という二つの側面で遂行されている。

EECにとっては現在、域内均衡化ともっと広い意味での対世界均衡化の二つの調和をどうとるか、いいかえれば、生産システムのヨーロッパ化と世界化との間のバランスをどう追求するかが、大きな課題である。

こうした問題に対して、純粋に経済学的な解答があるとするならば、それは次のような解答であろう。すなわち、市場諸力のなすがままにまかせて、その結果を見守ろうということである。こうした純粋に経済学的な解答は、もっと広い視野での考え方、すなわち一つには社会的なそれ、また他方では政治学的なそれを考慮に入れることを軽視している。

したがって、欧州共同体が注意しなければならないのは、ヨーロッパ経済が経験した諸転換が、同時に、最終的な政治統合の実現に対して、経済的に妥当し、また社会的にも容認できるもので、かつ政治的にも矛盾がない、ということである。また、欧州共同体は、ヨーロッパにおける今日的な変化を組織する中で次のようなことを確かめなければならない。すなわち、まず第一に、こうした変化を、もしかしたら一時的・過渡的であるかもしれないような環境の諸特徴に結び付けるべきではないということ（たとえば、近い将来各国の様々な税制が統合された時には忘れ去られてしまうような税制上の理由）、第二に、社会的理由によって、こうした変化に対していろいろブレーキがかけられることが、過度の経済的費用を伴わず、とりわけ、将来性のある諸産業部門や技術の発展をそのために台無しにしないということ、第三に、ヨーロッパに、生産設備、そして経済的な決定中枢があり、またたえず創られて、これが、政治的な自主性を保障するということである。

これらの諸問題は、欧州協共同体に固有の問題ではなく、世界の他の地域も同様の問題をかかえている。しかし、経済的・政治的統合という二重の統合に向かって歩む地域にとっては、それがいっそう大きく現われているのである。

#### 3. 結論

EECの対外諸関係についてわれわれが行ってきた議論は、これを次の三つのキーワードによって要約することができる。すなわち、開放、相互主義、そして進歩性である。

これら三つの関心事はいつも両立するとはかぎらない。したがって、場合によっては、妥協も必要となるが、それがどのような形をとるかは当然、EECの相手国の行動にかかってくる。

ここで強調しておきたいのだが、ヨーロッパ生産構造の統合へ向けての、前進的な歩みは、かなり強固な部分的保護体制の下で、これを組織することも可能だっただろう。これは、アジアの若干の国がとった発展図式と通い合う道である。アジア諸国のある国は最近の30年間、また他の国々はここ10年間を通じて、相対的に閉鎖された経済空間の中で産業化を組織し、経済成長を図ってきた。建前はどうか、少なくとも事実上はそうなのである。欧州共同体はこうした方策をとらず、はるかに困難な道、すなわち内的自由化と外的自由化とを同時に行なおうとする道を歩み、統合をすすめるが開放体制を同時に実現しようとする意思を示してきたのである。しかし、ここで理解しておかなければならないのは、対外開放があまりに急激に統合進展をそこなうといった事態は避けるべきだ、

ということである。とりわけ、相互主義が実現するにははるかに遠い状態の下で、このことは十分考慮されなければならない。

いまのべたことを、さらに明確にしておこう。三つのケースを示しておく。

発展途上国に関して、重要な問題となるのは、これらの国からの輸出量が、ヨーロッパで古くから存在し、産業の再組織が必要なような若干の経済活動と、競合している、ということである。さらにある種の製品については、大量流入と新たな供給の急増が問題となっている。そのため、開放と漸進性とを結びつけるような一般特惠を採用することが重要になる。EECは1968年にニューデリー（UNCTAD第二回総会）で採択された一般特惠を、1971年に世界ではじめて実施にした経済地域であった。というのも、EECは、途上国の発展に貢献したいと願っているからである。しかし、EECは、途上国の若干の国に対しては、この立場を修正せざるをえなくなっている。これは、新興工業国、とりわけ、アジアの四龍〔シンガポール、香港、台湾、韓国〕のケースである。EC経済社会委員会は、東南アジア諸国において工業化がすすみ、経済成長が導かれたが、「それがある種のはっきり弾劾されなければならない慣行を伴い、ECはこれに反対しなければならない」とのべている。

先進工業国に関して、つまりより洗練度の増した製品については、ヨーロッパの関心は二重である。一つは段階的に開放をすすめること、他は真にヨーロッパ的産業をどう保持するか、ということだ。欧州共同体は、競争を受け入れているし、むしろそれを望んでいる。というのも、欧州共同体は、競争をうまく利用すれば、それが技術革新や経済発展の源泉となり、結果的に生活水準の向上に結びつくということを知っているからである。欧州共同体は現在、域内競争政策を促しているし、第三国との競争を正当なものとして評価している。なぜならば、第三国との競争により、域内企業の適応が促進されるだろうからである。しかし、適応するための時間が必要なことは確かであり、そのため競争の増大には段階を設けること、また多くの場合、利益よりむしろ損益が大きいような“不意打ち”的政策を避けることが課題となる。また、ある種の製品輸入については、これを一時的に一定期間上限を設けるという考え方もこの関心に基づいている。これは、よりよく共同体を組織しようとするわれわれの考え方に沿い、新たな経済活動が確立するまでには“一時的な保護が必要だ”という考え方に沿っている。

われわれは、また第三国からの投資に対して反対しているわけではない。むしろ反対である。われわれは投資を受け入れることによって、お互いの経験を学び、技術移転の恩恵に浴することができよう。しかしながら、われわれは相互主義を追求すると同時に、それが自分たちに合った構造改善を妨げないことを望んでいる。そして最後に、こうした相互主義の追求も、通商協定から生ずる様々な制限を巧みにいかくぐるための手段であってはならないことをのべておこう。組立て工場の例は周知の事実だ。原料部品を海外から入れる組立工場を、あたかもヨーロッパ的なもののように考えてはならない。その場合には、ヨーロッパでの付加価値は最終価値のごく一部分でしかないからだ。

われわれの同盟国は、われわれを理解する必要がある。と同時に、われわれもまた、同盟国を理解しようとしなければならない。それぞれの国は、独自の文化、長期的な発展ビジョンをもち、そして、自国経済の機能について、自国内で独自の組織化を行なっている。とりわけ、このシンポジウムのテーマである日本について考えてみると、日本の文化と結びついた様々な社会的要因によって、消費者（そして一般的にはほとんどの買手）が日本の製品を嗜好するように計画的に仕向けられていることは周知の事実である。しかしながら、政府が、法的または行政的手段によって、こうした態度を押し付けないことが期待される。また、日本では、通産省の行政指導の形で、企業と行政が緊密な関係を結んでおり、経済発展戦略が練り上げられていることもわれわれは知っている。しかし、こうし



た発展戦略が、しだいに、開放経済という視点に立って立案されることをわれわれは願っている。

その代わりに、欧州共同体外の第三国は次のことに理解を示さなければならない。すなわち、われわれが経済統合のプロセスを早期に、しかし焦らず、進めたいと望んでいること、また、われわれの最終的な目的がヨーロッパの政治的統合を確立することであって、そうした政治的統合によって、旧大陸は、世界の発展と平和のために協力しあう諸主要地域の実行力のあるパートナーたることができる、ということである。

最近15年間、世界経済をみまってきた不況の影響から、地球全体に保護主義的な誘惑が蔓延し、開放への努力を拒絶する国もあれば、保護主義的な政策を再び導入する国もあった。こうした保護主義的な誘惑を、現実的な物の見方をもってのり越えていかなければならない、ということを最後に指摘しておこう。ヨーロッパは今まで、こうした保護主義的な誘惑に対して、比較的うまく抵抗してきた。したがって、第三国が避けなければならないのは、ヨーロッパ市場へ参入する場合、ある製品に対してあまりに急激な貿易上の攻撃をしかけたり、相互主義が不十分で市場開放が遅れたりすることによって、これまでヨーロッパが保護主義的な誘惑に対してとってきた、抵抗的な態度を弱めるようなやり方である。

よく使われる経済戦争という言葉は、企業内革新を刺激する積極的な効果をもたらす意味をもつものとしてしばしば使われるが、あまりこうした言葉を濫用すべきではない。われわれは、同じ惑星の上に生きているのだから、少なくとも、共存しなければならないし、さらにできるならお互いに協力し合わなければならない。こうした相互協力は、世界全体に経済発展を及ぼし、各々の行動と願望に対する相互理解を深化させていくという、世界共通の平和的な目的を前提としている。このような相互協力を奨励することこそ本会議の役割にほかならないのである。

(訳 野口晴子)

## EC市場統合とアジア太平洋

西川 潤  
(早稲田大学)

ECの1992年市場統合に伴い、その対外経済関係がどう変化するかを本稿ではとりわけ、アジア太平洋諸国との関係において考察したい。そのためにまず第一に、ECの対外経済関係における第三世界の位置を眺める。次いで、アジア太平洋地域で今日進展している新しい国際分業関係とそこのヨーロッパの位置を検討する。最後に、これらの分析を踏まえて、EC市場統合とともに今後日仏経済関係がどう進展するか、についての展望を試みたい。

### 1. ECの対外経済関係における第三世界の位置

ヨーロッパはつねに、資源、エネルギーを第三世界諸国から輸入してきた。ECの前身としてのヨーロッパ経済共同体(EEC)が設立されたとき、EECはまずアフリカ・マダガスカル諸国と連合協定を結んだ。これはかつて植民地であったこれらの国に対する宗主国としてのヨーロッパの責任と、また原料をアフリカに仰ぐ必要との双方を理由としていた。この連合協定は1970年代に、アフリカ、カリブ海、太平洋諸国(ACP)との連合協定へと拡大することになる。1987年時におけるEC12国の貿易構造について検討するならば、輸入は829億ECUで、輸出は830億ECUであった。輸出入の59パーセントは域内貿易である。

域外貿易においては、西ヨーロッパの他の国々、北アメリカ、日本及び東・東南アジア(中国を含む)、第三世界のその他の国々、そしてソ連・東欧諸国がそれぞれ20パーセントを占めている。EC域外貿易は地域的にきわめてバランスがとれている。

最近10年間のEC貿易の大きな特徴は、そこでのACP諸国の占める比重が大きく低下したことである。1977年に、EC域外貿易に占めるACP諸国の比重は7.7%だったが、87年には4.8%に低下した。とりわけ、1980年代中葉、アフリカ諸国を飢饉が襲ったあと、アフリカ大陸はもはやヨーロッパの必要とする原料・食料を輸出する能力を大きく失ったことは明らかになった。いまや、日本、東・東南アジア諸国、そして地中海諸国がそれぞれ貿易比重を大きく増やすことになった。OPEC諸国とあわせて、この4地域がEC域外貿易の約8-10%をそれぞれ占めることになる。とりわけ、日本及びアジア諸国からのEC輸入は大きく増えた。これら2地域からの輸入は1977年には184億ECUだったが、87年には680億ECUと、10年間に4倍の増加を示している。同じ期間にECの総輸入額は2倍に増えたのみであった。それに対して、第三世界のその他の地域は一般的にEC対外貿易に占める比重を減らしたのである。(表1)

ECと二国間協定を結んでいる地中海諸国(マグレブ3国、マシュレク4国、イスラエル、マルタ、キプロス、ユーゴスラビア、トルコ)は急速にECに対する果実、野菜、軽工業製品の提供者となっ

ている。これらの国を準NICSと呼んでよいが、しかしECの必要とするよりソフィステイケートされた製造品を生産する能力はいまだない。こうした生産物がアジア諸国から提供されているのである。

アジアNICSはECに対して、繊維・衣料、皮革及び製品、靴、電気・電子製品、鋼鉄、船舶、その他を輸出している。ECがNICSから輸入している製品の大部分はこの6品目に入る。日本は主として、様々な機械（一般機械、運輸機械、電気・電子機械、精密機械等）を輸出しており、これが日本の対ヨーロッパ輸出の82%（1987年）を占めている。

しかしながら、ECの対日、及び対NICS貿易は大幅なEC側の赤字となっていることを指摘しておこう。1987年に、ECの対日貿易は212億ECU、NICS貿易は54億ECUの赤字であった。ECは、繊維から鋼鉄、電子製品に至るまで様々な品目についてアジア諸国からの輸入に対していろいろな差別措置を設けている。

しかしながら、今日ヨーロッパのアジア諸国との貿易はさらに大きく展開しようとしている。なぜなら、アジア・太平洋諸国は、軽工業、重工業、そしてさらにソフィステイケートされたハイテク工業等の一連の堅固な基盤をもっており、その製品の質は国際市場の要求に沿うものであって、それゆえに世界における製造品の主要な供給地域の一つとなってきたからである。

EC市場の統合の諸段階を分析するならば、ヨーロッパに困難や危機が生ずるごとに、ECはその加盟国を増やしてきたことが知られる。1970年代に、農業共同市場を発足させた後、EECはイギリス、デンマーク、アイルランドの加盟を受け入れた。（この時ノルウェーは国民投票で加盟を拒否した。）これはECが北へ拡大した時期である。この時期に、イギリスは大きな石油輸出国となったので、この北への拡大は第一次石油ショックを緩和する必要上成功をおさめた。この拡大はしかしながら、EC内部で北の工業国と、農業がいまだ相対的に大きな比重を占める南のラテン諸国との間の決定権バランスを変化させた。すなわち北の諸国が有利となったのである。

しかしながら1970年代の後半には、ヨーロッパの繁栄を支えるために必要な原料をACP諸国が提供し続けることは難しいことがだんだん明らかになった。同時に、第二次石油危機が起こって、エネルギーに関する危機感が高まった。ヨーロッパ諸国はまた、アジア新興国の挑戦を感じるようになった。この時期にECは、日本との間に最初の経済摩擦を経験し、日本に対して、家電製品等の輸出自主規制を要求するのである。したがって、ECは、1980年代前半に南へと拡大することを決めた。1981年にギリシャが加盟し、86年にスペインとポルトガルが加盟するが、これはECがNICSをその傘下に収めたことを意味している。ヨーロッパの先進国は、NICSの生産的資源へのアクセスを強めるし、またNICS市場に輸出を増やすことができる。ECはまた、これらNICSを取り込むことによって、既に大きな社会問題を引き起こしてきた外国人労働力流入の問題に対処することができよう。また、ECに加盟した地中海諸国にとっては、ヨーロッパの大きな市場へのアクセスを確立することができるし、段階的にはあるが共通農業政策、社会開発基金、後進地域開発基金、などの恩恵に浴することもできる。また、これら地中海諸国では民衆運動がそれまでの独裁体制を追放したわけだが、こうしたこれら強力な民衆運動を社会民主主義の枠組みの中に吸収することができることも双方のメリットであろう。もしヨーロッパの長期にわたる安定性を考慮にいれるならば、この政治的要因も無視しがたい。もちろん、ラテン諸国はこれら地中海諸国加盟の積極的な推進者であった。これはEC内部での北方諸国の優位に対抗した動きでもあった。

しかしながら1980年代中葉に、国際関係において二つの新しい要素が出現した。最初のそれは日本及びアジアNICSの興隆である。ECは、日本、そしてアメリカに対してハイテク産業の

分野での遅れを認めることになった。そのため、ECはESPRIT及びEUREKA両計画を発表した。他の要因は1985年以来ソ連でゴルバチョフ体制が推進したペレストロイカと近代化政策、そしてそれが東欧諸国に変動をもたらしつつある事情である。ヨーロッパはアジア及び東側に対して自らの結束を強める必要を感じた。ヨーロッパの大西洋主義がこの時代に一段と強まる。かつて1970年代に、ECの指導者たちは80年の政治的統合をスローガンとして掲げた時期があった。しかし加盟国間の利害関係の矛盾、そして石油危機など国際関係の変動によって、この目標の実現は難しかった。また、ヨーロッパ諸国の採用したケインズ型政策は企業の寡占化によって難しくなったこと、福祉国家の進展が大きな財政支出の赤字を伴い、経済成長を緩慢化させたこと、などもこの時期のヨーロッパの危機感を促進した。こうして、1986年にEC諸国は、57年以来初めてローマ条約を改訂することになり、統合議定書に同意したのである。それまでヨーロッパ諸国は自らの困難を外延的に解決することを試みたのだが、この時初めて内包的な統合の方向が選択された。

この内包的な統合がどこまで進展するか、それが政治的統合、そしてついには単一ヨーロッパの成立にまで至るかどうかがそれは現在未知数の領域に属する。しかし、いまおそらく言えることは、この巨大なヨーロッパ市場では商品、資本、人間、そしてサービスの移動に関する障害が撤去され、域内貿易が一段と活発になることである。だがこのことは同時に、現在世界で主要な製品—所得弾力性の高い製品—の主要供給地域となりつつアジア諸国にとっても、ヨーロッパとの貿易が活発化することを意味する。アメリカや日本で一部の論調は、ヨーロッパの「要塞化」を憂慮しているが、今日までのヨーロッパ経済の活性化はこのような「ヨーロッパ要塞」形成への懸念をむしろ裏切ってきている。

それではアジア・太平洋経済が現在どのような状況にあるかを検討することにしよう。

## 2. アジア太平洋地域における新しい国際分業とヨーロッパ

アジア太平洋地域は今日、急速な成長を示している。ここで、「アジア太平洋」とは、太平洋をはさむアジア諸国、北アメリカ、そして大洋州間の経済関係を意味している。

日本、アジアNICS（香港、シンガポール、台湾、韓国）は最近20年間、世界の多くの諸国が不況期にあった時期に、高い成長を続けてきた。

この「奇跡」の理由としては次の諸点が挙げられよう。（1）アメリカがこの時期に、大きな輸入経済国へと転身した。アメリカの強い需要が、日本及びNICS諸国からの輸出増加を導いた。（2）アメリカと日本の対抗関係が厳しくなり、両国の多国籍企業がNICS及びASEAN諸国に投資をすすめた。それに伴い、技術もある程度移転され、NICS、そして一部のASEAN諸国の高成長が導かれた。日本及びNICSはとりわけ天然資源の賦存度が低く、人間資本を育成するとともに、工業化を進めるべく努めた。これらの国はそれゆえ、製造品に有利な交易条件を享受できた。（4）東西冷戦体制の枠内で、アジアではいくつかの国が分断され、そこに緊張状態が生まれたが、まさにその理由によって、これら分断諸国は加速的な経済建設を進めた。これらの諸国は国民統一を悲願とし、権威主義的、効率的な政府を頭に頂き、また農地改革を実施して、国内市場をひろげ、軽工業から重工業に至るまでの統合的な工業化の基礎を築いた。都市国家（シンガポールと香港）の場合には、ある種の同質主義、平等主義がみられた。

東アジア諸国の経済ダイナミズムをしばしば「儒教倫理」から説明する試みもあるが、これはむしろ



ろいくつかの歴史的状況の結果と考えるのが妥当だろう。

1980年代前半には、第二次石油ショックに引き続く世界不況のさなかに、日本とアジアNICSは、いわゆる「太平洋三角貿易」によって高い成長を続けた。これは、レーガン政権のもとで、アメリカが輸入を大きく増加させたことによる。つまり、アメリカ産業は1970年代に海外への多国籍化をすすめ、いわゆる産業空洞化がみられるとともに、この時期に財政赤字が急増して国内供給はこれを満たすことができなくなった。この輸入は、日本、発展途上国（とくにアジアNICS）、そしてヨーロッパ諸国によってまかなわれた。それぞれの地域が80年代中葉のアメリカ貿易赤字の3分の1ずつを占めたのである。この時、NICSは対アメリカ輸出を増加させるとともに、その原料、部品を日本に仰いだ。したがって、日本はアメリカ輸入の拡大とともに、対アメリカ、対NICS輸出とともに増加させることができたのである。

しかしながら、1985-86年の円高以降、このアメリカ-日本-NICSという三角貿易はさらに進展した。いまや、日本の中小企業が安価となった東・東南アジアの生産要素を求めて大量に投資をこれらの地域に始めたのである。アジア太平洋地域において、新しい国際分業関係が形成され始めた。日本は、21世紀初頭にかけて、知識、技術集約的な産業、及び金融産業を発展させ、サービス化を進行させている。NICSはこの地域における亜中心地域として、一般製造業を発展させつつある。NICSはさらに先進諸国に対して労働集約度の高い製品を輸出している。ASEAN諸国は自国資源に基づく重化学工業及び労働集約産業を急速に発展させ、そのために設備財を日本から輸入している。ASEAN地域は労働集約製品をアメリカ、ヨーロッパに供給し始めているが、近い将来には資源集約的な製品を太平洋、世界市場に供給することになるだろう。つまり、アジア太平洋地域にはアメリカ、日本、NICS、ASEAN、そしてヨーロッパを結ぶ五角の経済関係が成長しつつある。

中国はこの新しい国際分業体制のネットワークに参入しようと望んだ。しかし、開放体制と市場経済を急速に導入した結果、経済の過熱状態が生まれるとともに、民主化運動がこの国の政治体制を動揺させ、天安門事件が起こり、中国は現在「沿海開発戦略」を通じたアジア太平洋経済圏参入から一歩退いているように見える。少なくともこの大国の参入は数年遅れたにちがいない。しかし、中国自体がアジア太平洋の五角貿易へ沿海地域を通じて参入していく方向それ自体が変わったわけではない。アジア太平洋地域ではもう一つ新しい変化が起こりつつある。これは、東北アジアにおける国際関係の変化である。

第二次大戦以降、東北アジアは、東西対立の煽りを受けて、大きく分断された。しかしながら、世界的な生産力の増大、またこの地域の数国が中進国の段階に到達したこと、そして近年ソ連におけるペレストロイカ政策並びに東ヨーロッパ諸国の大きな政治的变化の影響を受けて、この地域にも変化が始まった。第一に、中ソの和解がある。中ソは50年代後半以降厳しいイデオロギー的、政治的対立を示し、両国間の貿易も最低水準に落ち込んだ。しかし、中国の開放体制以降、中ソの国境貿易は急速に増大しつつある。また、運輸・通信ネットワークも著しく改善されている。中国共産党はソ連共産党との関係回復の条件として、中ソ国境に駐在する百万ソ連軍隊の撤退、ベトナム支持の撤回、アフガニスタンからの撤兵を要求していたが、これもゴルバチョフ氏のペレストロイカ政策によって解決し、89年5月にはゴルバチョフ書記長（当時）の訪中によって中ソ関係の修復が公に宣言された。第二に、南北朝鮮間の対話の再開がある。同じ朝鮮民族でありながら、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国という二つの国に引き裂かれたこの半島では、朝鮮戦争以来厳しい対立が続いたが、84年以降いくつかのレベルで対話再開の試みが進行している。この対話は一方では、韓国の工業化、中

産階層の増大、そして民主化運動の高まりによって、また北朝鮮では最近のソ連・東ヨーロッパの政治的变化を受けて、両者にとって必然的なものとなっているように思われる。89年には韓国の現代グループ名誉会長、鄭信永氏が北朝鮮を訪問し、ソ連沿海州の共同開発事業を含むいくつかの合併事業を提案したが、このような経済合作が今後日本や中国をも含めて展開することが期待される。

第三に、NICS諸国がこれまで厳しく対立してきた中国及びソ連と接近する動きを示している。NICS諸国は世界の地域主義的、保護主義的潮流に際して、これまでのような欧米市場への輸出増大を続けることが不可能であることを認識しており、そのために中国、ソ連の広大な市場をめざして貿易や人物交流をすすめるべく努力している。近い将来には、NICS諸国は大陸中国、シベリア、そして東ヨーロッパへの投資を増大させるだろう。このNICS-大陸接近において香港がしばしば媒介者の役割を演じている。

日本はいまだこうした変動に直面して慎重な態度をとっている。しかしながら日本もまた、東北アジア諸国の歴史的和解の重要性を認識しつつある。中国はすでに日本の政府開発援助の第一の受け入れ国となった。東南アジア諸国がいま輸出している原燃料をしだいに自国で加工していくとともに、日本はシベリアやカナダからの原燃料輸入を増大させることになるだろう。

東北アジアにおける政治的变化はすでに東南アジア諸国にもある種の影響を及ぼしている。ASEANは地域協力の拡大をめざし、近い将来にインドシナ諸国及びビルマのASEAN加盟が実現し、広大な3億人のASEAN市場が生まれる可能性がある。また、冷戦体制のもとで中国との外交を切断してきたインドネシア、シンガポールが大陸中国との接近をすすめ、中国-東南アジア間のコミュニケーションがいろいろなレベルで進展し、東南アジア各地で強い経済力をもつ華人ビジネスマンの中核とした華人経済圏が発展する可能性もある。

東北・東南アジアにおけるこうした大きな変化に対してヨーロッパはいまだ限界的な位置にとどまっている。

しかしながら、ヨーロッパ市場の統合は、アジア太平洋を含む世界の他の地域においても求心的動きを促進する性格をもつ。すでに、北アフリカ、中東でいくつかの地域協力組織が形成されつつある。ヨーロッパは、これら地域協力の動きと貿易、投資、技術移転、政府開発援助を通じて結びつくことができよう。すでに本稿で指摘したように、ECはアジア諸国からの輸入を大きく増大させている。しかしECの対アジア投資、技術移転、政府開発援助はいまだ限られている。ヨーロッパ投資の主流は近年アメリカに向けられ、アメリカ企業の買収、合併がめざましくすすんだ。もちろん、日本をはじめ、アジア市場の「閉鎖性」という問題がある。アジア諸国における人的つながりを中心とした経済運営が欧米企業に馴染まない点も否定できない。しかしながら、ヨーロッパ企業の側においても、アジア市場に積極的に参入し得ない要因がある。これは、ヨーロッパがひとたび「スエズの東」アジア市場から撤退したという歴史的条件的他に、ヨーロッパ産業において寡占化がすすんでおり、アジア地域の大きな変化の中でこの市場に参入しようとする意欲が少ないことにも由来すると思われる。また、80年代にアジアの高成長を担った電子、バイオテクノロジー、新素材産業などの分野でヨーロッパ企業の優位性が必ずしも発揮されていないという問題点もある。ヨーロッパの経済協力もアフリカ、そして東欧主体で、この地域では限られている。しかし、おそらくヨーロッパ市場の統合により新しい活力が生成するとともに、ヨーロッパ企業もまた、アジア太平洋市場の成長にあずかるべく急速に参入する可能性は十分にある。実際アメリカ、日本が世界的な戦略を展開しているときに、ヨーロッパ企業のみが地域、そして北米市場に安住していることはゆるされないからである。また、ア



アジア諸国の側にしてもヨーロッパの質の高い産業を受け入れることは、自らの産業の世界的展開にとっても必要なこととなろう。

### 3. 日仏関係の将来

貿易面では、日本の対外貿易に占めるフランスの位置、そしてフランスの対外貿易に占める日本の位置は従来それぞれ限界的なものにとどまってきた。投資面でみると、近年日本の対フランス投資が伸びているにせよ、それぞれの国の外国投資に対する態度は依然として防御的なものとどまっている。

しかしながら、日仏関係が近い将来においてますます重要になること、単に経済面のみならず、文化的、政治的面においても重要となるだろうことを当然われわれは予測できる。

まず政治的、文化的面を考えよう。大多数の日本人にとってフランスは基本的には文化国家である。この点で言えば、フランスの日本におけるイメージは傑出している。だが、フランス政治の若干の側面、例えば、オリジナルな自主政策をもつこと、また、人権擁護の強い姿勢、これらもまた、あとから工業化、経済成長をすすめたアジア諸国がよりバランスのとれた発展を実現するためによい参考となろう。日本、NICS諸国の成長が、社会面よりも経済面を重視してきたことはよく知られているが、これを望ましいことではないとみる世論も世界的に強まっているからである。他方で、日本の経済成長が集団的な基礎に基づきつつ、民主主義的参加主義的体制をもってすすめられてきたことは、発展途上国の唱える新国際経済秩序にとってもよい先例とみなされよう。この点では日本は南北間、とりわけアジア諸国と北の先進工業国を結ぶ架け橋となりうる。その意味で日本とフランスが対話を続けていくことは、世界的な南北問題の解決にとって好ましい影響をもとう。

経済面というならば、フランスは長年技術的に優れた質の高い製品、またオリジナルな思想に基づいた製品を生み出してきた。これら高品質の製品は、脱産業化、高齢化時代にあつてますます需要が増えるものと考えられる。つまり、先進社会に置ける需要はますます個別的、特殊的となる傾向がある。フランスはまた、基礎科学、情報科学、ハイテクの発展を重視してきた。日本は、一般機械・生産設備におけるハイテク導入、新素材の適用などに優れた成果を示してきた。日本は今日、科学技術の生産面での適用で世界で重要な位置を占めている。また、日本は研究開発の努力の大きな部分を知識産業の展開に投下している。こうしてフランスと日本は相互に補完関係をもっており、両国間で貿易、投資、技術交流が展開することはきわめて望ましい。

今日世界は急速に変化している。これまで世界を動かしてきた米ソ両超大国による世界分割体制は崩壊し、新たに地域主義が世界秩序の大きな流れとして登場した。また、最近二世紀来、西欧が築いてきた古い国際経済秩序もまた、日本をも含む第三世界側から異議を唱えられ崩壊してきた。この時期にあつて、ヨーロッパは、新しい生き方、次の世界秩序の形成を目指して、自らを革新し、広大な地域市場形成の道を選んでいる。ヨーロッパ統合はこのようなヨーロッパの自己革新の表現と考えられる。北アメリカもまたカナダ、そしてやがてはメキシコをも含めた広大な自由貿易市場を地域的に形成するだろう。日本は、このような世界的地域主義化の流れに直面して、アジア太平洋地域、とりわけNICS、ASEAN諸国とともに、新しい国際分業関係の形成に努力している。また、東アジアにも新たにフロンティアが開け始めた。

だが、このアジア太平洋における新たな協力の動きの中で、日本が垂直的分業体制、大国ヘゲモニ

ー的行動をとることは、日本を世界の流れから孤立させることになろう。その意味でもアジア諸国が多角的に、ヨーロッパをも含め、世界各地と貿易、経済関係を促進していくことが望ましい。アジアでもまた自己革新が始まっている。このようなアジアの自己革新の動きの中で、ヨーロッパはアジア多角化の主要なパートナーの一つとなるし、ヨーロッパ共同市場形成の経験は、アジア諸国にとっても貴重なものとなろう。つまり、ヨーロッパでは、垂直的な統合よりも水平的な統合が重視されており、このような加盟国間に連合の利益を公正に分配する試みはアジア諸国にとって貴重な先例となるからである。

これら地域主義の流れと並んで、実はその背後に世界共通の経済のグローバル化という大きな流れが進んでいることをわれわれは見逃すべきではない。地球的な工業化の進展と共に、人類が環境に対する配慮、人権に対する配慮を強めてきている。このような関心はヨーロッパでとりわけ強く現れている。日本は、フランスと対話をすすめていくことによって、このような地球的な人類の関心に対する感受性を伸ばしていくことができよう。このような意味で日本とフランス間の知的な対話を続け、発展させていくことは次の時代のより平和な世界、その柱の一つとなるヨーロッパとアジアの水平的な関係の形成にとって、好ましく、かつ必要なことと考えられる。



表1 ECの対発展途上国貿易(1977, 87年)

(10億ECU)

|         | 輸出           |              | 輸入           |              |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|         | 1977 (%)     | 1987 (%)     | 1977 (%)     | 1987 (%)     |
| 日本      | 3.2(2.0)     | 13.6(4.1)    | 9.2(5.1)     | 34.8(10.2)   |
| NIES    | 3.1(2.0)     | 15.0(4.4)    | 4.8(2.7)     | 20.4(6.0)    |
| ASEAN   | 2.6(1.6)     | 4.3(1.3)     | 3.5(1.9)     | 7.6(2.2)     |
| 中国      | 0.8(0.5)     | 5.5(1.6)     | 0.9(0.5)     | 5.2(1.5)     |
| アジア計    | 9.7(6.0)     | 38.4(11.3)   | 18.4(10.2)   | 68.0(20.0)   |
| 地中海諸国   | 21.6(13.4)   | 34.2(10.1)   | 13.7(7.6)    | 29.3(8.6)    |
| OPEC    | 31.1(19.4)   | 29.6(8.7)    | 47.5(26.4)   | 35.0(10.3)   |
| ラテンアメリカ | 9.4(5.9)     | 13.5(4.0)    | 11.4(6.3)    | 19.4(5.7)    |
| ACP     | 13.4(8.4)    | 13.8(4.1)    | 13.5(7.5)    | 16.4(4.8)    |
| 全発展途上国  | 65.1(40.5)   | 104.5(30.8)  | 83.5(46.4)   | 108.5(31.9)  |
| 域外      | 160.7(100.0) | 339.3(100.0) | 180.1(100.0) | 340.1(100.0) |

(資料) EUROSTAT, External Trade, Statistical Yearbook 1978, 86, 87.

(注1) 1977年はEC9国、87年は12国の貿易を示す。

(注2) NIESは香港、韓国、シンガポール、台湾を含み、ASEANはシンガポールを除く。

## 1992年：ヨーロッパの対日貿易政策の新条件

フィリップ・ソーシェ

(ルーアン大学)

1970年代半ば以降、一方的な市場開放も多国間貿易交渉も行なわれなくなり、代わって、二国間の厳密な相互主義に基づいた貿易交渉がとられるようになった。そして、これは保護主義への回帰を示すものであると研究者は一様に指摘している。

確かにGATTは、国際貿易の共通の権利に依存するものであるが、しかし、しだいにGATTの権限を逃れた領域や、暗黙のうちにGATTに違反するような領域において本当の貿易摩擦が生じるようになってきている。

相互主義の考え方はそもそも保護主義を助長する危険をはらんでいるものであるが、それが主要先進工業国の貿易政策を支配している。さらに、この相互主義は新たな形態をとっており、世界的規模の競争のグローバルな特徴を説明しうるものとなっている。

したがって、相互に数量割当や技術的な参入障壁の撤廃を交渉するだけでは、もはや十分ではない。ある国に有利な貿易不均衡があれば、競争が不公平なことの兆候であり、それに対する対応を引き起こされるという当然の問題から始めて、相互の競争の要因をグローバルな側面から評価していくことにする。もしも、1992年のEC統合によってヨーロッパの競争が強まるならば、近年、過度の競争を示していることによって、非難を顕在化させている日本の対応とも係わってくるであろう。日本の社会と言語が、外国製品に対する差別の原因であるとして非関税障壁と見なされることも多いが、もしもそうであるならば、市場統合が、ヨーロッパの統合を強化し、ヨーロッパ以外の製品に対して同様の排他的効果をもつことも認められよう。

日本が批判の対象となっている不公平な競争はしばしば曖昧でかつグローバルな特徴を持っているのだが、そのため、ヨーロッパの競争をさらに激化させる目的をもつ制度の大幅な変化に、日本を巻き込むことが正当化されないのではないか。

いずれの場合においても、1992年の統合の発効によって、一方では、ヨーロッパの貿易相手国と、他方では、日本およびアメリカの貿易相手国が、主要地域内の相対的競争の影響を入念に研究し、その過程で生じる一国の特権や譲歩に対して代償を求めていく領域が多数出現するであろう。

ヨーロッパの要塞を問題にすることは、もちろんこの交渉の手始めにすぎない。

三つの先進工業地域の不安定な均衡が深刻な混乱に陥ることを予想することもできるだろう。

そのような事態が生じたならば、1992年は相互主義の論理の中で報復や保護主義が進行するという重大な危険をはらむことになる。有名なスーパー301条にみられるように、最近のアメリカにおける貿易法案の採択は、アメリカ政府により大きな権限が与えられることを示すものであるが、これはまさに保護主義が進行するメカニズムが働き始めようとしていることを想起させるものであろう。

しかしながら、実際には市場統合への道程は外見上の急激な変化を引き起こすような類のものではない。反対に緩慢で秩序ある変化によって特徴づけられるものであって、1933年1月1日になって市場が



統合されたとしても、市場統合が必ずしも完成したことはない。

統合市場の形成過程が、国際的な競争条件を急激に変化させることはないとするれば、日本とヨーロッパの間の貿易摩擦が顕在化する領域をどのように予想することができるか。

貿易摩擦が生じそうな部門では、ヨーロッパが日本製品を輸入するかどうか、あるいは、農産物を日本が輸入するかどうかの問題であるという連続性も予想される。市場統合が完成すれば、その時以降これらの生産物の貿易交渉が行なわれる条件が変化するであろうか。

同様に市場統合は、公的市場やサービスの貿易のように、しだいに重要性が高まると考えられる領域において、事前に情報が提供される条件に大きな影響を与えることができる。これらの論点はすべて検討を要するであろう。

統合市場の形成を含む制度の変化が自由貿易に反するのか、あるいは少なくとも、ある地域が後退し、代わって代替的な地域を見いだされ、あるいはもっと正確に言えば、北アメリカやアジア太平洋地域に進出する動きを引き起こす性質のものであるのか。

これらの問題のすべてに答える場合に、すでに三つの先進工業地域間で行なわれている競争の基本条件を構成しているもの、すなわち、日米関係という最も重要な特徴を見ていくことが重要である。ECと日本の貿易額（輸入＋輸出）は、日米間のその半額（1987年には580億ドル対1160億ドル）である。ヨーロッパは日本にとって潜在的には非常に重要な市場と考えられるが、日本のアメリカに対する依存度は一層大きなものである。ECと日本の関係は、アメリカとの二国間の関係によって左右される状況のなかで発展してきたものである。

1933年以降、ヨーロッパの対日貿易政策の新たな条件となりうるものを検討するためには、まず第I部では、貿易額の構造的変化の影響、そして、ヨーロッパおよび日本のそれぞれの競争状態を調べてみる必要がある。本稿において、主張される立場は、統合市場の形成は、それ自体では、保護主義は実験済みの古典的事例とは根本的に異なるものである。

市場統合が実現すれば、非課税障壁を一方的に撤廃することになる。これより、1992年の統合が、ヨーロッパが代償なしに譲歩せざるをえない好条件を、ECの貿易相手国に与えるものであると言えるであろうか。あるいは反対に、相互主義の論理から、自分たちの権利を守り、市場統合の実現によって他国に与えざるをえないものを再び取り戻そうと考えるのも当然である。したがって、第II部では従来通り、相互主義に基づいた貿易政策の新たな条件となり得るものを検討する。

#### I. 1992年：非関税障壁の撤廃

非関税障壁は多岐にわたっており、1992年の統合市場の開始日には、おそらく、その主要な部分だけしかとりあげることはいかならう。財やサービスのEC域内貿易の規制緩和が進んだとしても、域外に対する非関税障壁を維持し、さらに強化する可能性を残している。しかし、こうした可能性が存在することは、統合市場の形成の論理の中では考慮されていない。

統合の期日になったとしてもEC域内の財の自由貿易を依然として妨げる規制や制度的条件は、本質的には三つの分野に属している。第一の分野は、規準（衛生・安全性・品質）に対する保護が存在していることである。第二は、間接税の整備が行われていないこと、第三は、国家レベルでさまざまな数量規制が適用されていることである。

技術的な参入障壁を撤廃するために検討されている方法は、反対に、ヨーロッパ以外の国の競争相手にとっては何ら心配すべきものではない。非現実的ではあるが、ヨーロッパレベルの統一規準が採用されると仮定すれば、規準は明確で透明な中で確立されるであろう。しかし、これは、たとえば日本のように国家レベルの規準の整備が進められていることは反している。したがって、実際には、おそらく互恵という方法がとられると考えられる。そうであるならば、ヨーロッパ以外の競争相手にとっては、それほど支障をきたさないだろう。

同様にこの互恵という解決策をとるならば、ヨーロッパ以外の競争相手が規準に関してそれほど拘束されずに、また、品質を落とさずに、ヨーロッパ市場に進出し、そして、その結果としてヨーロッパのいずれかの国の規準が採用されていることになる可能性がでてくる。このような可能性は、理論的にはヨーロッパの企業にとって理解しやすいものであるとしても、それがすでに製造されている生産物や生産方法を変更せざるをえないならば、必ずしもヨーロッパの企業にとって有利なものとはならないだろう。これは、ヨーロッパのあらゆる国の企業と同様に、ヨーロッパの競争相手として（規準の観点からは）同種の生産物を統合市場に売り込もうとする日本の企業にとっても同じである。だが、さらにそれほど拘束力を持たない規準や貿易上最も有利な規準をヨーロッパ全体で採用する可能性もある。いずれにしても、互恵の過程は情報の政策を意味し、結局は、日本製品を差別しようとするもうまいかないだろう。規準を残したり、また、たとえば英国において英語による品質保証の証明を要する可能性は、日本にとって一層大きな優位さをもつことは明らかである。

主に自動車産業のように統一規準が存在するような産業では、廃ガス汚染に関するヨーロッパの統一規準にかなうという目的に対して、日本がフランスの産業よりも有利であると主張したとしても無駄である。

税制面では、最悪の事態を招くとしても、市場統合はヨーロッパ域外の競争企業に対して完全に中立的である。間接税の整備は、ヨーロッパ内の国境に関して規制がなくなる瞬間においても、必ずしも完全には実現しないと思われるが、そうした状況のもとでは、日本の競争企業は、直接自分たちにも完全なように、税制上最も有利なようにヨーロッパの市場に進出しようとするので格差が生じるだろう。

最後に、ヨーロッパのいくつかの国において国家レベルでとられている数量規制は、ヨーロッパの域内の国境に関して規制が撤廃されるため、そのままの形で維持することはできないだろう。統合市場においてECの貿易相手国に数量規制が適用されるかどうかはまだ明らかではないが、しかし、いづれにしてもそこからヨーロッパ市場が閉鎖的となる結果を導き出すことはできない。

統合市場を、直ちに、結局は貿易を活発にするよりも、貿易の方向を転換させる可能性を持った古い関税同盟と同一のものと考えていることは可能であろうか。

関税同盟のメカニズムは、J. ミード、J. ヴァイナーらの理論家が、貿易の自由化に関する曖昧な特徴を指摘する以前から、相互の利益が排他的特徴に基づくものとの反論を引き起こしていた。そしてその排他的利益は最恵国待遇の条項に矛盾し、関税同盟の加盟員に対してのみ適用されるものであった。したがって、関税同盟結成の可能性は、GATTの一般原則に対する例外として認められてきたものであり、第三国が侵害された場合、補償を求めることができるものと了解されてきた。これは、条件として仮定されていれば、関税同盟型の制度的変化が取られたとしても、第三国が被る保護主義の程度を強めるものではない。

統合市場の形成に関する影響を分析してみると、古典的な関税同盟と比べて、同様の排他的効果が目に見えだすのは困難である。規準に関しては、ヨーロッパで活動している日本企業の競争状態が、ヨー



ヨーロッパの競争企業の状態と比べて、修正を受けるかどうか不明である。どちらの企業も同様に、統一規程にかなった生産物によってヨーロッパ市場全体に浸透することができるだろう。両者とも進出を阻むような費用の節約、規模の経済は存在しない。

規制の撤廃の影響は、ヨーロッパ市場の競争を激化し、おそらく力のある企業に有利に働くことになる。ヨーロッパの市場で活動している日本企業は、この点において、弱い立場にあるとはいえない。ヨーロッパ各国が、自国の企業が直面する競争を激化させ、しかもその企業が完全に活動停止状態に陥ることも予想されるのに、そうした国々に何もするなと要求するようなことはできないだろう。それゆえ、実際には、国家レベルの技術的な規程や衛生上の規程の体系に存在する保護主義的側面の一方的な撤廃に対する批判は根拠のないものである。ヨーロッパが市場開放に関してこうした考え方をとる可能性が存在しており、ヨーロッパの交渉者は、おそらく貿易相手国の市場に対して必ずこのような考え方を適用し同等の条件を要求していくだろう。これより、1992年の目的は、明らかに経済学者が分断された市場で保護された企業のx-非効率と呼ぶものを減らすことである。

次いで、直接税や間接税の整備の過程と関連した貿易の方向転換が起こることも予想できるであろうか。

付加価値税については、国ごとの税制を整備することで付加価値税に完全な中立性を与えることができる。他の形態の税、たとえば、消費税では、批判が高まっている差別条項を慎重に導入する場合を除いて、外国製品の輸入に対するのと同様の効果をヨーロッパ内の輸入がもつとしても偶然にすぎないだろう。長い間にわたって確立された状況の慣行に反対するよりも、新しい差別条項を導入する方がずっと困難である。

他方、企業にとってはより重要であるが、直接税（地方税、売上税、利潤課税）は、整備しようとするれば必ず企業の競争状態の修正を余儀なくするであろう。しかし、これは、域外の競争相手に対してよりもむしろ、ヨーロッパの企業間で問題になるだろう。したがって、簡素化や明確化がおこなわれたとしても、日本の輸出企業にとって決して不利にはならないだろう。

数量割当という難しい問題も残っている。輸出自主規制や、ローマ協定で準備されたセーフ・ガードの限度内で課される割当、あるいは、その他の形態の割当が問題となっている場合には、統合市場において、以前と同じ割当てを行なうことはもはや不可能であることは明らかである。確かにそれに加えて、ECの域内への輸入に対して、ヨーロッパレベルで課される一定の割当を採用することも可能であろう。しかし、これは当然、ECの構成国間の数量規制に関する政策協定を前提としている。しかし、このような政策協定は、ECの貿易相手国の保護の程度を高める恐れがあるため、実現する可能性はきわめて低い。ドイツは日本との長い競争関係があるため、またイギリスはヨーロッパのなかで相手国を探すよりもむしろ日本企業との産業協力関係が強いため、最後に、国際貿易の理論家のいう意味での小国は、原則として日本から輸入に対して数量規制を課したとしてもそれほど利益はないためである。

ドイツは、日本の市場開放が実現すれば最も利益を受ける国であると考えられるため、また、最終的には最も相互主義の効果を享受するため、数量割当てをしても利益はない。イギリスについては、比較的日本に対して市場開放が進んでおり、これまでになされた日本の直接投資も非常に大きくなっているためである。最後に小国は、数量規制をすれば厚生の損失が生じ、しかもそれは、多くの場合自国産業の保護という利点を考慮しても、一見しても埋め合すことのできないものだからである。

フランス、イタリア、そしてスペインも同様であるが、これらの国は現行の数量割当による保護の程度を維持するのがせいぜいのところであろう。ヨーロッパレベルでの国家間の数量割当を強化しよ

うと考えたとしても、これが日本企業の地位の向上に通じるのは明らかである。自動車を例にとれば、日本の自動車メーカーの攻撃目標は、すでに進出を果たしている国や競争の激しい国から、現在のところ閉鎖的である国に中心を移すであろう。

正確に言えば、割当の問題は、日本の産業そのものが通産省の行政指導に従うので、急激な貿易不均衡をひき起こすことを好まず、また直接投資という手段を取るのを好むので、それほど大きな問題ではないように思われる。現在までのところ直接投資は、国あるいは産業ごとに異なる条件によって受け入れられている。日本企業の実際の進出構造は、この点では、厳密な経済的論理によってよりもむしろ、日本企業の受け入れが多少とも有利であるかどうかを反映しているようだ。しかし、1992年を予想すると、日本の直接投資の受け入れに関して、こうしたことがヨーロッパがとる政策となりうるかどうか疑わしい。市場統合は、投資を、論理的には各国固有の比較優位の構造を反映するようにEC内に配分するだろう。賃金コストが異なるので、明らかに南の国に有利なように投資が流れていく可能性もあるが、風土、言語、あるいは教育水準や成長の程度のような他の要因も同様に投資の再配分に影響するであろう。しかし、以下のことは確かなように思われる。ヨーロッパの各国政府は、もはやこの選択にそれほど影響力を持っていない。言い替えれば、日本の直接投資に対して、市場開放なり封鎖なりに関するECレベルでのグローバルな政策がとられるようになるだろう。その政策は問題となる産業の状態にも依存するが、同時に、相互主義の政策が日本との間で確立できる条件にも依存している。ヨーロッパ市場がある程度一方的な規制緩和を行なったとしてもそうである。

## II. 相互主義政策の新たな条件

統合市場の実現が日本に対する保護主義を強化する効果を持たないとしても、やはり統合市場の出現によって貿易政策のとられる条件が激変する危険が存在することは認めなければならない。一般に、ヨーロッパの各国政府が個別的に取りうる戦略の幅はかなり狭められる。その結果、グローバルに見て、交渉におけるヨーロッパの地位が弱まったといえるだろうか。これは、日本とアメリカが考えていないことである。日本やアメリカは、反対に、ECの貿易政策が、現在の分断したヨーロッパよりも非常に重要性を増してくることを恐れている。おそらく、当然ヨーロッパは日本やアメリカの見解が正しいことを望むであろうが、しかし、確実にそうだとは言えない。また、国家レベルの政策が行われなくなると予想するのも危険である。ドイツが自由貿易体制をうまく活用している状況では、コンセンサスを確立する必要から、ヨーロッパレベルでの交渉力が強まるよりもむしろ弱まる可能性が出てくる。

日本は、交渉の過程で相反する利害（たとえば通産省と農林水産省の間の利害）を表面化させるが、これが強さの秘訣であると指摘できることも多い。しかし、この議論をブリュッセルで行われた貿易政策に適用することができるだろうか。

実際これが不可能であることは、交渉に関して政策がないことと対比可能であろう。しかし、1992年のヨーロッパは、この無為無策に甘んじていることはできないだろう。おそらくヨーロッパは交渉に臨んでさまざまな要求をする。そして市場統合によって与えられる一方的な市場開放の埋め合せをするために、攻撃的な態度を取らざるを得ないだろう。

ヨーロッパの貿易政策の目的は、相互主義に配慮しながら、貿易を活性化することである。だが、交渉可能な領域は非常に限られている。



交渉可能な領域が縮小している大きな理由は、まず第一に、1992年にはヨーロッパの域内貿易の規制緩和が、同時に域外からの輸入をも自由化するからである。しかし、とりわけヨーロッパに進出している日本企業にとっては市場が完全に自由化される見通しを与えるものである。その点については、日本も同じ意味で進歩している。規準に関しては、おそらくそれほど大きな犠牲を払わずに、日本はしだいに柔軟な姿勢を取ってきた。たとえば農業において、日本は市場を開放する兆しを見せている。民間部門が受ける政府の補助金も、主に国家による調整目標においてではあるが、しだいに削減されてきている。

規準のレベルは一国の経済の市場開放の程度を示すものであるが、その点について日本はヨーロッパと比較して決して遅れてはいないと考えられる。日本の農業保護は、農業共同市場（Marche Commun Agricole）と同じであろう。それゆえに規準に関する交渉についても、以前と同様ヨーロッパの立場を弱める可能性が十分ある。

したがって、貿易政策のレベルでは、新たなグローバリズムと呼びうる論理を追求しつつ、成果（results）について交渉する方向に向かうようだ。

アメリカは、国際貿易における行動ルールではなくて、むしろ成果に関してグローバルに交渉する新たな保護主義の形態を取り始めている。ゲハルトの修正案、すなわち秩序ある市場配備によって、アメリカの貿易相手国は自分たちに有利なように転換させることが不可能な新たな論理の中にまきこまれている。その結果、同様に、そうした国々は二国間貿易の収支を自分たちに不利なように再均衡させなければならない。もちろん、こうした政策に対する特別な手段は、輸出自主規制であり、輸入の自主的拡大も同様の効果を持つものであるが、これは市場経済のなかでは問題をなげかけることとなる。

為替レートもまた、主要先進工業国間のグローバルな交渉の対象となりうるものであるが、為替政策に関しては政策合意によってしか、投機的な動きを阻むことはできないだろう。したがって国際収支黒字が解消しにくい国は、資本収支の当初の水準がどのようなものであれ、その国の貨幣価値の上昇に対する強い圧力がかかるだろう。こうして、その国は自国の輸出業者を守るために、他の分野で譲歩するようになるのである。

ECと日本の関係に関しては、交渉がグローバルな方向に向かって行くのであろうか。そしてまた、そのグローバルな交渉の形態はどのようなものとなりうるのだろうか。ECは、グローバルな交渉において、アメリカの圧力に直面して、交渉で日本と同じ態度を取ろうとするのは明らかである。輸出自主規制や輸入の自主的拡大は、ヨーロッパのさまざまな国と日本の間ですで行われるようになってきている。この種のグローバルな交渉は、ヨーロッパレベルで行われている交渉に原則的に反するものではない。

しかしながら現在では、日本はヨーロッパよりもむしろアメリカに対して大きく譲歩する大きな理由があることに留意しなければならない。ヨーロッパは、同様な影響力のもとでアメリカに対して譲歩しているため、日本の対する輸出はきわめて小規模である。

相互主義の原則を規準に関してではなく、成果に対して適用し、ヨーロッパの農産物に対する市場開放に対応して、日本製品の市場開放の拡大を交渉する可能性も残っている。ヨーロッパの市場は農産物の輸入に対して問題にならないかぎり閉鎖的であり、日本はこうした点に依りどころを求める可能性は十分にある。しかし、こうした農業保護があるにもかかわらず、ECは農業に比較優位を持っており、日本に輸出する十分な適性を有している。逆はそうではないが。

他方で、ヨーロッパは日本に対する製品輸出を断念しなければならないであろうか。そうする必要

はないであろうが、しかし、ヨーロッパは日本市場への進出に対して困難な状況に甘んじなければならない。さらに、アジアの新興工業国との日本市場における競争がしだいに強まってきており、ヨーロッパの製品輸出に残されているのはハイテク製品に限られる。日本市場への進出は、現実には困難な状況にあり、それは分配構造、あるいはより一般的には長期的な貿易関係を確立する必要性とも関係しているのだが、日本政府に、政府に完全に依存する分野、すなわち公的市場における一層の市場開放を要求する議論を高めることになるだろう。しかし、交渉のグローバルな性格の名において、公的市場の市場開放に偏りを許すことは難しいであろう。ヨーロッパもまた公的市場においても大きく譲歩する用意ができていない。

サービス業とりわけ金融については、不明確な部分が非常に多いが、日本とECが一致する相互の譲歩は必ずしも成果の均衡とはならないだろう。日本はしだいに競争が強まり、その結果、しだいに自由貿易を守るようになってきているが、そうした日本に直面して、ヨーロッパ自体も前進を目指すような交渉という困難な糸口を見だし、構造的な不均衡に陥る危険を回避していかなければならないだろう。非常に競争的な性格を持つ統合市場の形成は、このような方向に対する障害とはならないだろう。

（訳 八木尚志）



- 1) BHAGWATI, J.; Protectionism - Ohlin lecture - MIT Press, 1988.
- 2) BHAGWATI, J. et IRWIN, D.; The return of the reciprocitarians - US trade policy today, The World Economy, Vol. 10, no. 12, 1987.
- 3) BALDWIN, R., HAMILTON, C. et SAPIR, A. (eds); Issues in US-EC trade relations N.B.E.R. The University of Chicago Press, 1988.
- 4) CARMICHAEL, W.; National interest and international negotiations, World Economy vol. 9, no. 4, 1986.
- 5) CLINE, W. (ed); Trade policy in the 1980's, MIT Press, 1983.
- 6) FUKUKAWA, S.; The role of the Japanese economy in a changing western world, Groningen Conference, 1988.
- 7) GREENAWAY, D.; International trade policy from tariffs to the new protectionism, Macmillan Press, 1983.
- 8) HIGASHI, C.; Japanese trade policy formation, Praeger, 1983.
- 9) JAUSSAUD, J.; Pour une nouvelle approche du marché japonais, Etude no. 86, Centre de Prospective, et d'Evaluation, Paris, 1987.
- 10) JETRO; New phase in foreign direct investments and strategic alliance, White Paper on World Direct Investment, 1989.
- 11) KATZENSTIN, P.; Supporter states in the international system: Japan and West Germany, Conference paper - Symposium "Globalized business activity and the international economy", MITI and Japan Industrial Policy Research Institute, 1988.
- 12) KRUGMAN P.; The US response to the foreign industrial targeting, Brookings Papers on Economic Activity I, 1984.
- 13) KRUGMAN P.; Is free trade passé?, Economic Perspectives Vol I, no. 2 automne, 1987.
- 14) LASSUDRIE-DUCHENE B. ET REIFFERS J.L.; Le protectionisme, Economica, 1985.
- 15) MURAOKA S. + A Japanese perspective on the 1992 E.C. unification, Pio Manzu Conference, 1988.
- 16) SAZANAMI Y., URATA S. ET HAMAGUCHI N.; The effect of voluntary export restraints on trade-investment and interindustry interactions, Working Paper Keio University, 1987.

## 日本経済の新段階

新田俊三  
(東洋大学)

1. 概論
2. 日本における先端技術の現状
  - A. 先端技術の発展
  - B. エレクトロニクス産業
  - C. 事務機械 (オフィス・オートメーション)
  - D. バイオ・テクノロジー
  - E. ロボット産業
3. 日仏産業政策の比較
  - A. 日本における産業政策の特色
  - B. 21世紀に向けての日本型産業政策の役割
4. 結論

## 1. 概論

1973年のオイルショックは先進資本主義国の産業構造の転換をもたらした。先進諸国のなかで、日本はもっともスムーズにこの転換に成功した国といえる。この転換は、いわゆる重化学的産業構造から知識集約型産業構造への転換を意味する。このことは、これまでの量産型生産方式から、付加価値生産性を重視する多品種中量生産方式への転換でもある。

日本経済が産業構造のシステムチェンジに成功した理由としては、通常以下のことがあげられる。第一に、日本経済の資源エネルギーの対外依存度はきわめて高く、オイルショックに対する抜本的対応が求められたこと。第二に、政府 (とくに通産省) の産業政策が適切であったこと。第三に、日本企業の経営合理化への努力。第四に、安定した日本型労使関係によって企業合理化への労働組合の協力がえられたこと、等々である。

図1は、日本の産業構造の変化の見通しを示したものである。これによって明らかなように、将来の産業構造は多様化し、在来型の重化学工業部門の位置は相対的に低下する。他方、先端技術部門の位置は高まり、とりわけ社会的、産業的インフラストラクチャ部門は最大の産業部門として発展することになるだろう。

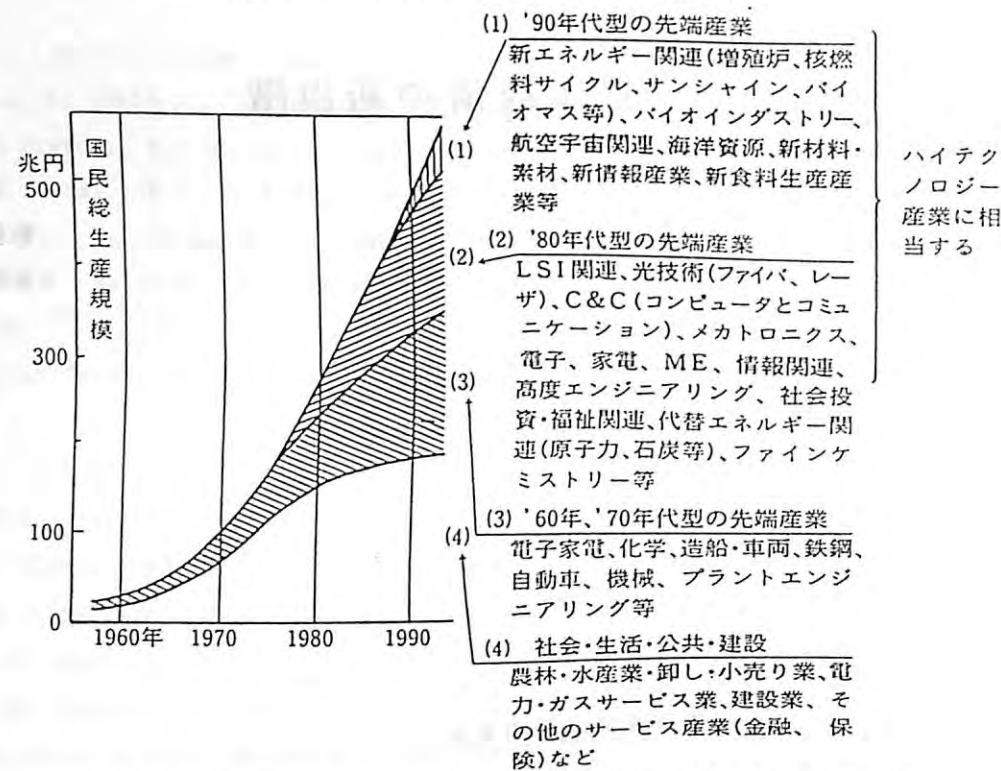
## 2. 日本における先端技術の現状

## A. 技術発展

日本における基礎技術の発展は十分なものではない。対外的な基礎技術の依存のうえに、日本は応



図1 ハイテクノロジー産業の成長予測



注：(社)科学技術と経済の会：技術革新を核とする新産業形成に関する調査研究(昭55.2)  
資料：機械振興協会経済研究所調査報告書

用領域で十分にその能力を発揮してきた。たとえば、半導体技術ではすでに、NTTは16メガビットの研究開発に着手し世界をリードする立場にある。さらに21世紀の先端技術であるエキスパート・システムについてもアメリカにキャッチ・アップしようとしている。エキスパート・システムは人工知能AIの一領域であるが、応用領域で日本は近い将来アメリカを抜くことが確実視されている。しかしこのような日本の技術発展のシステムが他の先進諸国から批判を受ける要因となっていることに注意しなければならない。

#### B. エレクトロニクス部門

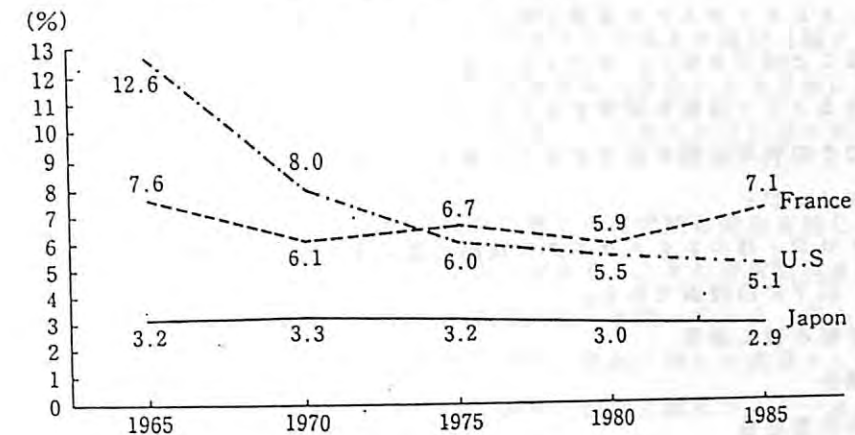
好調な輸出にささえられて、エレクトロニクス部門の成長率は高く、1975年から85年間の平均成長率は、11.6%の水準に達した。

しかし輸出環境の悪化で、各企業は新しい市場戦略を開発することを迫られている。一つは、エレクトロニクス産業を高付加価値化することである。その手段の一つとして機械産業のエレクトロニクス化をはかることである。さらに円高問題を考慮に入れると、企業の海外投資の促進も有力な手段となる。今後は、「現地で生産し、現地で消費する」という形の生産システムが海外で確立しよう。エレクトロニクス産業の海外投資比率は、1987年の10%から1990年には15%にまで上昇する見込みである。

#### C. オフィス・オートメーション

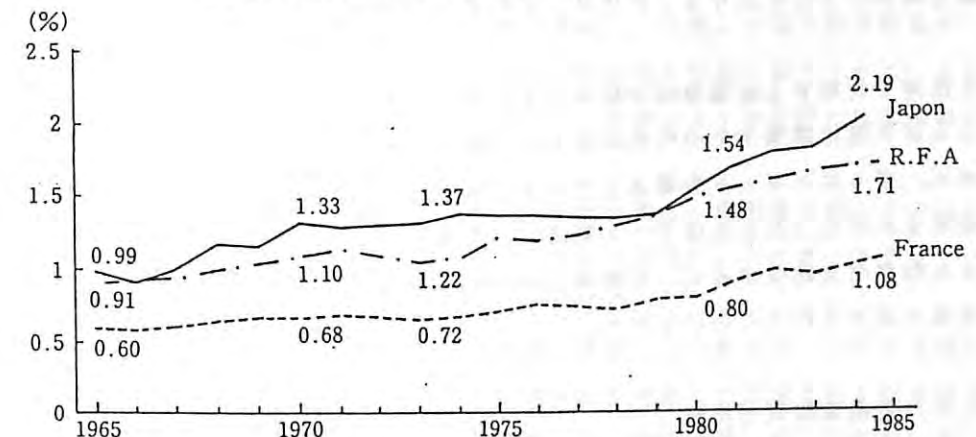
一般に工場オートメーションFAに比較して、事務管理部門のオートメーションは立ち遅れている。しかし、経済効率化のためにはこの両者のギャップは埋められなければならない。そのために日本経済でも精力的な投資が行なわれてきた。1986年当時で事務機械関連投資額は、4兆1000億円に

図2 国家予算に占める研究開発比率



The annual white paper of the scientific technology in Japan, 1988.

図3 GNPに対する民間研究開発費用



The annual white paper of the scientific technology in Japan, 1988.



達した。そのうちでも重要なのはパーソナル・コンピュータおよびオフィス・コンピュータであり、その生産額だけでも一兆円に達する。将来は、企業のみでなく、パーソナル・コンピュータ、ファクシミリ、ワード・プロセッサ等々は家庭のなかでも使用されるようになる。その市場としての潜在力に注目するべきである。

しかしながら、エレクトロニクス産業と同じく、オフィスオートメーション部門においても輸出環境の悪化を避けることはできない。オフィス・オートメーション部門にとって必要なことは、誰にでも容易に使用できるソフト技術を開発すること、パーソナル・コンピュータ等についてはネットワーク化を図ることでその利用形態を拡大すること等々である。

#### D. バイオ・テクノロジー

バイオ・テクノロジーはエレクトロニクス技術と並ぶ未来産業の柱である。バイオ・テクノロジーを構成するのは、以下の四技術である。

- 1 遺伝子組み替え技術
- 2 細胞融合
- 3 細胞の大量培養
- 4 バイオリアクター

現在のところバイオ・テクノロジーをもっとも利用しているのは医学関連部門である。ついで化学、食品等がこれにつづく。一般にバイオ・テクノロジーは、これまでにない新商品、新品種の開発につながるケースが多いため、その社会的影響を監視するための基準設定が必要となる。

#### E ロボット産業

機械装置におけるロボットの利用配分率は日本70%、ヨーロッパ29%、アメリカ1%という状況である。日本におけるロボット産業はロボットを構成する技術がエレクトロニクス、流体力学、機械工学の総合体系のうえに成り立つだけに、それぞれの領域で強い日本で、次第に発達してきたといえる。

ロボット技術を利用する産業領域が拡大していることも日本のロボット産業発展の牽引力となっている。たとえば自動車産業がその代表的なものである。さらに中小企業においても、労働力不足を解消するために、盛んにロボットを導入した。またロボットの普及を通産省が政策的に支援してきたのも大きな効果をあげた（たとえばリース制度）。今後ロボットが、「人間と同じ自由度」を持ち、センサーによる知覚化を促進すると、自動車工場での組み立て作業、検査作業にも使用されるようになり、また市場は拡大されることになる。

#### 3 日本における産業政策の特質

##### A 日本の産業政策について

第二次大戦後、多くの西ヨーロッパ諸国では重要産業の国有化が行なわれた。これは、たとえば自動車産業を国有化し、アメリカとの国際競争に耐えうるだけの力をつけさせるための戦略的国有化といつてよい。国内での市場においては、国有企業に独占的地位を与えつつ、国際市場における競争力を強化しようという意図であった。これに対して、日本の産業政策においては、特定の産業部門に複数の有力企業が存在して競争を行なうという形をとる。通産省が政策的に利用したのはこのような競争原理であった。政府はこれらの有力企業に研究開発のノウハウを与え、また基金を与える。しかし

技術、研究基金の利用は、市場競争においてより有効となる。西ヨーロッパの保護的政策と日本の競争的政策の優劣の結果は、今日からふりかえれば明白である。現在西ヨーロッパ諸国で多くの国有企業ないし国有セクターが民営化の対象となっているのは、国有化に変わってこれらの部門に競争原理を導入しようという試みに他ならない。

技術開発に対する国家の資金供与は、西ヨーロッパのほうが日本より高い（図2）。にもかかわらず、日本の技術革新の進展が国際市場を征したのは、国家資金の援助による方法に問題があったことを物語る。日本の場合はたとえ国家資金の額が小さくても、この資金が目的別に明確に区割りされ、企業の競争によって有効に援助された。

逆にこのことは、日本の場合民間企業自らが積極的に多くの研究開発資金を投じたことを意味する。日本の技術革新は民間主導型で行なわれたといつてよいであろう。また研究開発基金だけでなく、研究者の数においても日本の民間企業は欧米諸国のそれを大きく上回っている（図3）。

一般に、日本的産業政策は「日本株式会社」の名の下に、官民一体式の典型として批判の対象とされる。しかし実際には国有化政策に示されるように、国家と企業の関係がより一体的なのは西ヨーロッパである。

##### B 21世紀にむかっての日本の産業政策

日本の産業政策は、オイルショック後の国際経済の構造変化に、日本の産業構造をフレキシブルに対応させることに成功した。今日の日本企業の突出した国際競争力はこのような産業政策に負うところが大きい。しかし今後の問題は、このような日本型産業政策が先端技術の領域にも適用できるかどうかである。通産省は、1981年以来「次世代産業育成計画」を策定し、新素材、バイオ・テクノロジー、社会開発等の領域で産業政策の有効性を検証しようとしている。しかしかつてのコンピューター、ロボット産業で有効な役割をはたした産業政策がそのまま先端技術に当てはまるという保証はない。というのは、先端技術の領域では応用技術よりも基礎技術の開発がより重要な意味を持つからである。基礎技術の開発については、国家、大学（研究機関）、企業との間の研究開発についての協力体制、あるいは交流関係がもっとも大切である。研究開発体制が民間に偏りすぎている日本の場合、それだけでなく基礎技術力の開発で立ち遅れていただけない、今後の21世紀型の技術開発において先進諸国との格差が一層拡大する懸念さえある。

つぎに問題となるのは、先端技術を応用する市場育成政策を現在の通産省は有していないということである。先端技術そのものの市場規模は決して大きいものではない。バイオ・テクノロジーの場合、2000年における市場規模はせいぜい1%ぐらいといわれる。

先端技術の市場化について、通産省が政策理論の領域で構想しているのが、いわゆる複合産業の存在である。複合産業というのは、各産業にまたがる先端技術を結集して形成される組合産業のことで、その代表的なものとして考えられるのが航空・宇宙産業、海上都市開発、原子力利用、都市再開発等々である。

これらの複合産業は在来型の重化学工業部門と違って、最終的に一般消費市場に依存するわけではない。その多くは社会的需要に依存することになる。このいわば社会市場の形成についての具体策が日本には欠けているといえる。

他方、フランスの産業政策は社会市場の育成についての深い関係のもとにすすめられてきた。その代表例は、情報インフラストラクチャの形成についての政策展開である。フランスのビデオテクスの技術はフランスの情報化政策の核をなす。情報化の進展は単なる経済的領域の問題ではない。それはより広い社会構造の変化に連動する。市民の生活構造、生活行動様式も情報化の進展で一転する。



生活基盤としての情報インフラストラクチャの整備にフランスは大きな力を注いできた。ビデオテキスト・システム（テレテル）の端末であるミニテルの普及台数はすでに400万台をこえている。日本のビデオテキスト・システム（キャプテン・システム）の端末普及台数が7万台程度であることを見ると、こと市民生活における情報インフラストラクチャの日仏格差はきわめて大きいといわなくてはならない。

日本の情報インフラストラクチャの形成に関する問題点は、通産省がニュー・メディア・コミュニケーション構想、郵政省がテレトピア構想というように、縦割り型の行政による不効率が存在するという点である。しかも計画が集権的で、中、長期にわたるため、計画実現の具体性にかける。日本においては、公衆通信ネットワークの形成に代わって、パーソナル・コンピュータ・ネットワークが形成される可能性のほうが強い。しかし、コストおよび普及度の点からみて公衆通信ネットワークの形成が必要である。

#### 4. 結論

現在の日本経済は、国際環境の点からみても、内需主導型成長への転換を迫られている。その鍵を握るのが社会資本の整備である。社会資本の整備については、社会市場を通じての複合産業を育成する必要がある。そこは先端技術の応用の場でもある。このような社会産業の育成については、日本は西ヨーロッパ諸国に学ぶべき点が多々ある。特に基礎技術の開発についてのECの共通政策は日本にとって最大の競争相手となろう。さらにECの結合は複合型産業についての巨大な市場を提供するが、このような市場形成が期待できない日本にとって、これとの関係が重要な意味を持つであろう。さらに、土地政策を含めた社会経済政策も西ヨーロッパに学ぶべき点が多い。都市型産業の育成は今後の日本にとっての課題だが、産業政策が社会政策や、さらに文化政策と結びつく必然性をとりわけフランスの都市政策は示している。

## 日本の戦略におけるヨーロッパの位置

ローラン・シュワブ

日本とヨーロッパ間の貿易量は拡大してきたが、両者の関係はそれにアメリカを加えた「三極関係」の中の脆い一辺である。この貿易関係は十年来、EECを犠牲にして日本の貿易黒字が増え続けてきたという特徴をもつ。しかしながら、1990年代には二つの新たな要素がそこに加わるだろう。一つは日本政府が貿易黒字の解消を公約したことであり、他はヨーロッパ統合の加速化とそれがヨーロッパの成長に与える影響である。これらの要素は二国間の貿易量を増加し、同時にそれを均衡化させるであろうか。この問いに答えるには、二国間の関係を国際的文脈の中に置き直してみなくてはならない。本報告では世界経済の変化に関して三つのシナリオを用意した。どのシナリオが実現されるかによって、二国間の関係も変化してくるのである。

日本とヨーロッパ間の貿易はここ二十年来、非常に伸びてきた。しかしながら、日本、アメリカ、ヨーロッパの「三極関係」の枠内で考えると、日本とヨーロッパ間の貿易はアメリカとヨーロッパ間、日本とアメリカ間の貿易を下回る。特に1960年代の初期から、日本のヨーロッパに対する輸出量とヨーロッパの日本に対する輸出量の差が拡大し、1987年にはその差は200億ドルにのぼった。この差額を解消していくことが将来の日本-ヨーロッパ間の関係における最大の懸案であろう（もちろんこの問題だけが重要なわけではないのだが）。

しかしながら、1990年代には二つの新たな要素が日本-ヨーロッパ関係に加わるだろう。一方で、日本政府は三年ほど前から輸出を規制し、国内市場を外国製品に開放することによって、自国の貿易黒字を縮小するという意志を表明してきた。他方で、ヨーロッパ統合の加速化はEEC内部の成長を促し、ヨーロッパ企業間に活力を与え、競争力を強めた。単一市場の形成によって、ついに日本は旧大陸に大きな興味を持つようになった。日本のヨーロッパに対する海外直接投資は非常に伸びたのである。日本とヨーロッパの責任者による声明は両国が協調関係を強化する意図をもっていることを示している。

このような傾向が現実が続いた場合、両経済空間の関係は発展していくと言えるだろうか。そうは言えないだろう。なぜなら上記の二つの要素は様々な結果を生み出すからだ。日本の貿易収支の均衡化はヨーロッパの輸出企業にとって有利に働くだろうか。ヨーロッパ統合は非ヨーロッパ諸国の生産物をそこから排除する経済的要塞を作りはしないだろうか。政治的变化に関連した不確実性に、経済的戦略から生み出されるそれが加わる。ヨーロッパというカードが日本の企業にとって唯一の可能性ではない。アメリカは輸出と海外直接投資に関して、日本企業の第一の受け入れ国である。日本企業はアジア地域にも（NIESだけではなくアセアン諸国、中国においても）その影響力を拡大させている。ヨーロッパ企業の側からいえば、かれらは日本市場よりも参入し易い他の市場を優先するかもしれない。

また、経済の複雑な相関関係がだんだん増していく今の時代に、経済空間の関係を当事者間だけで



考察することはできない。その関係を世界経済システムの枠の中に置いてみなくてはならない。世界経済システムはここ数十年米危機に瀕している。その危機は進展するか、または解消されるかが、世界の様々な地域間の貿易関係や資本流出に大きな影響を与えることになるだろう。

従って、本論でとる仮説は世界経済システムの危機状態から出発し、この危機がどのように主として変化するかを検討して、二国間、二経済空間間の関係の将来的な予測を試みようというものである。われわれがとる手続きはまず、世界成長体制の再構成を示す各々のシナリオを提示し、そのシナリオが日本-ヨーロッパ関係に及ぼす影響を検討することにある。この体制変化は短期間では起こりようもないので、シナリオは中・長期(10~15年)を対象とする。

今のところ「三極関係」(日本-アメリカ-ヨーロッパ)と呼ばれている枠組み内に分析を限定しよう。たとえ、他の国、他の地域を参照する必要が出てきた場合にせよである。この態度は他の状況を顧みないという制限をおそらく設けるが、ここでの問題構成の方法、その問題が建てられる抽象の基準から見ても、研究の妨げにはならないだろう。また、ヨーロッパを一つの全体として取り扱うことにしよう。つまり、ヨーロッパ諸国の国内的な相違、発展段階の相違、マクロ経済的な位置の相違(西ドイツの貿易収支黒字と他国の貿易収支赤字など)、日本に対する戦略の違いを捨象することにする。

## 1 世界経済システムはどのように再構成されるのか?

われわれが本節で提示するシナリオの問題構成は、国際貿易の調和的な適応が市場機構により保障されるとする仮説とは対立するものである。レギュレーションの理論家は、現代の経済変動の原因をこの機構の攪乱(政府の介入、金融危機、石油ショック等)に見るのではなく、現代の危機の核心を説明する要因として戦後の成長体制の変化を挙げる。それゆえに、この危機からの脱出口として新しい成長体制の生成が必要となる。

「レギュレーション派」は成長体制の概念から二つの補完的な解釈を引き出している。一つは国内的空間に関するもので、もう一つはこれらの空間の接合に関するものである。彼らの分析を簡単に言うと、戦後の成長体制は次の三つの要素の脆弱な均衡の上に立脚している。

- 新たな生産様式として労働生産性を急速に高める新たな労働組織が普及した。
- 資本-賃労働の新たな関係が生産性上昇の利益の再分配を可能にした。つまり、実質賃金の改善と投下資本に対する高い収益性の維持が同時に達成された。
- 伸び続ける消費財生産(自動車、家庭用品、建物等)の販路と、高い投資率が達成され、これが成長継続と雇用増加の条件となった。

これら国内成長体制の安定性に見合って、国際成長体制の安定性が生まれた。簡単に言うと、国際成長体制は次の四つの条件に立脚していた。

- 支配的な経済の極(例えばアメリカ)が存在し、この国の成長モデルが他国に普及されうる。
- 国際収支の構造的黒字・赤字を回避する、強制的適応の規程が諸国民国家に受け入れられている。
- 貯蓄・投資の国際的な調整が資本の可動性によって可能となっている。
- ドルに基づいた国際通貨体制が存在しており、そこでは為替の変動が最小に留まっている。

この見方では世界経済の危機は二つの過程の結果として分析される。国内においては、労働のテラー的-フォード的編成が発揮していた生産性向上の源泉が枯渇し、この成長様式に適合していた財

に対する需要が飽和状態に達することによって、以前の生産性成長機構、販路成長機構が攪乱された。国際的には、ヨーロッパ諸国や日本が生産性、技術の面でアメリカに追い付き「アメリカ式」成長体制を接ぎ木することに成功した。このこと自体が戦後の世界的成長の基礎をゆるがした。

その結果、

- この危機は経済空間の地政学的構造を破壊し、地域の再統合を不可欠にした。
- この危機は諸経済主体のもつ期待を不安定化し、将来の生産ノルム、消費ノルムにおける不確実性を深刻化した。
- この危機は社会諸関係の統合に際して以前通用していた論理を乱し、社会諸関係がどう変化するのかわからなくした。

危機が国際的であるなら、その解決法も必然的に国際的たらしめるをえない。新たな成長体制を考案すべきだとしたら、その試みはバラバラな方法によっては不可能であり、支配的な役割を果たす能力を持った経済を構想すべきだということが今までの分析から解る。私の仮説によると、新たな成長の源泉が依存するのは特にその経済が普及する能力を持つかどうかにかかっている。従って、問題は支配的な役割を果たす経済(あるいは諸経済)をどう特定化するか、ということになる。

以下に示されるシナリオでは、重要な可能性の領域を確定すると思われる三つの筋道を提示しよう。このシナリオは長期(2000~2005年)を対象とし、経済情報予測センター(BIPE)が1988年に作成した部門別予測の枠組みとなったものである<sup>1)</sup>。

## 2 シナリオA: 世界危機が継続するケース

このシナリオは70年代半ばから見受けられてきた変化が継続した場合のシナリオである。つまり、世界経済の三つの強国のどれも世界のリーダーシップを獲得するのに必要な新たな成長体制を作り上げるには至らない。

国際的レギュレーションは国家間の利益対立とぶつかり、うまくいかなくなる。その結果、国家政策の効率性が失われ、経済的不安定が一般化する(例えば、為替変動、インフレ圧力、資本移動の激化)。

企業は長期にわたる変化を明確に予想できなくなり、長期的な投資をひかえるようになる。金融の再編成が革新や開発投資を犠牲にして特別に重要視される。新技術は狭い応用部門に閉じ込められ、産業の諸部門を統合する効果を失う。その結果、所得や消費に影響を及ぼす生産性の上昇が鈍化する。

このシナリオはヨーロッパにとって最も不利である。国際的レギュレーションが機能せず、力関係が最優先される世界ではヨーロッパ経済は強国アメリカと日本の活力の間で引き裂かれてしまう。ヨーロッパの統合は足踏みし、それどころか、各自の利益が優先するシステムでは、共通の条件も利益を不平等に分配する結果を生む以上、後退さえしてしまうだろう。

アメリカは経済的、軍事的権力を使用して、国際経済秩序を守ろうとするだろう。その秩序はアメリカが最盛期の時代に課した秩序であり、アメリカに何らかの特権を保証する秩序でもある。この場合、アメリカは同盟国に自国の困難の一部を振り分けることができよう。

### 日本とヨーロッパの関係: 紛争の再燃

このシナリオでは、日本はどうかこうにか窮地を逃れることができる。貿易黒字の増加を長期にわたって続けるわけにはいかないのだから、日本は最近、前川レポートによって指摘されている指針に



したがって生産機構を国内需要を満たすように部分的に再編成する。それと同時に賃金と為替の両面で競争力の弱い企業をアジア諸国に配置するだろう。しかし、こうした成長路線の立て直しは単線的に行われるものではない。輸出は拡大と縮小の連続的な局面を経験する。特に縮小が他の強大国との紛争によって起こることになるだろう。アメリカは貿易相手国、日本に一方的な譲歩を迫る。例えば、日本市場をアメリカの製品に開放することや、自動車輸出の規制、直接投資の増加などによって輸出を鈍化させることである。その結果、日本-アメリカ間の貿易収支黒字は継続的に縮小するだろう。

他方、日本企業は輸出先をアメリカから他国（特にヨーロッパ）に転換して、海外での市場シェアを維持しようと努めるだろう。ヨーロッパ諸国に意志統一が無いために、他国と、従って日本と交渉する場合にも、ヨーロッパは貿易や直接投資の内容について不利な取り引きをすることになる。このシナリオどおりに、貿易や直接投資が進展していくなら、これらの部門別または技術的構成が経済上の緊張（投資が金融部門に集中することや、現地生産部門でローカル・コンテンツ-地元生産要素の付加価値率が低いこと）を改善することはないと考えられる。これに加えて、ヨーロッパ市場でヨーロッパ企業の活動が十分ではないという問題がある。こうしてEECと日本の貿易で、EEC側の赤字が続くことになる。結果的に、共同体加盟国あるいは共同体当局は日本や新興工業国に対抗して、新たな保護主義政策を採ることになる。

最近このシナリオが実現する可能性が少なくとも日本において現れてきた。ここ三年ほど、日本の輸出が緩慢になったものの、この変化は次の二重の現象を隠している。大衆向けの自動車と電機製品の輸出が停滞あるいは減少した反面、設備機器（特にコンピューター、通信設備、半導体）の輸出が急激に増加したことである。この変化は円高以来、日本企業が真面目にその状況に適應しようと努力した結果可能となったものだ。この時期に高い水準の投資が行われたが、これが継続するならば、日本製品の競争力がたえず改善し、円の変動にもほとんど影響を受けなくなるだろうことを意味するだろう。同時に、国内市場を外国製品に開放するという日本政府の意志も、流通過程の複雑さや国内利益（農業）の反対に直面して、限られた効果しか持たないだろう。

### 3 シナリオB：分割化とブロック化の論理

シナリオAと同様に、新たな成長体制は作り上げられず、世界経済の三つの強国は世界経済に自己のリーダーシップを課するに至らない。三つの強国は自分の回りに影響圏を形成し、そこでのレギュレーション調整機構-を実現していく。三つの経済的・金融的主要地域が次のように形成される。

-アメリカを中心にカナダ、及びアメリカ大陸の発展途上諸国が統合される。

-日本を中心にオーストラリア、ニュー・ジーランド、アジア新興工業国、アジア発展途上国（中国を含む）が統合される。

-EECを中心に他の西欧諸国、アフリカ諸国、中東諸国が統合される。東欧諸国は柔軟な形でこの集団に加盟することを望むかもしれない。

この場合、ブロック間には大きな不安定性が残るが、各々のブロックは相対的に安定な地域を形成する。この安定性はブロック内の国際労働分業の発展に適し、これを土台にしたブロック間の貿易の成長に好都合である。

### ヨーロッパとの制限された関係

このシナリオの場合、日本-ヨーロッパ間の貿易は商品、サービスの交易量が相互に減少することによって、「縮小」再均衡化する。最近の指標にはこの種のシナリオの実現可能性を示す数字が多い。アメリカが日本にとって第一の顧客であるなら、アジア諸国は日本にとって第一の供給者である。アジア諸国はここ三十年来日本の累積的海外投資の五分之一を受け入れてきた。ここ数年言われているように、日本が貿易黒字をこの地域に再還流していくならば、アジアの最貧国でさえもが支払い能力を持つようになるだろう。日本のアジアに対する政府開発援助額が莫大であることの意味をこのように解釈することができるだろう<sup>3</sup>。しかし、日本とアジア諸国との間の関係がどのようなものとなるかまだ流動的である。支配関係なのか、パートナーとしての関係であるのか。アジア新興工業国あるいはその中の幾つかの国の戦略はむしろ、日本の経済的支配から開放されることを目指している。これら新興工業国は特に技術移転を望んでいるが、日本はそれに関しては用心深く、彼らの望みを重要視しなかった。

Bのシナリオの可能性に何人かの日本人研究者が言及し、論者の幾人かがヨーロッパ諸国もヨーロッパもこのシナリオから利益を得ないだろうとのべていることに注意しておこう。[10]

### 4 新たな成長体制の登場

第三のシナリオでは、日本-アメリカの共同統治により世界経済に新成長体制を確立する。この体制のもとで、日本は技術革新と組織化の能力を発揮し、アメリカは政治的、軍事的権威を発揮する。

世界の経済情勢は安定し、新たな国際金融システムが形成され、ドルと円が中心的な役割を果たす。インフレは制御され、現在見られる国際収支の不均衡は制限される。実質利子率は大きく下がることになる。そして、工業国は労働生産性の急激な進歩に基礎をおいた持続的成長を再び経験するだろう。新技術の普及が急速化し、伝統産業の生産工程が改善される。同時に生産物の革新が新市場を生み、発展させていくだろう。

アメリカは日本と世界経済のリーダーシップを分け合わねばならないが、アメリカは経済的、政治的、軍事的権威を大いに利用し、伝統産業を活性化し、高付加価値を産む先進サービス諸部門を進展させる。生産性は急速に成長し、アメリカの生産者の競争力は改善され、所得と消費は持続的に拡大していくだろう。

日本はアメリカと支配的な地位を分け合う。日本は設備機器の輸出と直接投資を通じて、新技術と新生産組織形態を普及する極となる。生産性の向上に加えて、交易条件の上昇、投資収入の増加により、日本人家計の生活水準は急速に向上するだろう。

他にもこのシナリオを裏付ける要素がある。一つは次の歴史的事実である。つまり、過去四十年間、日本はアメリカとの関係を密にしてきたという事実である。日本が自国の経済を再建できたのはまったくアメリカの軍事的保護、技術移転のおかげであった。アメリカ市場は日本にとって最大の販路である（例えば、1987年には日本からの輸出の36.4%がアメリカ向けであった）。また、アメリカは日本の直接投資の最大の受益者である。直接投資は自動車部門といった、貿易収支不均衡がもっとも大きい部門において特に重要である。1987年には日本企業はアメリカで50万台近くの自動車を生産した。1990年にはその台数は130万台に、1992-1993年には200万台にのぼると予想される。ホンダは大西洋の向こうで生産した自動車を日本に再輸出して予期せぬ利益を上げている。



この貿易の密な関係に加えて、金融の動きが密接な絡みあいを見せている。1986年に、アメリカは日本の長期資本粗移出の60%と、そして日本の金融投資（株式と債券）の49.4%を吸収した。日本の銀行はアメリカで急速に事業を展開し、その資産は今やアメリカ金融機関資産の9%を占めている。

日本がアメリカの財政赤字や貿易赤字を貯蓄超過分で埋め合わせるといふ補完関係は日本にとっていまのところ利益が無い。しかし、日本にとっては投資を多角化する可能性が制限されている。ここ三年のドル安円高は日本の生保会社に1800億フラン相当の損害をかけたのである！

現在、日本電子産業協会とアメリカ電子産業協会との間に電子機器の共通規格や自動車の部品について協議が行われているが、この協議が二国間の新たな関係を産み出す可能性のあることを最後に付け加えておこう。この協議がうまく行けば、日米産業はヨーロッパ企業との競争に関して有利な条件を短中期的には手に入れることができよう。

ヨーロッパ：活力ある行動か従属か？

このようなシナリオは、日本-ヨーロッパ間の貿易、また一般的に日欧関係を一様に発展させるものではない。つまり、ヨーロッパにとっての第一の問題は次のことを知ることにある。ヨーロッパはこの新成長体制に順応するのか、あるいは日本-アメリカの支配の犠牲となり、よそで考案された製品の組み立てを請け負う中継経済の役割を果たすのか、ということである。従って、最後のシナリオには少なくとも二つの違う筋道がある。

一つには、ヨーロッパが日本-アメリカの共同統治に対して強固な貿易政策を守り続ける場合である。ヨーロッパは日本あるいは日本-アメリカのますます増大する企業進出を利用するだろう。ヨーロッパに配置された生産部門の付加価値をどのように配分するのかについて紛争が起こるだろうがその後、日本の製造業者は自らの生産様式を適用し、様々な形でヨーロッパの、そして日本の中小企業に働きかけ、下請けネットワークを作り上げるだろう。この新たな生産組織により二つの地域間で生じた赤字の解消が可能になる。他方、ヨーロッパ諸国はある部門が北米・日本企業に主として支配されることを容認しなければならない。

二つ目のサブ・シナリオはあまり楽観的ではない。日本とアメリカが及ぼす権力がヨーロッパに対して不利に働く場合である。この事態は国際的権力関係がヨーロッパにとって好ましくない度合いに対応して深刻化する。産業、技術、金融部門の活動規準がヨーロッパ抜きで、あるいはヨーロッパに立する形で決定される。この場合、EECは対日貿易収支を均衡化させることが困難になる。付加価値分でどれだけが地元配分されるかについてもなんの保証もないまま、ヨーロッパ諸国は海外からの企業進出を受け入れられなくなるだろう。

ヨーロッパ産業組織の密度と質の高さ、高い労働力の熟練水準、市場規模の大きさがこの問題に対処する際の切り札となる。他方では、国際的な景気の安定がヨーロッパ統合を進めていく上で有利に働くだろう。ヨーロッパは日本に比べてある種の高度技術や労働組織の面において劣っており、アメリカに比べて高付加価値を産むサービス産業部門で劣っている。この後進性により、ヨーロッパは技術移転を進めることから利益を得、生産性上昇に刺激を与えることができよう。

日本人によって「日米」と呼ばれる関係を重んじるこのシナリオは日本人によっても検討されている。日米関係の緊密さを考慮にいれ、このシナリオの妥当さを認めるにしても、何人かの研究者たちはこのシナリオの限界を指摘する。日米の相互的な協調は危険であると考える日本人指導者たちもいるのである。[7]

## 5 日本-ヨーロッパ関係を改善する五つの条件

これまで提示してきた三つのシナリオは日本とヨーロッパの経済関係の「理想的な」変化を示すものではない。もちろん、これらのシナリオを図式主義にすぎると非難することもできるだろう。シナリオが極端な場合を描いているとするなら、近未来の現実はその混合物だと考えることは妥当だろう（どのような割合で混り合うのかは未だ解っていないが）。しかしながら、日本とヨーロッパの貿易、経済、政治関係の変化に絡む不確実性をとりたてて強調する必要はない。これまでの分析から、それらの関係を改善するために満たさなくてはならない条件を導き出せるように思われる。

第一条件：日本の対ヨーロッパ投資を量的に増加させ、質的に改善すること。

日本の海外直接投資は増加傾向にあるが、この傾向はここ数年続くに違いない。日本経済研究センターの調べによると、投資はこの五年間に年率21%の割合で上昇し、現在210億ドルを越えている額が1993年には869億ドルに至る。この投資のうち対ヨーロッパ投資が増加していけば、日欧の貿易不均衡が解消され、従って日本-ヨーロッパ間の緊張も緩和されるだろう。この場合でも、付加価値分をふやし、投資による雇用創造も増加させていく必要がある。1977年には製造業は全体の27%しか占めていなかったが、10年後にはその比率は16%以下に減少した。この減少の起こる下地がこの期間に急速に形成されたとはいえ、ヨーロッパ製造業における日本の位置がいまだ限界的なものにとどまっていることは事実である。この部門における日本の雇用創造は8万2000人を越えない。

第二条件：EECが第三国（日本も含む）に対しての確固たる政策を決定する。

この第二の条件が確定すれば、第一の条件もある程度定まってくる。日本がヨーロッパで製造する生産物の付加価値をどのように国内外で配分するのかについての論争から、日本とヨーロッパ間の対立が起こっているが、この論争は同時にヨーロッパ諸国間の紛争や対立もさらけ出している。つまり、EC諸機関が日本企業や日本政府に送る「メッセージ」はしばしば自国の立場を強調するヨーロッパ各国の政府声明によって混乱させられているのだ。確かに、ヨーロッパと自国の利益という二つの次元の統合は現在のところほとんど実現していない。将来にはそれが実現することを望むばかりである。

第三条件：日本が交渉において相互利益の原則を受け入れること。

相互性の問題が将来重要になるのは、サービス産業、特に金融サービス産業においてである。実際、日本の銀行が最近ヨーロッパで急速に活動しているにもかかわらず、日本では外資系金融企業の比重は限られている。日本が金融市場の自由化を推進し、公私の諸機関の行動ルールや資金調達をより多様化していくことは金融部門における緊張を避けるために是非とも必要なことである。そのような緊張を日本とヨーロッパは貿易の次元でこれまで味わった。

第四条件：産業、技術の領域で協力関係を拡大すること。

ヨーロッパ企業と日本企業間の協力協定はここ十年來進歩してきたが、日本企業とアメリカ企業のそれと比べるとまだ限られたものである。しかしながら、日本とヨーロッパの技術協力の分野は多岐に渡っている（その内の少しばかりを挙げるなら、原子力、航空、宇宙部門がある）。この協力関係が将来どう変わるのかは主としてヨーロッパ企業の行動にかかっているように見える。ヨーロッパ企業はこれまで、ヨーロッパ内にパートナーを見つける努力を限るという安易さに身を任せてきたからである。



第五条件：経済紛争を避け、管理する能力をお互いに持つこと。

生産の国際化にともなって、紛争の種は貿易面だけに留まらず、前にも指摘したように投資の内容、市場への接近条件にまで広がってきた（例えば、アメリカは日本の大土木事業の市場を国際競争に開放するように圧力をかけた）。

この変化は紛争の伝統的な原因が消滅したことを意味するものではないが、また、国際的な経済交渉、したがってヨーロッパと日本の交渉においても、新たな規準、新たな方法が採用されなければならないことを示している。

このことから、日本とヨーロッパ諸国は双方のそれぞれ異なる協議と交渉の仕組みを変え、改善し、将来起こるに違いない紛争の解消を容易にしなければならない。さらに、こうした仕組みが両者間の紛争を予見し、あらかじめ管理していくことが一層望ましい。現在、双方が努力をしているものの、企業の次元においても政府の次元においても相互の理解はまだ不十分である。ヨーロッパ統合の複雑なメカニズムを理解するために、日本は必要な努力を必ず行うだろう。ヨーロッパ諸国が日本に対して同様の努力を行うことを期待しよう。

（訳 清水和巳）

# 日本－ヨーロッパ関係に関する指標

（単位：10億ドル）

|              | 1986   | 1987   |
|--------------|--------|--------|
| ヨーロッパの対日輸出   | 13.99  | 16.59  |
| ヨーロッパの対日輸出   | 30.67  | 36.93  |
| 貿易収支         | -16.68 | -20.34 |
| EEC の対日直接投資  |        | 0.12   |
| 日本の対EEC 直接投資 |        | 3.59   |

## 三つのシナリオ

|                               |                 | シナリオ A<br>危機継続のケース           | シナリオ B<br>世界経済の分割と<br>ブロック化のケース | シナリオ C<br>新しい成長体制創<br>出のケース |
|-------------------------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 国民総生産<br>年平均成長<br>率（長期）<br>：％ | アメリカ            | 1.8                          | 1.8                             | 3.8                         |
|                               | EEC             | 1.5                          | 2.5                             | 4                           |
|                               | 日本              | 3                            | 2.8                             | 4.8                         |
| 金融システム                        |                 | ドルによる支配<br>が挑戦されている          | ドル、エキュ、円<br>の三つの貨幣地域            | ドルと円による<br>共同支配             |
| 日本とアメリ<br>カの関係                | 貿易              | アメリカの貿易<br>赤字はあまり解<br>消されない  | 両国の貿易の伸び<br>は低い                 | 相互的な貿易が<br>進む               |
|                               | 投資<br>(1)       | 日本の資金が優<br>先的にアメリカ<br>に投資される | 直接投資は減少す<br>る                   | 直接投資の上昇                     |
| EEC と日本の<br>関係                | 貿易量             | +                            | -                               | +                           |
|                               |                 | 紛争がたえず起<br>こる                | 緩慢な増加、ある<br>いは減少                |                             |
|                               | 双方の<br>貿易収<br>支 | 日本の貿易黒字<br>累積                | 日本の黒字の減少                        | 両方の可能性                      |
|                               | 投資<br>(1)       | +                            | -                               | +                           |

(1)特に日本からアメリカ、ヨーロッパへの投資を問題とする。



注

- 1 この会議のためにこれらのシナリオの使用を許可してくれたBIPEに感謝する。
- 2 1986年には、日本の援助の65%がアジア諸国に向かった。(資料: 開発援助委員会) 3) この点に関しては、非公式な協議機関の役割を強調するにとどめたい。そのような機関としてはEECによって設置された、市場統合の達成過程に関する情報を日本に流す機関がある。[5]

#### 参考文献

- [1] BIPE, "La France dans l'Europe de 1993", Prévisions Glissantes Détaillées, Bureau d'Informations et de Prévisions Economiques (BIPE), Juin 1988, Paris.
- [2] 無署名記事 "Le Japon et l'Europe", Japon Economie, No.216, Juin 1988, Paris.
- [3] 無署名記事 "Les investissements japonais en Europe", Japon Economie, No.216, Juin 1988, Paris.
- [4] 無署名記事 "Quelle place pour le Japon dans le Monde?", The Economist, 13 Aout 1988.
- [5] 無署名記事 "EC seeks bilateral panel with Japan on 1992 market", Asian Wall Street Journal, 8/6/88.
- [6] BIPE, "Le Japon en 1993", BIPE, Juin 1988, Paris.
- [7] Crouigneau, F., "Un accord bilatéral avec les Etats-Unis serait dangereux", Le Monde, 21/03/89.
- [8] "La Communauté Européenne et le Japon" Europe Informations, Commission des Communautés Européennes, Bruxelles, N 33, Mai 1980, reproduit dans "Problèmes Politiques et Sociaux", 24/4/81, La Documentation Française, Paris.
- [9] Mistral, J., "La diffusion internationale de l'accumulation intensive et sa crise", in J.L. Reiffers éd : Economie et finances internationales, Dunod, Paris, 1982.
- [10] Mistral, J., "Régime international et trajectoires nationales", in Capitalisme fin de siècle, P.U.F., 1986, Paris.
- [11] Nakatani, I., "Trade blocs evolving as antidote to protectionism, trade friction", Japan Economic Journal, 4/2/89, Tokyo.
- [12] Okawara, Y., "Prospects for Japan-U.S. relations", Japan Review of International Affairs, vol.1, No.2, Fall/Winter, 1987, Tokyo.
- [13] Takagi, H., "Japan, U.S. intensify push for product standards", Japan Economic Journal, 8/10/88, Tokyo.
- [14] Tanaka, A., "Trilateral relations : Japan and Europe in the Western Alliance System", communication la table ronde sur les relations nippon-européennes du symposium: "Japan and Europe in an interdependent world", Berlin, Novembre 4-6, 1987.

## 「ヨーロッパにおける日本企業の人事・労務問題」

鈴木宏昌

(早稲田大学)

はじめに

今日、日本の大企業のキーワードは「グローバルゼーション」であり、世界各地に子会社、合併会社を作る動きが加速化している。しかし、日本の大企業にとって、海外への直接投資は新しい現象ではない。1960～1970年代において、既に、多くの企業が自然資源の開発や発展途上国の国内市場を獲得するために、海外進出を行っていた。

1980年代になると、新しい現象が起こってきた。すなわち、先進工業国への日本の投資が急増した。1980年に、日本の北米、ヨーロッパへの投資額は21億ドルで、日本の総投資額の46.3%を占めていたが、1986年には140億ドルとなり、投資総額の62.3%を占めるまでになっている。ヨーロッパに対する投資は、1970年代にはアジア向けのものの半分でしかなかったが、1984年からはアジア向け投資を上回るまでになっている(1986年にはヨーロッパの投資は35億ドルなのに対し、アジアへの投資は23億ドルだった)。もちろん、北米への投資が圧倒的で、1986年に100億ドル、すなわち、全体の47%になっている。このような日本の先進工業国への投資は最近の現象で、ここ10年間に顕著になったと言える。

この原因は、当然ながら、日本の輸出超過を原因とする日米間などの貿易摩擦にある。電子産業、自動車産業には厳しい自主規制という輸出枠が課せられている。また、アメリカ側からの政治的な圧力もあり、自動車産業の場合、市場を確保するために大挙して現地生産に踏み切らざるをえなかった。このようにして、1980年代に、ホンダ、トヨタ、ニッサン、マツダなどが現地工場を操業させている。

アメリカの後、日本の企業進出の標的になっているのが1992年に統合を控えたヨーロッパである。ニッサン(1986年)のイギリス進出の後を受けて、トヨタもイギリス進出の決定を行った。日本の企業のEC圏への工場進出——とくに、イギリス、ドイツ、その後、フランス、イタリア、スペイン——が新聞などで発表されることが相次いでいる。

たとえ、貿易摩擦のために海外進出が避けられないとしても、日本企業の経営者にとって、工場進出はデリケートな問題である。どの国のどの地域に投資するのか、また、どのようなレベルの生産を目指すのか。この選択には、いろいろな要素が入ってくる。例えば、原料、労働費用といった原価やその国の税制や日本の投資に対する態度などがあげられる。人事の問題は、これらの一連の要素の一つとして考慮される。しかし、最終的な選択の際に、人事・労務の問題が非常に重要な問題の一つであることは間違いない。

この稿では、日本企業の人事・労務の問題に焦点を絞り、検討してみたい。人事・労務問題の中で重要なものは、労働費用、非賃金のコスト(charges sociales)、労使関係となっている。

この稿は、まず、日本企業のヨーロッパ進出の特徴を眺め、その後、「日本的経営」、労使関係を



表1 日本企業（製造業）の欧州進出状況（時期別）

| 国名               | 年 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 合計  |
|------------------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 英 国              |   | 1  | 0  | 0  | 3  | 1  | 2  | 3  | 1  | 1  | 2  | 4  | 3  | 2  | 3  | 6  | 32  |
| 西 独              |   | 2  | 1  | 4  | 1  | 4  | 4  | 3  | 0  | 0  | 2  | 1  | 4  | 3  | 2  | 3  | 34  |
| フ ラ ン ス          |   | 2  | 0  | 2  | 1  | 1  | 0  | 1  | 0  | 1  | 1  | 5  | 2  | 4  | 5  | 5  | 30  |
| オ ラ ン ダ          |   | 1  | 0  | 0  | 4  | 2  | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 2  | 1  | 4  | 0  | 0  | 16  |
| ベルギー・<br>ルクセンブルグ |   | 4  | 1  | 1  | 0  | 2  | 0  | 1  | 1  | 1  | 0  | 0  | 1  | 2  | 1  | 0  | 15  |
| アイルランド           |   | 0  | 0  | 0  | 1  | 3  | 2  | 0  | 0  | 0  | 1  | 2  | 0  | 0  | 1  | 1  | 11  |
| ス ペ イ ン          |   | 4  | 0  | 1  | 1  | 1  | 2  | 1  | 0  | 0  | 3  | 2  | 1  | 4  | 2  | 0  | 22  |
| イ タ リ ア          |   | 1  | 1  | 0  | 1  | 2  | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 8   |
| ポルトガル            |   | 2  | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 0  | 0  | 7   |
| そ の 他            |   | 1  | 0  | 0  | 2  | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  | 2  | 3  | 1  | 1  | 1  | 0  | 13  |
| 合 計              |   | 18 | 3  | 9  | 14 | 16 | 12 | 11 | 5  | 4  | 11 | 20 | 14 | 21 | 15 | 15 | 188 |

資料出所：JETRO、海外調査シリーズ、No. 249、「欧州における日系企業の経営実態  
—その2」198頁。

第2表 わが国各社のECにおけるVTR生産（1984年まで）

| 所在国 | 日本企業名<br>(出資比率)                                         | 進出企業名                                  | 進出形態                  | 生産能力<br>(生産実績)                                    | VTR<br>稼働年  | 資本金            | 従業員<br>(日本人)    |
|-----|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------|-------------|----------------|-----------------|
| 英 国 | 日本ビクター<br>(33.1/3)                                      | J2T Video<br>(Newhaven)Ltd.            | 合併新設                  | 20万台/年                                            | 1982        | 1,200<br>万ポンド  | 283<br>人        |
|     | 三洋電機(80)<br>丸紅(10)<br>Sanyo Marubeni<br>(U.K.)Ltd. (10) | Sanyo Industries<br>(U.K.)Ltd.         | 既存工場<br>併設            | 5000台→1万台/月                                       | 1983        | 500<br>万ポンド    | 増員 100          |
|     | 三菱電機<br>(100)                                           | Mitsubishi Electric<br>(U.K.)Ltd.      | 既存工場<br>併設            | 5000台→1万台/月                                       | 1983        | 195.5<br>万ポンド  | 増員 120          |
|     | 東京芝浦電気<br>(100)                                         | Toshiba Consumer<br>Products(U.K.)Ltd. | 既存工場<br>併設            | 1万台/月                                             | 1984        | 300<br>万ポンド    | 増員 50           |
| 西 独 | 日本ビクター<br>(33.1/3)                                      | J2T Video<br>(Berlin)G.m.b.H.          | 合併新設                  | 30万台/年                                            | 1982        | 2,400<br>万D.M. | 684<br>人        |
|     | 松下電器産業<br>(65)                                          | MB Video G.m.b.H.                      | 合併新設                  | 5万台→10万台/年<br>(→15万台/年)                           | 1982        | 500<br>万D.M.   | 43<br>(4)       |
|     | 日立製作所<br>(100)                                          | Hitachi Consumer<br>Products G.m.b.H.  | 新 設                   | 8万台/年                                             | 1984        | 1,500<br>万D.M. | 増員2年達400<br>数人  |
|     | ソ ニ ー<br>(100)                                          | Sony-Wega Produkti-<br>ons G.m.b.H.    | 既存工場<br>併設            | 5000台/月                                           | 1982        | 400<br>万D.M.   |                 |
|     | 東京三洋電機(40)<br>三洋電機(30)<br>三洋電機貿易(30)                    | フィッシャー工業ドイツ                            | 新 設                   | 1.5万台/月                                           | 1984        | 1,000<br>万D.M. | 350<br>(85年11月) |
| 仏   | 赤井電機                                                    | Akai Electric France<br>S.A.           | 既存工場<br>併設            | (ニューナーの生産)<br>(VTR組み立ての)<br>試験生産83年4月<br>中止、再開検討中 |             |                |                 |
| 英 国 | シャープ<br>(100)                                           | Sharp Electronics<br>(U.K.)Ltd.        | 既存販売会<br>社に生産工<br>場併設 | (5000台→2万台/月)                                     | (1985)      | 1,292<br>万ポンド  | 240             |
| 未確定 | 日本電気<br>日本電気ホームエ<br>レクトロニクス                             | —                                      | (立地点選<br>定中)          | (3万台/年予定)                                         | 84年央<br>子 定 |                |                 |

資料出所：日本企業海外進出の実態、新日本出版社、1988年、225頁。

中心とした日本企業の人事・労務問題に関する文献を見る。そして、日本企業がヨーロッパで直面する問題点を摘出する。

## 1 ユーロッパにおける日本企業の特徴

1987年のジェトロの調査によると、ヨーロッパにおける工場数は282だった<sup>(1)</sup>。その内訳は、イギリス(68)、ドイツ(53)、フランス(38)、スペイン(33)、ベルギーとリュクセンブルグ(19)、オランダ(19)、イタリア(15)、アイルランド(12)、ポルトガル(6)、ギリシャ(4)、デンマーク(2)だった。EC域外では、わずかに13工場でしかなかった(スイス、オーストリア、スカンディナヴィア諸国)。アメリカの数字と対比すると、アメリカ進出企業640(カリフォルニア州のみで167)より相当に少い。

進出年度別にこれらの数字を見ると、少々異なったイメージが出てくる(表1)。1980年では、とくにイギリス、そしてドイツ、フランスに進出している。また、進出数も1980年代に大きく増加している。産業別にみると、電子産業が多く(52件)、その後、化学(24件)、機械(17件)、輸送用機械(13)となっている。電子産業を区分するとビデオ、オーディオ器、半導体など世界的に日本企業が優越性を示している製品が多く、貿易摩擦回避型の進出が多いことが知られる(1982年のボワチエの件が思い出される)。

ヨーロッパにおける日系企業の規模は割合と小さい。約半数の企業は従業員数50人から300人位である。300人以上の企業は21でしかない。さて、ビデオの工場に目を移すと表2が示すようになっている。1982年以降、日本の大企業はヨーロッパ、とくに、イギリス、ドイツに進出する。フランスへはアカイと最近、ソニーと松下が進出している。

イギリスとドイツに日本企業が進出する理由はいくつかある。まず、これらの国には、日本企業のライバルであるフィリップスやトムソン・ブランドといった大きな競争相手がいない。次に、サッチャー政権は外資優遇政策を取っているという先入観もある。さらに、英語で仕事ができること、そして、日本の競争相手が一国に集中すると、他の競争企業も同じ国に進出する日本企業の習性などもある。このようにして、日本企業のイギリスへの集中が起きたと思われる。このようなビデオ産業の例はプリンターや自動車産業にも共通する。プリンター製造ではイギリスに7工場が集中しているのに対し、他のヨーロッパ諸国には3工場しかない。

進出企業の形態については余りはっきりとした傾向はみられない。合併(Joint Venture)の場合も100%支配の子会社のケースもある。しかし、外国籍のパートナーに対する警戒心、そして日本の慣行を持ち込める100%の子会社の形を全体的に好む傾向がある。

最後に、最近のヨーロッパの進出を1988年の数字でみると、70の企業がヨーロッパに子会社を設立した。そのうち21がイギリスでフランスは11件であった。1986年の二倍という数字になっている。とはいえ、ラッシュ的なアメリカへの進出に比べれば、まだまだ規模が小さい。

## 2 日本企業の人事・労務問題

日本的な経営システムが果たして外国の子会社に移植可能かどうかという問題は、西欧や日本の研究者の興味を引いている。1970年代の始めには、何人かの著者は日本の企業の成功の鍵を「終身雇用」「年功賃金」「企業別組合」に見いだし得ると考えた<sup>(2)</sup>。R. Doreは、彼の有名かつ先駆的な研究の



なかで、イギリスと日本の大電気メーカーの組織を比較研究した。そして、日本的なシステム、すなわち、従業員が企業に対する帰属心を示しているという点は日本以外の国々の企業にとっても一つのモデルとなると考えた<sup>(3)</sup>。その後、日本のシステムの基盤や特徴についての研究が行なわれた<sup>(4)</sup>。一部の研究者は、日本のモデルが日本という風土の中で育ち、特殊性を認める立場がある。この代表的な論者は舟橋尚道氏である。氏の最近の論文の中でも、日本の労使関係の移植可能なものと困難なものとは東南アジアに進出した企業の実例を検討した後、次のように断定している<sup>(5)</sup>。「移植困難なものは終身雇用と結びついた年功的昇進、年功賃金、集団主義、職務の融通性などであり、日本的労使関係の基本的特徴を示す諸項目がすべて含まれている。これらの諸項目は、日本以外の国に移植することが困難だったということによって、日本独自の個性であることを逆に立証することができたといいてよいであろう。これによって日本の労使関係が他の国にも類似の例がみられる一般的なものか、それとも日本独自の個性的なものかについての議論に対してはっきりした結論がつけられたとさえ言えると思う。」

これに対し、日本のシステムの中での普遍的な側面を強調する研究者もいる。その代表的な論客が小池和男氏で、例えば、日本のブルーカラーの賃金構造と西欧のホワイトカラーの賃金構造が類似していることを指摘している<sup>(8)</sup>。日本の年功型の賃金は、実際にはアメリカのシステムで、熟練形成と一致すると主張する。このように、日本経済の発展の背景には、アメリカのシステムが考えられている。

Ouchi 氏は、日本の労使関係の特色を次のような要素にみている。ブルーカラー労働者とホワイトカラー労働者との差別の無いこと、シングル・ユニオン、平和条項、労使協議制、現場での労働者の参加、職場の融通性など。これらの要素は西欧の企業でも取り入れることが可能であり、従業員の企業への帰属意識を高めるといふ積極的な効果があるとしている(7)。

日系企業の研究で先駆的な研究はサーレイを中心としたLSEの研究者のグループにより成されて  
いる<sup>(8)</sup>。この研究での結果は、日系企業の大部分は現地の慣習に従った人事・労務管理を行なっ  
て、日本的な特色は少ないとしている。強いてあげれば、賃金のグレードを大きくまとめ、年功と  
技能の習熟による昇進を可能にしている位であるとしている。

S.Takamiyaは、日本の企業の研究のなかで、インフォーマルな関係が重要な役割を  
果たしていることを注目している<sup>(9)</sup>。

石田英夫氏は、アメリカ、ヨーロッパ、アジアについて調査を行なっている(10)。氏は次の五つの点について調査を行った。1. 平等主義、2. 労働協約と交渉が日本の国内と同様にイン

[illegible]

最後に、我が国の営業参入とあげている。この重視の態度、  
 常態転換の  
 も、雇用保障。石田氏の研究は非常に  
 島国根性アメリカに進出した自動車工場を調査している。アメリカのホンダやトヨタ

タの工場での特色をヒトを重視していることにみる。日系の企業においては従業員はシステムの不可欠な部分だが、アメリカの企業では機械から分離された生産要素として扱われている。日系は、人間と機械の間に相互依存関係があり、これを島田氏はヒューマンウェアと呼んでいる。日系企業の問題点として二つあるとしている。まず、日本の自動車に対する本能的な反感、そして、第二点は社会的側面である。日系の企業は組織化した労働者を避ける傾向がある。また、マイノリティーをあまり採用しない傾向もみられる。

3 日本企業における人事・労務問題

前節にみたいいくつかの研究は、日本の経営が先進国に移植可能かを中心としている。これらの研究はまだ始まったばかりで、もちろん、方向づけも確かではない。しかし、アジアでの日本企業を踏まえると、先進工業国における問題点が浮かんてくる。

a) 従業員の訓練と労務費用

た、QCサークルにしても職務の柔軟な配置にしても、ある程度の教育・技能レベルがなければならぬ。QCサークルが積極的な効果を持つためには、従業員が企業の業績に興味を感じ、生産のあらゆる工程に注意を払うことができればならない。一部の工程の変更は、その他の工程について影響を与える。日本でQCサークルが成功を収めている理由は、日本の労働者が全体的に教育水準が高く、企業に忠誠心があることにある。

一部の工程の変更は他の部門での工程に悪影響を与える可能性が強い。この点マレーシアの労働者は自分の職場を中心としてしか考えられない。これに対し、日本の労働者は職務の相互依存関係に考慮を払うことができる。日本の企業では、マレーシアの工場ではQCサークルによる工程の変更は原則的にしないという。また、教育水準も高い。労働者の質の従業員（ブルーカラーの労働者）が等質的で、多能工である。また、教育水準も高い。労働者の質の問題は他

b) 既存の労使関係と抵触  
アメリカ

アメリカの労働組合の日本企業に対する批判は、日系企業が反組合的であるとい  
 実、ホンダ、トヨタ、ニッサンなどは組合基盤の弱い地域に進出している。そして、UAWの批判に  
 もかかわらず、日系の自動車メーカーは組合を承認していない（マツダのみ例外）。また、イギリス  
 の東芝やニッサンはシングル・ユニオンを原則として、一つの組合のみを承認している。組合や労働運動の  
 が原則の日本の企業は複数組合の存在に対し、不信感を持っている。したがって、日系企業は反組合的と  
 状況は、日系企業の進出先を決める際に大きな要素となっている。そのため、日系企業は反組合的と  
 という評判がある。

c) コミュニケーションの問題

日本からの派遣社員と現地労働者の間には言葉の障害が存在する。多国籍企業では当然のこと、本社の実権を握っている管理者層に現地子会社の問題への理解が進んでいないように思われる。言葉の障害は、コミュニケーショ



なかで、イギリスと日本の大電気メーカーの組織を比較研究した。そして、日本的なシステム、すなわち、従業員が企業に対する帰属心を示しているという点は日本以外の国々の企業にとっても一つのモデルとなると考えた<sup>(3)</sup>。その後、日本のシステムの基盤や特徴についての研究が行われた<sup>(4)</sup>。一部の研究者は、日本のモデルが日本という風土の中で育ち、特殊性を認める立場がある。この代表的な論者は舟橋尚道氏である。氏の最近の論文の中でも、日本の労使関係の移植可能なものと困難なものとを東南アジアに進出した企業の実例を検討した後、次のように断定している<sup>(5)</sup>。「移植困難なものは終身雇用と結びついた年功的昇進、年功賃金、終身主権、職務の融通性などであり、日本的労使関係の基本的特徴を示す諸項目がすべて含まれている。これらの諸項目は、日本以外の国に移植することは困難なものである。これによって、日本独自の個性であることを逆に立証することができたといえてよいであろう。これによって日本の労使関係が他の国にも類似の例がみられる一般的なものか、それとも日本独自の個性的なものかについての議論に対してははっきりした結論がつけられたとさえ言えると思う。」

これに対し、日本のシステムの中での普遍的な側面を強調する研究者もいる。その代表的な論客が小池和男氏で、例えば、日本のブルーカラーの賃金構造と西欧のホワイトカラーの賃金構造が類似していることを指摘している<sup>(6)</sup>。日本の年功型の賃金は、実際にはキャリアーのシステムで、熟練形成と一致すると主張する。この熟練形成にはOJTが重要な役割を果たしていると小池氏は考えている。

Ouchi氏は、日本の労使関係の特色を次のような要素にみている。ブルーカラー労働者とホワイトカラー労働者との差別の無いこと、シングル・ユニオン、平和条項、労使協議制、現場での労働者の参加、職場の融通性など。これらの要素は西欧の企業でも取り入れることが可能であり、従業員の企業への帰属意識を高めるという積極的な効果があるとしている<sup>(7)</sup>。

日系企業での「日本的経営」の具体的な事例は、まだ数が乏しい。日系企業の歴史が浅いことがその一つの原因であろう。

日系企業の研究で先駆的な研究はサーレイを中心としたLSEの研究者のグループにより成されている<sup>(8)</sup>。この研究での結果は、日系企業の大部分は現地の慣習に従った人事・労務管理を行なっていて、日本的な特色は少ないとしている。強いてあげれば、賃金のグレードを大きくまとめ、年功と技能の習熟による昇進を可能にしている位であるとしている。

S.Takamiyaは、日本の企業の研究のなかで、労使協議と交渉が日本の国内と同様にインフォーマルであることを注目している<sup>(9)</sup>。しかし、氏の主な結論は人事・労務の面では日系企業の特色が出ているのではなく、生産管理の面で成功していることを指摘した。

石田英夫氏は、アメリカ、ヨーロッパ、アジアの日系子会社での「日本的経営」について調査を行っている<sup>(10)</sup>。氏は次の五つを日本的なものとしている。1. ヒトを重視すること、2. 集団主義、3. 平等主義、4. 柔軟で穏やかな職務配置、5. 企業別組合。さらに、アンケートの結果などから、外国へ移植可能な要素と移植が困難なものに区分している。氏の見解では移植の困難なものとして、1. 集団主義、2. 平等主義、3. 柔軟で穏やかな職務配置、4. 企業別組合としている。これに対し、移植可能なものとして、次の五つの項目をあげている。1. ヒト重視の態度、2. 平等主義、3. 仕事の細ばりの廃止、4. 労働者の営業参加、5. 雇用保障。石田氏の研究は非常に総括的で、野心的なものだが、集団主義、平等主義といった概念に少々抽象化されているので、どこまでアンケートの回答者の理解と一致しているかについて疑問がない訳ではない。

最後に、最近、島田氏はアメリカに進出した自動車工場を調査している。アメリカのホンダやトヨ

タの工場での特色をヒトを重視していることにみる。日系の企業においては従業員はシステムの不可欠な部分だが、アメリカの企業では機械から分離された生産要素として扱われている。日系の企業では、人間と機械の間に相互依存関係があり、これを島田氏はヒューマンウェアと呼んでいる。日系企業の問題点として二つあるとしている。まず、日本の自動車に対する本能的な反感、そして、第二点は社会的側面である。日系の企業は組織化した労働者を避ける傾向がある。また、マイノリティーをあまり採用しない傾向もみられる。

### 3 日本企業における人事・労務問題

前節にみたいいくつかの研究は、日本的経営が先進国に移植可能かを中心としている。これらの研究はまだ始まったばかりで、もちろん、方向づけも確かではない。しかし、アジアでの日本企業を踏まえると、先進工業国における問題点が浮かんでくる。

#### a) 従業員の訓練と労務費用

QCサークルにしても職務の柔軟な配置にしても、ある程度の教育・技能レベルが必要である。また、QCサークルが積極的な効果を持つためには、従業員が企業の業績に興味を感じ、生産のあらゆる工程に注意を払うことができないとなければならない。一部の工程の変更は、その他の工程について影響を与える。日本でQCサークルが成功を収めている理由は、日本の労働者が全体的に教育水準が高く、企業に忠誠心があり、全体の工程に関する理解度が高いためである。

一部の工程の変更は他の部門での工程に悪影響を与える可能性が強い。この点マレーシアでヒヤリングした半導体工場の社長の言葉は興味深い。マレーシアの労働者は自分の職場を中心としてしか考えられない。これに対し、日本の労働者は職務の相互依存関係に考慮を払うことができる。したがって、マレーシアの工場ではQCサークルによる工程の変更は原則的にしないという。日本の企業では従業員（ブルーカラーの労働者）が等質的で、多能工である。また、教育水準も高い。労働者の質の問題は他の先進工業国においても、そう簡単に得られる条件とは思わない。

#### b) 既存の労使関係と抵触

アメリカの労働組合の日本企業に対する批判は、日系企業が反組合的であるということである。事実、ホンダ、トヨタ、ニッサンなどは組合基盤の弱い地域に進出している。そして、UAWの批判にもかかわらず、日系の自動車メーカーは組合を承認していない（マツダのみ例外）。また、イギリスの東芝やニッサンはシングル・ユニオンを原則として、一つの組合のみを承認している。企業別組合が原則の日本の企業は複数組合の存在に対し、不信感を持っている。したがって、組合や労働運動の状況は、日系企業の進出先を決める際に大きな要素となっている。そのため、日系企業は反組合的という評判がある。

#### c) コミュニケーションの問題

##### i) 言葉の障害

日本からの派遣社員と現地労働者の間には言葉の障害が存在する。多国籍企業では当然直面する問題だが、日本の企業は社会、文化の異なった環境で働いた経験が少ない。とくに、本社の実権を握っている管理者層に現地子会社の問題への理解が進んでいないように思われる。言葉の障壁は、コミュ



コミュニケーションの問題の表面的な部分で、多くの調査が問題の難しさを示している。さらに言えば、言葉の障害以上に、**相手国の文化、風習を理解したうえで話し合うというコミュニケーションに欠けることが多い。結局、コミュニケーションの問題は最も表面に表れた部分で、その根は深いように思われる。**

#### ii) 子会社と本社のコミュニケーション

コミュニケーションの問題でかなり重要なものは東京の本社と子会社に派遣された社員との間である。多くの場合、現地の日本人責任者は現地従業員と本社との間で苦悩する。日本の本社サイドでは、何故日本的慣行が通用しないのか理解できない。例えば、発展途上国で、大卒の初任給が日本のものよりはるかに高いことなど理解しないことが多い。また、一般的に本社は現地の子会社にあまり権限の委譲を行っていない。このようにして、本社サイドと現地労働者の間にコミュニケーション・ギャップが大きく、問題化するケースも多い。

#### 4 文化的障壁

これは、言語の障壁を越えて、各国の社会的な価値をどう理解するかの問題である。この典型的な例が、アメリカの性、人種、年齢などに対する差別禁止のケースである。

1987年に、大手商社のアメリカ子会社で、12名の女性秘書に対し約300万ドル以上を支払うという和解が成立した<sup>(11)</sup>。このケースは連邦最高裁判所まで行った。このケースでは、男子（日本人）のみが管理職についていて、女性の昇進の道がとぎされていたことにあった。この商社は、日本の普通の慣習をアメリカに持ち込んだのであった。このケースでは、日本の子会社が日本的慣行をアメリカに適用しうるか、そして、この慣行が果たして女性に対する差別となるのかという点だった。結局、アメリカで営業する企業はアメリカの企業として行動すべきことが明示され、明らかに性による差別があると判定された。このように、商社側の敗訴の結果として、この12名の女性と和解し、人事政策の変更を約束せざるを得なくなった。

また、ある日系自動車メーカーは年齢による差別禁止の対象になっている。新設工場のために従業員を募集した際に、この企業は40才以下の若い労働者のみ採用した。このような採用方針は日本では当然ながら、アメリカでは平等委員会によって差別的待遇とみなされた。

この性、年齢による差別以上に深刻なのは黒人に対する差別であろう。1988年に同じ自動車メーカーは十分な数の黒人などマイノリティを採用しなかったとして600万ドルを支払うという雇用平等委員会の和解案を受け入れた。直接このバックペイに関係した黒人と女性は370人であった。雇用平等委員会はこのケースで、従業員の10.5%がマイノリティで構成されていなければならない地域であって、マイノリティの割合が実際には2.8%でしかなかったと主張した<sup>(12)</sup>。

これらの日系企業に関する紛争の事例が示していることは、結局、文化的背景の違いと要約しうるだろう。日本の企業は等質的で、従順な、そして企業への忠誠心の強い従業員を望んでいる。これらは、日本的経営の一つの柱で、集団主義、平等主義と呼ばれるものである。このような概念を他国で適用すると、その国の価値観と接触し、問題を引き起こす可能性がある。差別の問題、複数組合の承認などこの例である。日本の企業が、このような文化、習慣の違いを理解するように努力しないと今後、このようなケースが頻発する危険がある。

おわりに

貿易摩擦の深刻化とともに、日本企業が海外に進出し、現地生産することが多くなっている。多分、今後も海外進出は加速されて行くだらう。統合するヨーロッパへの進出も加速するに違いない。

アメリカやヨーロッパへの進出は日本企業にとって一つの試練である。日本的な人事・労務管理は環境の全く異なる国々への直接的な移植は困難である。移植可能なものと不可能なものとの選り分けが必要である。しかし、その前に、進出国の雇用慣行、労使関係、社会的な価値意識の違いを理解することが肝心である。したがって、進出企業の努力すべき分野は文化的障壁やコミュニケーションにある。ただ、この問題を複雑にしているのは、日本企業は日本人的特質を生かさねばならないというジレンマである。どのような形で日系企業としての特長を創造して行くのかは今後の大きな課題だろう。

1992年との関連では、何故、日系企業がイギリスに集中するのか、何故、フランスなどでは進出を阻害する要因（労働力の質、労使関係など）が多いのかは今後、検討すべき課題だろう。この点については、他の機会に研究を進めてみたい。

注

- (1) 日本貿易振興会、「在欧日系製造業経営の実態、第4回報告」1988
- (2) O E C D "The Development of Industrial Relations Systems." Paris 1977
- (3) R.Dore "British Factory-Japanese Factory: The Origin of National Diversity in Industrial Relations" 1973
- (4) 例えば K.E.Thurly et.al. "The Development of Personal Management in Japanese enterprise in Great Britain" 1980
- (5) 舟橋尚道「日本的労使関係の個性」岡本秀昭編著「国際化と労使関係——日本型モデルの含意」に収録、pp.97-118
- (6) 小池和男「日本の熟練——すぐれた人材形成システム」有斐閣 1981
- (7) W.G.Ouchi "Theory Z. How American Business can meet the Japanese Challenge" 1981
- (8) 前掲書及び、M.White and M.Trevor. "Under Japanese Management" 1983
- (9) S.Takamiya and K.Thurley. "Japanese Emerging Multinationals" 1985
- (10) 石田英夫「日本企業の国際人事管理」日本労働協会
- (11) 鈴木宏昌「国際化時代の労働問題」日本労働研究機構 1990
- (12) 海外労働時報、1988年11月号、日本労働協会







## E C 諸国に対する日本の海外直接投資

### 新たな進出形態に向けて

アン・アンドルエ  
(C N R S / D R C I)

序

日本の直接投資は、日本経済の産業構造転換の必要性、並びに寡占的な日本市場の特色をよく表しているように思われる。このことは、一方において投資受け入れ地域に対する日本のダイナミックな比較優位の新たな配置によって、他方日本における生産要素投入の観点からみた資源の最適配分の分析によって看取し得る<sup>(1)</sup>。

天然資源に乏しい日本は、今日までこの不足を、直接投資と国際貿易の間に一つの補完性を設けることによって埋め合わせてきた。アジアにおける日本の直接投資は長い間、採掘産業部門、次いで加工工業部門における高投資額によって、欧米では商業部門における高投資額によって示されたのである<sup>(2)</sup>。だがここ数年は日本における産業構造の転換と結びついた比較優位の力学によって、いくつかの変化が生じている。特に、北米・欧州の工業地帯への日本の対外直接投資が急速に増大した。

日本の対欧直接投資の累積額は、88年会計年度に301億6000万ドルに上ったが、日本政府並びに企業はこの著しい増加事実によって、まずは貿易摩擦の緩和の意図を、他方日本の製造業・非製造業部門の対欧進出の意図を明らかにしている。この動きは日本の対欧投資のコスト・ダウンにより増幅された。円高がこのまま続けば、国際化の動きも継続しようし、そればかりか、日本経済のグローバル化と呼ばれている今日の一般的状況の中で<sup>(3)</sup>、欧米輸出地域に対する競争政策も強化されてくる。かかる政策は日本の産業構造の転換に伴って不可欠となっているのである。日本からの直接投資という形で進出と並んで、国際競争の再編過程の強化につながるような現象も見られる。欧日企業間でのM & A（合併・買収）がこれであり、ますます多くの企業がこの新しい国際化戦略を選択しつつある。

市場の全般的な国際化の動きや同盟政策の組織化とともに、欧日間の産業協力も急速に拡大している。しかもこの産業協力はE C 域内にとどまらず、第三国市場をも舞台に展開しているのである。

#### 1. 直接投資を通じた日本の競争

競争現象は、E C 内部の異質な経済環境によって助長された。日本産業の国際化は他の工業諸国に比して歩みが遅れた。従ってこの国では、その柔軟性のある戦略が産業の再編成と並行して進んでいる<sup>(4)</sup>。80年代初め以降、日本は産業政策の修正を企図し、米国やE C 諸国の工業地域に対する国際競争上の優位の増大に努めてきた。産業の特定地域集中を排することによって日本は、貿易のあり方を変え、対先進工業国中心にその再均衡化をはかったのである。日本の競争力はなおかなりの部分まで輸出の基軸の上になり立っているが、この競争力は日本の比較優位によって説明できる。これらの輸出が関税障壁・非関税障壁によって阻まれるとき、日本の諸企業は輸出相手国内に工場を設立す

るのである。

#### 1) 競争の組織化

製品が高い技術水準に到達している欧州市場は、欧州内の子会社と日本国内にある親会社の生産の双方に刺激を与える傾向をもつ。親会社・子会社間の産業相互依存の形をとる日本式の多国籍主義により欧州では、日欧双方で商品化されている同一製品の生産をめぐる競争といった側面が際立つところとなった。この形の競争はE C 域内各国市場で増大している。こうしてE C 域内における日本の生産投資は、日本側からの統合・組織化に基づいた、同一の産業システムの一部となっている。日本の産業政策も国内競争、すなわち日本における諸部門間の競争を、対外競争に組み入れるという形になっている<sup>(5)</sup>。こうして競争は、E C 諸国の産業部門の中でまさに直接の競争関係に置かれている生産部門において展開されるのである<sup>(6)</sup>。日本の競争に関するこのような定義は、細部にまで及ぶ企業の特化と同一会社内部での部門別特化という事情に基づく寡占産業的性格から生じたものである。このプロセスは、企業内のすべてのレベルでの意思決定における調整によって可能となっている。日本の実業界を意味する「サイカイ」は、諸企業と通産省との間に強力な絆を築き上げた。こうして通産省は、一方においては日本における産業部門間の内部的相互補完性の働きによって、他方では日本のこれらの産業部門と欧州諸国の産業部門との間に設けた対外的相互補完性によって、競争を自ら組織できる状態にあるわけである。欧州への外国からの投資の大きな波は、60年代初めにアメリカからの投資とともに訪れ、続いて70年代半ば頃から日本からの投資が増大した。かかる直接投資はE C 域内諸国の国民的空間の構造破壊につながるほどのものであった<sup>(7)</sup>。アメリカの多国籍企業は、E C 各国内の国民的な投資の流れを通さないような経済空間をつくり出した。一方、日本からの直接投資の場合、この現象は別な風に説明できる。すなわち、日本の最初の生産投資は競争が最も熾烈なところに向けられたのである。

支配の極は、国際資本が新たな国際的空間を形成しつつ集中しているところに定まる。60年代初めに日本の生産システムは超国籍化(transnationalisation)の段階に入り、東南アジアの製造業部門に投資を行うようになった。80年代以降は、欧州や北アメリカの先進工業国における製造業部門への直接投資が増大し、これらの投資受け入れ国において支配の極ないし競争の極が形成されている。資本の超国籍化は、欧州の外側に支配的な投資現象を生み出すという結果をもたらした。こうして欧州の産業部門の方も対外開放を強めようと力を注いだわけである。欧州における競争の極は、もっぱらエレクトロニクス、工作機械、食品工業および化学工業といった部門に用いられる先端技術と関連している。日本からの投資はこれらの部門でもっとも数が多いのである<sup>(8)</sup>。

アメリカからの直接投資はある程度まで欧州統合を加速させ得た。これに対し、日本の対欧投資に関しては、問題の与件は別の表現で示される。というのもまず、ローマ条約施行、つまり6カ国共同市場成立直後の58年には、欧州における工業化政策は厳密に欧州的なレベルで考えられていたのに対し、30年経つと欧州空間はE C 諸国の産業の創出と再編成にとってはもはや十分ではなくなっているからであり、他方、E C 域内諸国間での産業政策レベルの調整の欠如により、欧州統合にブレーキがかかるという事態が生じたからである。

#### 2) 日本の対欧投資の進展

72年以降からの対欧投資は著しく増大したとはいえ、生産投資についての日本の定義を注意深く考えてみる必要がある。事実、大蔵省によって投資許可を受ける形の対外直接投資は、日本の生産者により「計画され」た共同の「作戦行動」というにふさわしく、これはフランスの定義からすれば、真の生産投資ではない。



こうしてともかく88年会計年度においては、日本の海外直接投資は470億ドルに達し、地域別に見ると先進工業地域の比重が増大している。例えば投資先としては、北アメリカが223億ドル、欧州が91億ドルで、対欧投資の中15億ドルは製造業関連となっている（グラフ1参照）。

### 3) 日本の対欧投資の部門別分析と下請網の形成

このように日本企業の主な特徴は、一方において特定部門内での競争が最も大であるところ、他方日本において比較優位が消滅しつつあるところに投資するところである。日本の対欧投資の構成（表1参照）を見ると、特に電気設備部門（欧州の比率は81～88年間の累積で13.16%）並びに輸送機器部門（同14.29%）へと投資が集中していることがわかる。

しかしもう一つの現象も確認されている。すなわち、非製造業部門に関して、金融・保険の項目は同期間累積で欧州の比率が35.5%となっているのである。まさにここに資本市場国際化の加速化現象が見てとれる。この国際化により、日本の金融機関の欧州方面への海外直接投資が刺激を与えられたのである。商業の項目についての同期間における欧州の比率は21.5%である。金融・保険部門に関しては、日本の対欧直接投資は88年に首位を占めているが、このことは欧州金融市場の重要性を立証することになる。日本企業の子会社の行う投資は商業部門にも集中している。この部門における子会社数は、85年に欧州で全体の26.6%、北アメリカで33.4%に達している（表2を参照）。このように先進工業国はまず第一に日本製品ののための市場と見なされており、製造業部門においては相変わらずアジアが日本企業の子会社数が特別に多い地域をなしている（85年に56.2%）のである。

しかしながら72年以降、日本の対欧投資の動機が明確に打ち出されるようになり、そのままなおこの動機は生きている。その際引き合いに出されている理由によれば、投資目的は次のような点である<sup>(9)</sup>。

① いま存在する関税障壁を回避する、ないしは起こり得る障壁から身を守る。

かくして92年のEC統合はこれらの理由の中でも特に頻繁に採用される口実となっている。

② 本体は日本にあって対欧輸出の拠点となるべき統合的生産ラインの前工程としての生産子会社を設立する。

実際、日本企業の子会社に関してはこのプロダクト・サイクル理論がうまく働いたと言えるが、88年から別の理論が構築されつつある。すなわち、製品の製造から商品化に至るタイム・ラグの極小化に基づく理論がこれである。

③ 欧州のテクノロジーを習得し、90年代初頭に欧州の中心都市の近く、ないしフランスの場合はテクノポリスに研究センターを設立する。

事実、いまや研究センターの設立は生産子会社と同程度に重要となった。

利潤に関わる動機はアンケートではほとんど表れて来ない。日本の海外子会社は概して、進出後しばらくは利潤を上げることはできない。実際に収益が得られたのは設立後10年経ってからのことである。例えば欧州、北アメリカにおける子会社の場合がそうであった。売上高利益率に関しては（グラフ2を参照）、85年から87年にかけて欧州は、製造業部門について全地域の平均比率にほぼ一致している。加えて、85年について日本の海外子会社の平均比率を部門別に見ると、先進工業国における子会社のそれがより高くなっていることがわかる<sup>(10)</sup>。

欧州では日本の子会社の生産の93%が現地市場で売られている。北アメリカではこの割合はもっと低いことがわかるが、これに100%日本の系列会社となっているものを加えると、さらに低くなる。この場合、日本への再輸出が88年に15%にまで達していたからである。アジアについては、

再輸出の面ではこの種の生産の一部は、商事会社（「総合商社」）の国際ネットワークを通じてアメリカや欧州の市場並びに日本の市場に売られている。

日本の対欧直接投資の累積額は増大した。EC諸国においては、87年3月、この累積額は製造業部門では英国、電気機器部門では西ドイツに特に集中し、それぞれ1億7700万ドル、1億2800万ドルであった。フランスに関しては、食品工業部門（4700万ドル）および電気工業部門（5200万ドル）において顕著な伸びが見られたものの、日本の投資家たちの最も重視する部門はこれまでのところ鉄・非鉄金属工業部門であり、5600万ドルに上った。ベルギーとオランダでは、日本の直接投資が最も大なのは化学工業部門であり、それぞれ3600万ドル、6000万ドルであった。以上の諸国はジェットロにより「中核」諸国と呼ばれている。先端テクノロジー産業への日本の投資がそこに集中しているからである<sup>(11)</sup>。

諸統計から、次のような結論が引き出せる。

① 欧州における日本の生産進出区域は、地理的には、大きな工業的潜在力、昔から熟練度の高い労働力および有望な消費市場をもつ国や地域がこれに該当する。

この区域にはもっぱら英国、アイルランド、ベネルクス三国、西ドイツ、フランス、スペインおよび北イタリアが入っている（表3参照）。

② この動きは日欧間の産業協力への道を開くものである。産業協力はハイテク部門では合弁会社を通じて、欧州の企業が存在しないか数が限られている分野では工場進出によって、さらに工業の進んだ国では研究所を介して行われることになる。

③ 特定部門（例えばオフィスオートメーション）において極めて大きな可能性を開き、特定の一国を起点とした、或いは複数国に跨って着想され、発展させられた戦略を準備する気にさせるような市場を共有すべく、日本企業間の競争が目に見えて高まってきた<sup>(12)</sup>。

欧州統合の漸進的な実現は、金融・商業を含むすべての側面において日本の対欧投資の条件を均等化するという効果をもたらすはずである<sup>(13)</sup>。

日本の資本の欧州での部門別配分は、ASEAN諸国への投資例に倣って、日本の中小企業によって組織される、下請ネットワークの設立を促す産業組織が、日本の直接投資に最も有利な国において形成されるという結果を生み出した。これらの中小企業の主な目標は日本の大企業のための部品供給者となることである。従来日本の中小企業は特にアジアの諸国に集中していたが、86年以降は工業国の方へ向かう工業再配置が一般的な趨勢となっている。88年について見ると、これらの企業は北アメリカに全体の45%、欧州に対しては同じく7.2%を投資している（図3参照）<sup>(14)</sup>。この比率は欧州に関してはまだほとんど高いとは言えないが、日本の大企業との関係、ハイテク産業への帰属およびECの産業・通商環境についての知識といった点を活かしてこれら中小企業は活動範囲を拡げ、生産拠点を強化している<sup>(15)</sup>。こうした生産拠点を通じて、これらの企業は、88年にジェットロが日本の欧州子会社に関して行ったアンケート調査によれば、

① 87年にその製品の63%を現地市場に供給し、

② 2.2%を日本に再輸出し、

③ 34.6%を第三国に輸出している。

三番めの第三国に入るのはアフリカ・東欧諸国の市場である。

日本の中小企業の子会社が、資本参加形態の投資（全体の69.2%）のおかげで、欧州市場でそれほど大きな困難もなく前進している<sup>(16)</sup>としても、EC委員会によって課される「ローカル・コンテンツ」に対するこれらの企業の政策に関してはこの限りではない（日産のケースを想起せよ）。この



政策は軟化したとはいえ、EC委はなおかなり厳しい態度を崩していない。実際のところ日本企業は、東南アジアに設立している統合された生産子会社から直接部品を得る方を好む。これらアジアの子会社は求められる技術的与件や納期厳守の制約に応じるし、コストもそこでは低下しているからである。しかしそれでもなお、部品の現地製造という必要により、日本の中小企業の欧州立地が増加している。

一方において新たなテクノロジー指向の結果、他方独自の国際化戦略をもつことによって、日本の中小企業は大企業から独立した世界的なネットワークを構築しているのである<sup>(17)</sup>。

## 2. 日本企業とのM&Aのパースペクティヴで見た欧州市場統合——国際的産業再編に向けて

### 1) EC内における経済転換の契機としてのM&A

経済統合は現在、西側諸国の経済の再編と相伴って進んでおり、M&Aと呼ばれる産業的変容の過程を通過している。M&Aとともに欧州的・超国籍的規模の企業の経済統合が準備されているのである。新たな経済的実体の資産の再配分はまた、あらゆる種類のコストを引き下げ、さらに、市場において今日企業の命運がかかっていると思われる、製品の構想から商品化までの間の時間の短縮を引き起こすはずである。

各企業が国際競争に直面せざるを得ず、独占禁止法の規制も弱まった結果、M&Aは増大してきた。諸企業は短いタイム・ラグで実践に応じた動きがとれるような態勢を整え、新しい国際化戦略を選択するために、企業合併か買収の形を嗜好するわけである。

こうしてEC経済統合は諸企業を、世界競争をにらんだ最適な効率化に向けて誘導しているのである。

### 2) 欧・日企業間のM&A

欧州企業と日本企業がM&Aの組織化に際して遭遇する問題はまず、意思決定の速度に関わっている。この時間は欧州企業では驚くほど短く思われ、1～2週間程度である。これに対して日本企業の場合は極端に長く、3～4ヵ月も要するようである。その上、日本企業は買収のためにはいかなる代価も惜しもうとはしないというところがある。欧日企業間のM&Aの優先的部門は、特に建設、食品、薬品、保険、銀行および公共市場の各部門である。欧日双方のM&A組織者の中には、必ずと言ってよいほど、大銀行グループが入っている。欧日企業間のM&Aは80年代初めから開始したが、80年代末にはあまねく採用されるようになった。今日、次の三つのタイプが知られている。

- ① ライバル企業を買収
- ② 同系列部門内での多様化
- ③ 他部門での多様化

日本企業においては、EC市場統合は紛れもなく商業的挑戦と受けとられている。欧日企業間のM&Aは、数の上では欧米間のそれと比べてなお少ないように思えるが、ともかくも急速に進展している。他方、EC経済空間に設立された欧日企業の生産拠点について考察してみると、経営のグローバルな発展というものにつき当たる。これらの企業は、中期的に、新たな形態の、生産システムの超国籍化を実現するはずである。そこにおいては、それぞれの商業網をめぐらした欧州、米国および日本といった現在の工業の支柱をなす市場経済の主軸——様なものではないとはいえ——が根本的な土台となっているのである。

欧州企業を買収に際して日本企業が通常口にする動機は、先端技術と独自の工業デザインである。要するに、日本企業にとってのM&Aの利点は、製品のよりよい製造、世界市場戦略の新たな方向づ

けといった点に基づいているようであり、一方、世界市場も等しく日本市場から利益を得ることができであろう。

89年に日経グループが日本企業300社を対象に実施し、最近刊行されたアンケート調査は、企業幹部が92年の欧州に関して現在抱えている懸念を浮き彫りにした<sup>(18)</sup>。すなわち、

① アンケート対象となった日本企業の66.1%、特に自動車産業において、欧州統合は深刻な影響を及ぼすものと受けとめられている。

② 同じく33.9%について、望ましい形で組織された強い欧州は日米の経済的ライバルになるだろうと見ている。こうして92年欧州統合に対する準備を怠ってはならないという日本企業の現実的認識も高まり、88年半ば以降、競争は一段と激化しているわけである。この新生ECはEFTA（欧州自由貿易連合）のパートナー国やコメコン諸国とのより緊密な関係を維持していくことになる。そうすると欧・米・日の企業はM&A政策をとることによって、各先端産業部門において、今後一層激しくなる国際競争に適合した寡占状態をつくり出していくはずだ。前述のアンケート調査によれば、92年欧州統合に備えて、調査対象となった日本企業の41.9%は既にEC域内に進出し、現地生産を行っており、9.8%は現地生産の計画を立てている。また23.7%が近いうちに支店を開こうと考えており、24.6%が欧州における諸活動を統括できるような本社を欧州内に設立する計画を立てている。

現在、欧州会社における日本人従業員数は約45000人と見積もられている。同調査は、これから92年末までにこの数は4倍に膨れるものと予想している。

89年に通産省が行ったEC統合に対する日本の企業主の反応に関するアンケート調査によれば、一方において回答の50%が保護主義的圧力の増大を予測しているが、他方、市場の拡大（同30%）や企業間競争の激化（同12%）も企業主の関心事項となっている。

これらの調査は、92年統合をめざすECの将来の産業・通商組織を前にした日本の投資家の現実の懸念を表現するものである。

## 結論 欧日間産業協力の強化に向けて

産業の国民的な次元は既に超えられているように見え、欧州的次元が必要になっているものの、それでもなお十分でないとするれば、共同の産業発展の形をとった、国際的規模での産業協力が不可欠となる。

同盟政策の時代の日本においては、企業は国際均衡における自らの地位を強化しつつ、国民的な枠組から抜け出よう努めている。

市場の全般的国際化の動きとともに、古典的な形の競争現象は、先進工業国間の産業協力システムに道を譲りつつある。欧日企業間の産業協力は第三国市場でも行われている。産業協力は特に、電気・電子・輸送各部門のハイテクに関わる領域を対象としている。さらに電気通信設備の開発が、多数のジョイント・ベンチャーの設立交渉を伴って急速に進んでいる。ビデオカセットの生産では既に多くの協力例が挙げられており、ロボット・工作機械部門での仏日間のジョイント・ベンチャーもある。さらにカーボン・ファイバー、バイオテクノロジー、抗生物質、免疫物質の各部門の生産に関して、同じく石炭の液化技術や地熱エネルギーの分野に関してもいくつかの協力例が見られる<sup>(19)</sup>。航空宇宙産業をめぐる協力についても、ここ数年のうちに技術交流の重要性が明らかとなっている。日本の国際的貢献という意味での産業協力の意義も急速に高まってきており、国際分業に新たな定義づけを



もたらしつつあるところだ。日、米、ECの三工業地域間での投資の進行は、様々な部門の相互交流を通じてのそれぞれの産業活動の補完関係を明示するものである。

国際的産業協力のもう一つの形も次第に重要性を増してきた。OEM（相手先商標生産）契約がこれである。この契約は資本の国際化形態としては緩やかなものと見なされているが、これもまた日本の投資の派生的な一態様である。OEM契約というのは、日本の生産者が輸入国の企業の商標で出す製品を生産し、輸出するという仕組の契約のことである。今日ではまた「多極的シナジー」と呼ばれる企業間の協定網の形成も見られる。この協定は特に製品流通に関連するものであり、エレクトロニクスや情報通信の分野で、新市場開拓を目的として発展してきた。

産業協力は同じく、先進国市場と発展途上国市場の間の地理的調整をも含んでいる。ECの設立、次いでその拡大は、欧州諸国と域外国との関係に反響をもたらした。市場の国際化への動きはEC・アフリカ関係に変化を引き起こした。ガットの一般特惠関税システムの範囲内で欧州は「地球協力の協定」と名づけられた協定に従ってアフリカに大きな配慮を払っている。英連邦の全構成国にまで参加を拡大したロメ協定は、アフリカのパートナー諸国とのフランスの協力を助けるものであった。国際経済関係レベルにおける産業協力は、企業間にさらに大きな資本の国際化を伴う。産業協力のシステムにより結合した欧日企業は、アフリカにさらに多くの投資をするようになるだろうし、同様に東南アジア諸国にも投資が増えるだろう。

この意味で、アフリカ、中東、アジアないしラテン・アメリカで活動する欧日の企業連合体は、これらの地域の工業化に積極的に参加できるだろうし、さらにこの工業化に続いて市場が生み出されることにもなるのである。

EC・日本間の経済関係は日本の対欧投資の発展に伴って引き続き強化されていくだろう<sup>(28)</sup>が、EC加盟国の構造に衝撃を与えずにはおかない。EC委は最近まで加盟国に対して真の共通産業政策を命じることができなかったが、いまや92年を見据えて、共通の作業目標のために12カ国が皆動員されているのである。

親会社と足並みを揃えた、欧州における日本の子会社の行動は、たとえ88年に日本の対外直接投資累積総額の16.2%の水準（すなわち51-88年間に302億ドル）にすぎないとしても、長期的には欧州のハイテク産業部門の構造に衝撃的かつ持続的な影響をもち得る。一方、欧州の対日直接投資の方は同じく88年に対外直接投資全体の23.6%（51-88年間の累積で30億ドル）を占めていた。従って欧州の対日投資は対外投資全体のほぼ四分の一に達したわけであるが、日本の対欧投資に比して経済的効果の点でも額の点でも下回っている。

生産システムの地政学的空間の形成や産業同盟政策の時代にあって、日本、EC諸国および米国の三つの中心地域の直接投資の分析は、各国における産業協力の長期的な戦略によって規定され得る。欧州における日本の産業協力の意図は外国貿易に基づいた比較優位の論理から出てきており、欧州の生産システムの特長部門に一層大きな企業統合関係をもち込むことになる。産業協力は日本の生産システムの再編成のためにも必要とされている。ECはかかる産業協力の調整役、まとめ役となり得るだろう。

（訳 内田日出海）

表1 日本の対外直接投資累積額の地域別・部門別分布（単位：100万ドル、%）

|        | 日本の対欧投資        |                |       | 日本の対世界投資       |                |       | 各部門における欧州の比率     |                  |
|--------|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|------------------|------------------|
|        | 1971-<br>1980年 | 1981-<br>1988年 | %     | 1971-<br>1980年 | 1981-<br>1988年 | %     | 1971-<br>1980年 % | 1981-<br>1988年 % |
| 食品     | 37             | 128            | 0.49  | 535            | 1,379          | 0.92  | 6.92             | 9.28             |
| 繊維     | 137            | 165            | 0.64  | 1,448          | 1,032          | 1.69  | 9.46             | 15.99            |
| 木材・パルプ | -              | 5              | 0.02  | 546            | 1,341          | 0.89  | -                | 0.37             |
| 化学     | 88             | 490            | 1.91  | 2,576          | 3,914          | 2.61  | 3.42             | 12.52            |
| 鉄・非鉄金属 | 153            | 172            | 0.67  | 2,481          | 5,052          | 3.37  | 6.17             | 3.41             |
| 一般機械   | 116            | 506            | 1.97  | 826            | 3,822          | 2.55  | 14.04            | 13.24            |
| 電気設備   | 126            | 1,134          | 4.41  | 1,506          | 8,617          | 5.75  | 8.37             | 13.16            |
| 輸送機器   | 56             | 854            | 3.32  | 892            | 5,977          | 3.99  | 6.28             | 14.29            |
| その他    | 95             | 559            | 2.18  | 833            | 6,137          | 4.10  | 11.41            | 9.11             |
| 小計     | 807            | 4,013          | 15.62 | 11,645         | 37,270         | 24.87 | 6.93             | 10.77            |
| 農林業    | -              | 7              | 0.03  | 553            | 445            | 0.30  | -                | 1.57             |
| 漁業     | 2              | 5              | 0.02  | 274            | 332            | 0.22  | 0.73             | 1.51             |
| 鉱業     | 82             | 245            | 0.95  | 6,267          | 6,878          | 4.59  | 13.60            | 3.56             |
| 建設     | 12             | 47             | 0.18  | 360            | 1,047          | 0.07  | 3.33             | 4.49             |
| 商業     | 788            | 3,138          | 12.21 | 5,028          | 14,597         | 9.74  | 1.57             | 21.50            |
| 金融・保険  | 761            | 14,031         | 54.61 | 2,108          | 39,450         | 26.32 | 36.10            | 35.57            |
| サービス   | 91             | 1,473          | 5.73  | 1,344          | 11,366         | 7.58  | 6.77             | 12.96            |
| 輸送     | -              | 101            | 0.39  | -              | 12,342         | 8.24  | -                | 0.82             |
| 不動産    | -              | 1,386          | 5.39  | -              | 20,599         | 13.75 | -                | 6.73             |
| その他    | 397            | 165            | 0.64  | 3,838          | 2,918          | 1.95  | 10.34            | 5.65             |
| 小計     | 2,905          | 20,597         | 80.17 | 19,771         | 109,979        | 73.39 | 14.69            | 18.73            |
| 計      | 3,832          | 25,693         | 100   | 32,920         | 149,858        | 100   | 11.64            | 17.15            |

資料：大蔵省財政金融統計月報「対外民間投資特集」第452号（1989年12月）、8頁。

比率はこれらの数値から算出



表2 日本の地域別子会社数（1985年3月現在）

|               | 子会社<br>総数 | 地域別<br>比率% | 製造業部門<br>子会社数 | 地域別<br>比率% | 商業部門<br>子会社数 | 地域別<br>比率% |
|---------------|-----------|------------|---------------|------------|--------------|------------|
| 欧州            | 797       | 16.1       | 219           | 10.4       | 499          | 26.6       |
| その中 E C       | 679       | 13.7       | 172           | 8.2        | 438          | 23.4       |
| 北アメリカ         | 1230      | 24.8       | 342           | 16.2       | 627          | 33.4       |
| その中米国         | 1086      | 21.9       | 311           | 14.8       | 551          | 29.4       |
| ラテンアメリカ       | 543       | 10.9       | 241           | 11.1       | 146          | 7.8        |
| アジア           | 1931      | 38.9       | 1183          | 56.2       | 444          | 23.7       |
| その中 A S E A N | 1052      | 21.2       | 633           | 30.1       | 211          | 11.3       |
| オセアニア         | 256       | 5.2        | 58            | 2.8        | 118          | 6.3        |
| アフリカ          | 130       | 2.6        | 42            | 2.0        | 16           | 0.9        |
| 中東            | 75        | 1.5        | 20            | 1.0        | 25           | 1.3        |
| 計             | 4962      | 100        | 2105          | 100        | 1875         | 100        |

資料：通産省「我が国海外企業の海外事業活動」第15号1987年5月、12頁。

表3 日本の部門別対欧投資（1987年1月31日）（注）単位：子会社数

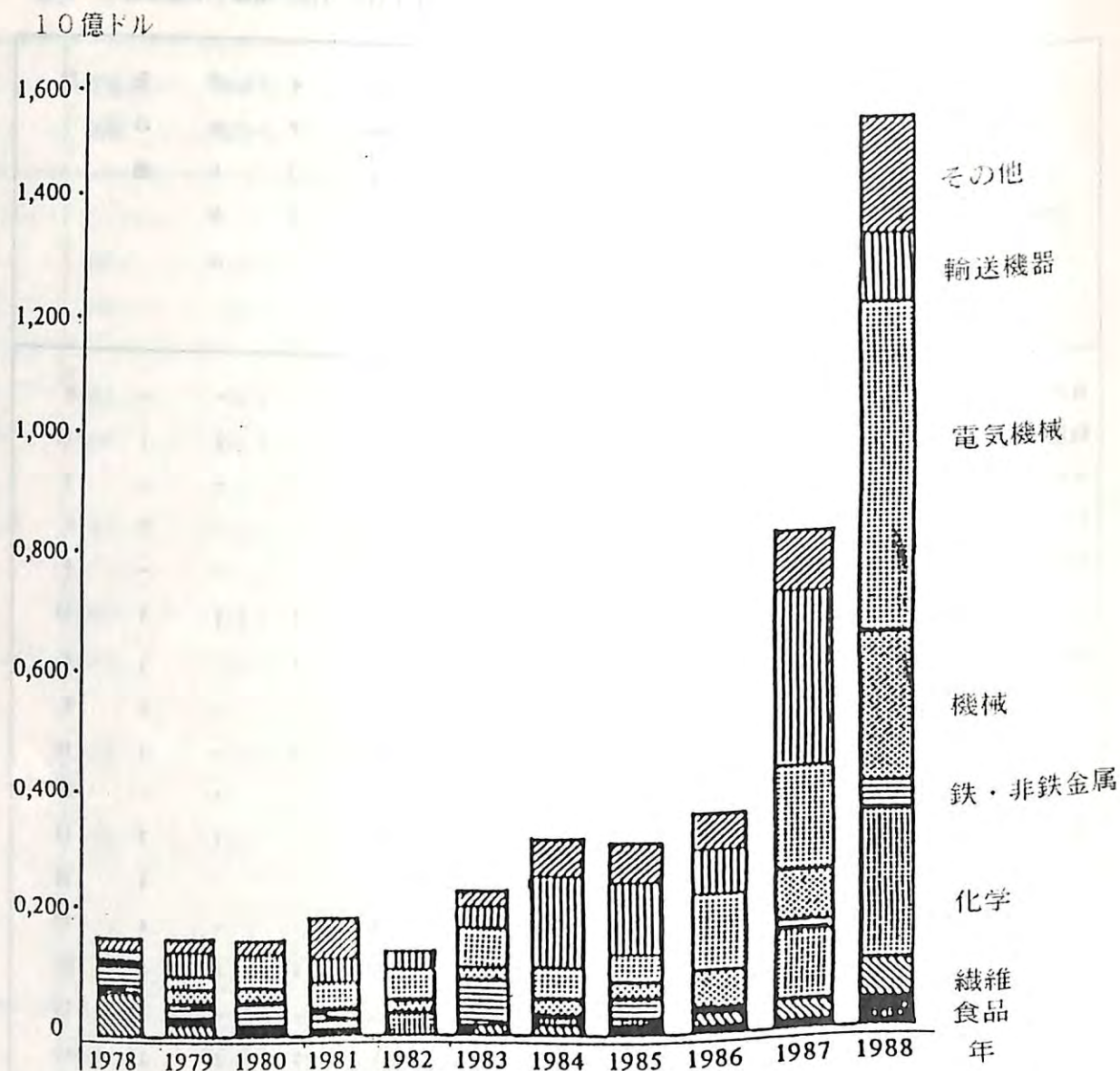
| 国       | 英<br>国 | 西<br>独 | フ<br>ラ<br>ン<br>ス | オ<br>ラ<br>ン<br>ダ | ベ<br>ル<br>ギ<br>1 | ア<br>イ<br>ル<br>ラ<br>ン<br>ド | ス<br>ベ<br>イ<br>ン | イ<br>タ<br>リ<br>ア | ポ<br>ル<br>ト<br>ガ<br>ル | そ<br>の<br>他 | 計  |
|---------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|------------------|------------------|-----------------------|-------------|----|
| 食品      | 2      | 1      | 5                | -                | -                | -                          | 1                | -                | -                     | -           | 9  |
| 繊維      | 2      | 1      | 2                | -                | -                | 2                          | 1                | 2                | 2                     | 1           | 13 |
| 木材・木材加工 | -      | -      | 1                | -                | -                | -                          | -                | -                | -                     | -           | 1  |
| 紙・パルプ   | -      | -      | -                | -                | -                | -                          | -                | -                | -                     | 1           | 1  |
| 出版・印刷   | 4      | 1      | -                | -                | 1                | -                          | -                | -                | -                     | -           | 6  |
| 化学      | -      | 9      | 3                | 5                | 5                | 1                          | 1                | 2                | 2                     | 7           | 35 |
| 薬品      | -      | 3      | 1                | -                | -                | 1                          | 2                | 1                | -                     | 1           | 9  |
| ゴム      | 1      | 1      | 2                | -                | -                | -                          | 1                | -                | -                     | 1           | 6  |
| セラミック   | -      | -      | -                | 1                | 4                | 1                          | 1                | 2                | -                     | 1           | 10 |
| 非鉄金属    | -      | -      | 2                | -                | -                | -                          | 1                | -                | -                     | -           | 3  |
| 金属製品    | 3      | 1      | 1                | 2                | -                | -                          | 3                | -                | 2                     | 2           | 14 |
| 工作機械    | 7      | 6      | 3                | 2                | 1                | -                          | -                | -                | -                     | 4           | 23 |
| 電気電子設備  | 22     | 18     | 9                | 3                | 3                | 6                          | 8                | -                | -                     | 4           | 73 |
| 輸送機器    | 4      | -      | 2                | 1                | 2                | -                          | 7                | 3                | 2                     | 5           | 25 |
| 精密機械    | 4      | 6      | 4                | 1                | 1                | -                          | -                | -                | -                     | 2           | 18 |
| その他     | 19     | 6      | 3                | 4                | 3                | 1                          | 7                | 3                | 2                     | 11          | 59 |
| 計       | 68     | 53     | 38               | 19               | 19               | 12                         | 33               | 13               | 10                    | 40          | 30 |

（注）投資は日本の投資の少なくとも10%を占める場合に資本還元される

資料：Japan Economie, 31 juillet 1988, Paris, p.15; ジェトロ「欧州の日本子会社に関する第四次調査」第9号  
1988年6月

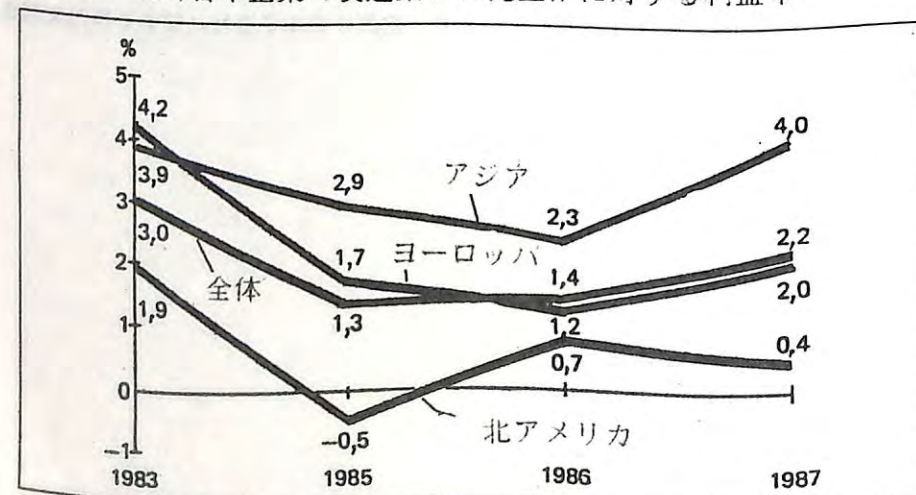


図1：製造業部門における日本の対欧直接投資



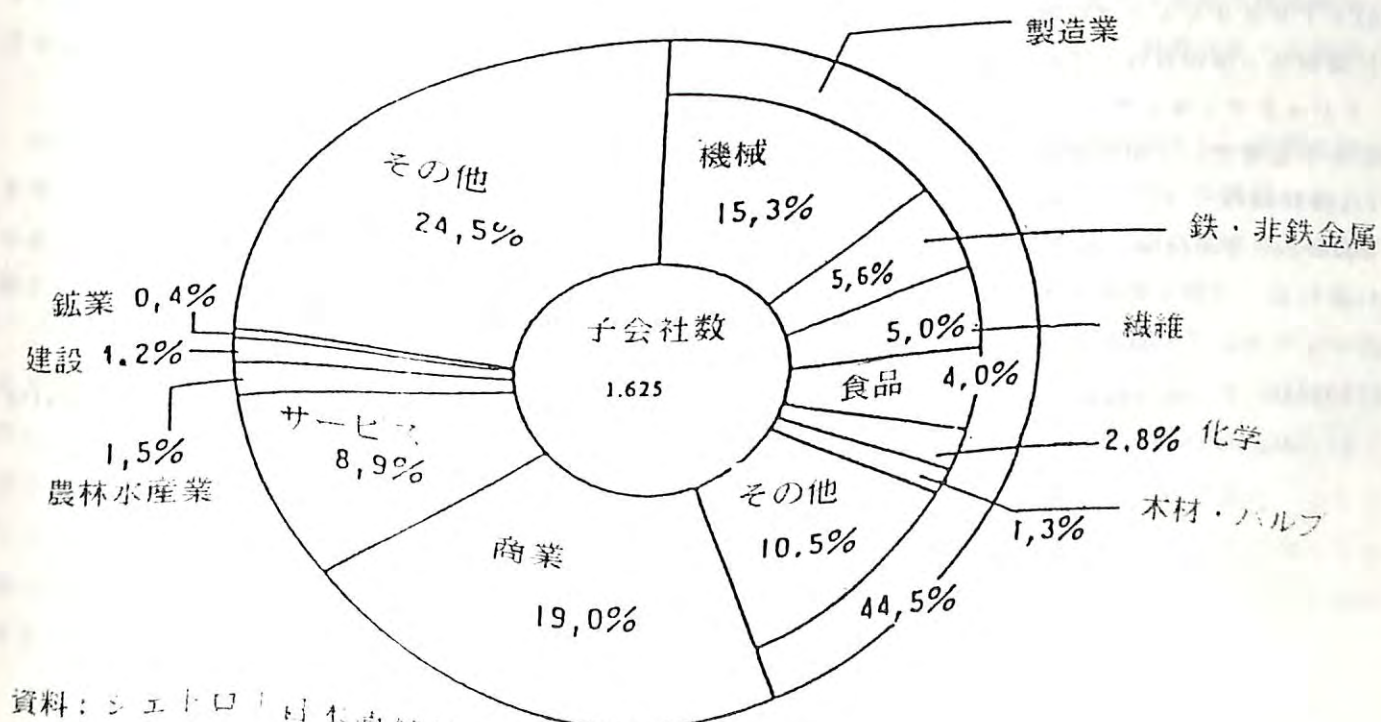
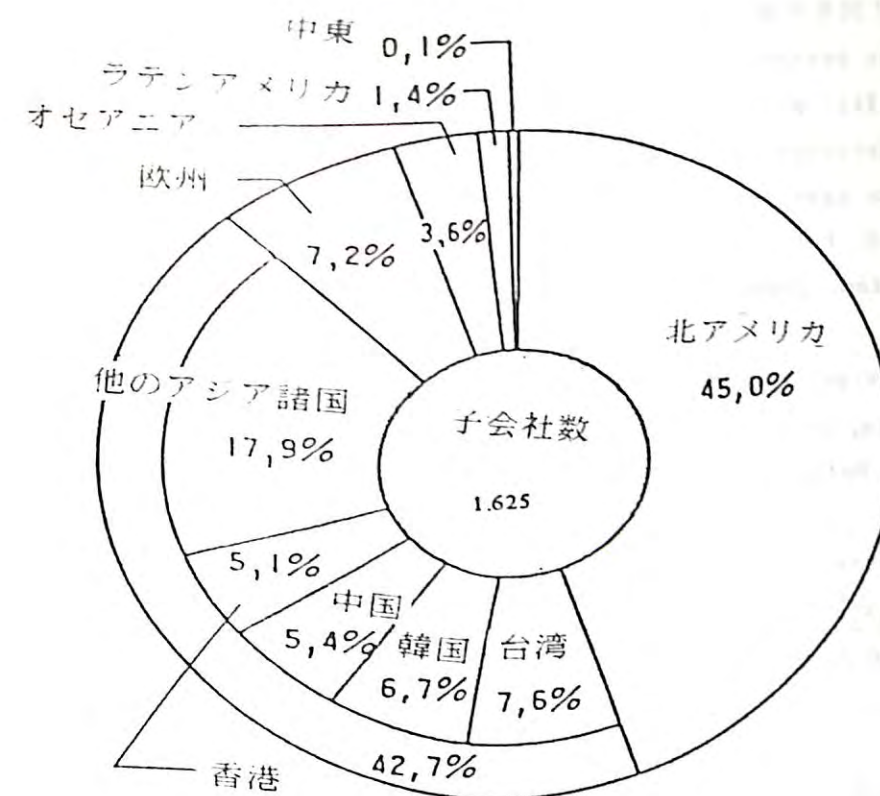
資料：「経済白書」経済企画庁、1989年。

図2：海外日本企業（製造業）の売上げに対する利益率



Source : Banque Industrielle du Japon, Tokyo, 1989

図3：日本の中小企業における海外直接投資



資料：シエトロ「日本直接投資白書」23頁



注

- 1) MUCCHIELLI, J. L., *Les firmes multinationales, mutation et nouvelles perspectives*, Economica, Paris, 1982, p. 12.
- 2) 大蔵省財政金融統計月報「対外民間投資特集」1989年12月、第452号、18ページ。
- 3) NISHIKAWA, J., 'Japanese Overseas Investment and Developing Countries' *Waseda Economic Papers*, no. 20, Tokyo, 1981, p. 18.
- 4) ANDROUAI, A., 'L'implantation japonaise en Europe - des investissements directs à la coopération industrielle dans les pays de la C.E.E.', *Revue des Sciences Sociales du Japon contemporain*, no. 8, Paris, 1985, p. 16.
- 5) OZAWA, T., *Multinationalism, Japanese Style*, Princeton University Press, Princeton, 1981, p. 183.
- 6) KOJIMA, K., 'Direct Foreign Investment: A Japanese model of Multinational Business Operations', *Croom Helm*, London, 1978, p. 45.
- 7) BYÉ, M., DE BERNIS, G., *Relations économiques internationales*, 5e édition, Dalloz, Paris, 1987, p. 238.
- 8) ANDREFF, W., 'Une Comparaison entre les multinationales japonaises et les multinationales françaises' in *L'investissement extérieur direct, comparaison des politiques française et japonaise* PUG, Grenoble, 1990.
- 9) FRANKO, J. G., *République occidentale aux multinationales japonaises*, PUF, IRM, Geneve, 1983, p. 111.
- 10) 通産省、「我が国海外企業の海外事業活動」、第15号、1987年、41ページ。
- 11) 駐日 E C 委員会代表部広報部、Infoシリーズ「E C・日本関係の現状」、1988年、21ページ。
- 12) *Japon économie* 'Les investissements japonais en Europe' Paris, 31 juillet, 1988, p. 15.
- 13) DATAR, 在日フランス大使館・フランス産業開発局、「フランスにおける日本の生産投資」、1989年4-5月、10ページ。
- 14) 「1990 ジェトロ白書投資編—世界と日本の海外直接投資」、1990年、23ページ。
- 15) 藤原弘・澤田吉啓、「着実に向上する日系企業の現地部品調達比率」、国際ビジネス情報「ジェトロ・センサー」、1988年3月、50ページ。
- 16) 中小企業庁、「中小企業白書」、東京、1989年、56ページ。
- 17) ANDROUAI, A., 'L'internationalisation des PME japonaises' in *Revue des Sciences Sociales de Louvain*, 1988, p. 41.
- 18) 奥村宏、「日本的 M & A」、週刊東洋経済、1989年11月25日号、12ページ。
- 19) ジェトロ、「日欧産業協力案件集—1985—87年」、東京、1987年、3-25ページ。
- 20) KOGANE, Y., *Changing Value Patterns and their Impact on Economic Structure*, University of Tokyo Press, Tokyo, 1982, p. 100.

## フランスと日本の多国籍企業

### 国際投資の決定因と国家のヒエラルキー

J. L. ムキエリ

トゥーロン大学

エクス・マルセイユ第3大学

ジュネーブ大学客員教授

諸国家のヒエラルキーにおける一国のポジションは、ある程度までその国の国際貿易と双務的貿易の性格によって決定される(Lassudrie-Duchêne-Mucchielli, 1979)としても、「その国の」多国籍企業もまた、母国のポジションを決定づける上で、またそのポジションが変化していく上で重要な役割を果たしている。

事実、企業の海外進出は、世界経済に対する母国の影響力を反映すると同時にそれを改善もする。19世紀から20世紀にかけての、英国、ついで米国の覇権は、両国の多国籍企業の支配力を大きく反映したものであった。

今日の米国経済の相対的後退と、それに代わる日本、あるいはより一般的にはアジアの影響力の増大もまた、国際投資の変化の中で観察することができる。こうした構造変化の現れである国際投資は同時に、その原因ともなりうる。すなわち、多国籍企業の海外進出は、多くの場合、企業の競争ポジションを改善しうると同時に、それによって母国の競争力をも改善しうるのである。企業の戦略的選択は輸出か海外進出かではなくて、より一般的には、自社の市場を失ったために立地場所を再検討するかさもなくば倒産するかという点にある。海外に進出することによって、企業は現地市場に熟知し市場のいっそうの開拓が可能となり、関税を迂回し、輸送コスト・情報コスト・製造コストを削減し、... と同時に他企業に対する競争力を高めることが可能となる。

海外投資は個々の企業のポジションを改善するとともに、それによって貿易が発生し、母国の輸出を増加させる可能性がある。輸出が増加しうるのは、投資を行なった企業および同一の製品、あるいは最終完成品に使われる部品、さらには同一系列に属する製品に関してである。この意味で、産業や製品のタイプによっては国際投資と輸出は相互補完的となる(Kojima 1978, Ozawa 1979)。

このような文脈において、フランスと日本の多国籍企業に関して何が言えるであろうか。それぞれの多国籍企業は、諸国家のヒエラルキーの中でフランス、日本にどのような地位を与えるものであろうか。これらの問いに答えるために、フランスと日本の多国籍企業に関するいくつかの指標が示されよう。すなわち、1) 最近の国際投資のフローにおけるフランスと日本の多国籍企業の地位、2) フランスと日本の多国籍企業の部門的・地域的特化状況、3) 発展途上国におけるフランス系および日系子会社の立地状況、の3点が順に検討されよう。それによって、国際投資の決定因に関する理論的考察について結論づけることが可能となろう。



## I 最近の国際投資に占める日仏多国籍企業の地位

この20年間に、国際投資はめざましい増加を示した。その間、米国の海外投資は相対的に後退し、先進国間での相互投資が増大し、ドイツと日本の多国籍企業の役割が上昇した。80年代に入ってより最近では、第三世界の多国籍企業が新たに出現してきた。

フランスと日本のポジションについて、まず国際投資、ついで両国の多国籍企業とその子会社という、2つの観点から考察しよう。

### 1. 直接投資のストックとフローに基づく分析

国際投資に占めるフランスの地位が全般に低下しているのとは対照的に、日本の地位は上昇してきている。

1960、1971、1980年の、海外投資のストックでみた主要投資国の比重が、表1で示されている。1960年から1980年の間、米国と英国の比重は低下したが、それでもなお1位と2位をそれぞれ占めている。フランスの相対的比重の低下は著しい。総ストックは6.1%から3.9%へと低下し、第4位から6位へと後退した。

西独と日本はともに最も成長が著しい国である。両国とも60年代にフランスを追い抜き、日本の比重は0.7%から9%へと増大し、第5位に位置する。

フローでみてもフランスに関しては同じような事実が観察される。1963/1965年と1978/1980年の2期間の3年平均をとれば、フランスは第4位から7位へと後退し、カナダの半分に過ぎない。

日本は急成長を遂げ、第9位から5位へと躍進している。1983年にもこの動きは継続し、日本は西独をほんの少し下回るだけで第4位を占めている。フランスはカナダよりも低く、第8位を占めている。

対内投資と対外投資のフローを同時に分析することも可能である。産業内貿易の計算に用いられるベラ・バラッサの比率がここでも、相互投資の重要性を測るために利用できる。すなわち、

$$a = \frac{K_{xj} - K_{mj}}{K_{xj} + K_{mj}}$$

$K_{xj}$ : j国からの対外投資

$K_{mj}$ : j国への対内投資

この比率がとりうるのは、-1から+1までの値である。 $a = +1$ の時、対内投資はゼロで、この国は純粋な投資国と考えられる。 $a = -1$ の時、対外投資はゼロで、純粋な受入国である。また、 $a = 0$ であれば、完全な相互投資の状況にある。この場合、当該国は「四つ辻国(Pays-carrefour)」と名付けられる。また、 $a$ 比率が-0.33から+0.33の間にある場合には、対内(対外)投資は少なくとも対外(対内)投資の半分に等しい。

表2は、1961/63年から1978/82年の間の先進国に関するこの比率を表している。

表2では、相互投資が増加しつつあることが観察される。国によって非常に大きな変化が見られることがわかる。当初、米国は投資国であったのが、後には受入国となっている。日本、西独、カナダがこれとは反対の動きを示し、投資国化している。

中でも日本が投資国として最も強いポジションを占め、 $a$ 比率は+0.25から+0.85へと上昇した。フランスは四つ辻国のポジションにとどまっている。 $a$ 比率の変化は+0.13から+0.22へと上昇しているが、この値は長らくマイナスであった。順位に目を転じれば、フランスの地位は第4位から8位へと低下している。日本は第1位を占めているが、この国はこれまで投資の重要な受入国となった経験がないことが強調されねばならない。

### 2. 日仏多国籍企業とその在外子会社

これまで見てきた変化は、日仏の多国籍企業とその在外子会社を分析することでも同様に確認される。

世界の巨大多国籍企業のランキングに含まれるフランス企業はさほど多くない。1962年から1983年で、売上高でみた世界の最大483社の多国籍企業のうち、フランス企業の占める比重は低下し続けている。1962年に483社中5.4%がフランス企業であったのが、1977年には4.8%へ、1983年には4.1%へと低下した。

ここでも、米国、英国、西独、日本など、最先進国の企業の比重が上昇している。しかしながら同時に、第三世界や欧州の小国の多国籍企業の出現(Wells 1983, Lal 1983, Mucchielli 1984)という新たな現象も見逃せない。

フランス系多国籍企業の影の薄さは、多国籍化の度合を見た場合にもわかる。この指標は、企業の総売上上に占める在外子会社の売上で示される。表3は、世界最大100社のうち、多国籍化の度合いの高いものを国別に並べたものである。

このランキングに現われるフランス企業は、トータル(Total)、ラファルジュ・コペ(Lafarge Coppée)、ロレアル(L'Oréal)、シュネデル(Schneider)、サン・ゴバン(Saint-Gobain)、ルノー(Renault)の6社のみで、フランスは第7位に位置する。多国籍化度の平均値でみれば、フランスはイタリアを最下位としてラストから2番目に位置する。フランス企業は世界の総売上のうちの5.2%だけが在外子会社によって計上され、多国籍化の度合いが最も低い部類に属する。反対に、最も多国籍化が進んでいるのはスイス企業で、総売上の90.1%が在外子会社による売上である。

同年で、日本企業はフランス企業よりも高い多国籍化度を示しているが、企業数ではフランスよりも少ない(この結果は、なかんずく、日本企業の中にはこうした多国籍化度を測定するのに必要な統計が入手できない点にあるものと思われる)。

在外子会社に関しては、1980年の国連の数字によれば、先進国の親会社に属する子会社として96135社が挙げられている。このうち、フランス系子会社は4.8%である。この点でフランスは第4位を占めるが、米国、英国、西独企業の数字からはほど遠い。フランス企業系の在外子会社は4643社とされ、この数字はオランダ企業やスイス企業のそれとほぼ同じである。日本企業系の在外子会社は3029社で、全体の3.12%を占める。

以上見てきたような、国際投資の額や企業数・子会社数に関するさまざまなランキングに加えて、次に、日仏両国間での多国籍企業の部門別・地理別特性を検討することが必要となる。



## II 日仏多国籍企業の産業・地理的特化

多国籍企業の産業および地理的特性は、国際貿易で用いられる特化係数を利用することで分析できる。

### 1. 日仏多国籍企業の産業特化

「海外生産への特化」比率は、次のようにして得られる。

$$SPE = \frac{PE_{ij}/PE_{xj}}{PE_{it}/PE_{xt}} \times 100$$

PE: 外国生産、i: 産業、j: 国  
x: 全産業、t: すべての国

PE<sub>ij</sub> は、世界の総売上でみた多国籍企業最大500社のうち、j国のi産業の企業が行なった海外生産を表す。このSPE比率が100以上であれば、当該国の企業が当該産業に関して海外生産に特化している(specialise)ことを意味する。SPEが100以下であれば、この産業に関して逆特化(contre-spécialisation)にある。SPEが100の近傍では、非特化(non-spécialisation)を意味する。

1981年時点での、16産業に関する結果が表4で示されている。産業は、技術集約性の高いものから低いものへと分類されている。技術集約性は、全世界の売上に占める研究開発費で表される。海外生産特化比率をみれば、フランス多国籍企業に関するさまざまな弱点が明らかとなる。フランス企業は、ハイテク産業においてSPE比率が最も低く、この産業に「逆特化」している。米国電子部門に高度に特化しており、とりわけ事務機器部門でその傾向が強い。日本企業は、電機・中級技術産業に関しては、フランス企業は自動車で海外生産に特化しているが、そこでは西独企業

および日本企業と競合関係にある。自動車産業でのフランスの特化をもたらしたのは、ルノー(Renault)とプジョー(Peugeot)である。これら企業は、日産、トヨタ、三菱、ホンダ、フォルクスワーゲン、ダイムラーベンツやその他のアメリカ・メーカーと競争関係にある。西独企業は、化学産業に強い特化を示している。

ローテク産業では、フランス企業は高いSPE比率を示している。とりわけ、ラファルジュ・コベやサン・ゴバンなどの巨大企業に代表される建設業において顕著である。また、ペシネ(Pechiney)の属する鉄鋼産業でもある程度の特化比率を示しているが、西独のThyssen社、Mannesman社、Krupp社や、日本の新日鉄、日本鋼管、住友金属、あるいは英国企業を交えて激しい競争が展開されているために、特化比率は弱められている。

最後に、日本企業の繊維産業における強い海外生産特化、タバコ、飲料、建設における英国企業の海外生産特化傾向を指摘することができる。

以上の分析が強調していることは、日本の多国籍企業の特化に関する特筆すべき事実である。日本企業は、エレクトロニクス、自動車、繊維の3部門で強い特化傾向を示しており、これら3部門がそれぞれに、ハイテク、中位技術、ローテクに属しているという点である。このような特徴を示してい

るのは、日本だけである。

### 2. 日仏企業の海外生産の地理的特化

地理的特化に関する調査によれば、両国とも発展途上国への選好が認められ、とりわけこれは日本企業に関して顕著に現われている。

1980年で、国連が調査した96135在外子会社の大半(80%)が、先進国企業が先進国へ進出したものであった。フランス企業と米国企業の子会社で先進国に立地するのは全体の70%未満であり、30%は発展途上国に立地している。日本企業に関してはこの傾向はさらに顕著で、41.7%の子会社が先進国に立地しているのに対して、58.3%は発展途上国である。これらの数字は、海外直接投資残高でみても支持される。1976年時点の残高で日本の国際投資の55.6%が発展途上国向けであるのに対して、1984年時では52.3%である。フランス企業については、発展途上国向け投資残高は1975-80年で26%、1975-83年で24.9%となっている。

地理的特化は、「多国籍化の地理的特化(SGM)」と呼ばれる新たな指標を用いることで把握できる。SGMとは、

$$SGM = \frac{NFIj/NFix}{NFIj/NFix} \times 100$$

NFIj/NFix: i国企業の全子会社のうちj受入地域に立地する子会社数

NFIj/NFix: すべての先進国企業の子会社でj受入地域に進出した子会社が、世界中の全子会社に占める割合

SGM比率が100より大であれば、当該国の企業は当該受入地域への多国籍化において地理的特化している。比率が100の近傍であれば、地理的非特化を表し、100に満たなければ逆特化を意味する。

表5は、先進国および発展途上国の2つの受入地域に対する、主要先進国の多国籍企業のSGM比率を表している。言うまでもなく、受入地域をさらに細分化しても同様にして比率を計算することが

フランス企業の立地に関する地域的特殊性が、表に示されている。対先進国では、スペイン、イタリア、ベルギー、西独、英国に対して特化がみられる。これら6カ国で、フランスの対先進国進出子会社の71%を占めている。

対発展途上国では、アフリカがフランス系子会社の主たる立地場所となっている。アフリカに対するフランス企業のSGM比率は397に達し、発展途上国全体に立地するフランス系子会社の59%を占める。日系子会社に関しては、アジアへの進出が最も顕著である。アジア地域で、日本の対途上国進出子会社全体の72.2%を占めている。

日仏両企業が対発展途上国進出において上でみたような地理的特殊性を示していることが明らかとなったが、次に、これら受入国の特性をさらに深く検討することが必要となる。



### Ⅲ 発展途上国におけるフランス系、日系子会社の進出

1981年で、フランス企業と日本企業対発展途上国進出は、子会社数でみて、ほぼ同程度のものであった。フランス系子会社が1423社に対して、日経子会社は1764社である。しかしながら同じく発展途上国とはいえ、その中身は、非常に多様化し、異質で、ヒエラルキーの中に組み込まれたものである。新興工業国のダイナミズムと、それとは対照的に最貧国の停滞と困難な状況が、子会社の進出による影響を分析する上で考慮されねばならない。

フランス企業と日本企業の子会社にとっての受入国は、それぞれの国で両国企業の子会社がどの程度のパーセンテージを占めているかで、いくつかのカテゴリーに分類できる(10%以上、5~10%...)。各カテゴリーは、静態的変数と動態的変数を表す2種類の指標を用いて、工業化と階層化の観点から定義づけることができる。

#### 1. 階層化に関する静態的指標の分析

静態的指標によれば、フランス系子会社は一般に最貧国と呼ばれる途上国に立地しているのに対して、日系子会社は最も進んだ途上国に立地する傾向があることがわかる。

このような結果は、以下の9つの指標を使うことで得られる。

#### 工業化に関する2つの指標

- 1) PMA = 国民総生産(PNB)に占める工業部門の割合
- 2) XMA = 総輸出に占める工業品輸出の割合

#### 要素賦存に関する3つの指標

- 3) FBC = PNBに占める粗固定資本形成の比率
- 4) PAI = 総労働人口に占める工業部門での労働人口
- 5) SCO = 当該年齢に占める中等教育(中学、高校)に登録済み学生の割合国際化に関する2つの指標
- 6) PVF = 発展途上国全体に立地する全子会社のうち、当該受入国に立地する子会社の割合
- 7) XPV = 発展途上国の貿易全体に占める当該受入国貿易の割合日仏両国と受入国との関係に関する2つの指標
- 8) XFC(XJP) = 当該国の総貿易のうちフランス(日本)との貿易が占める割合
- 9) DIS = パリ/東京とすべての受入国の首都との距離の合計と比較しての、当該受入国の首都とパリ/東京との航空機による距離

分析結果は表7に示されている通りである。受入国は、進出子会社のパーセンテージによって5つのカテゴリーに分類される。最後の3つのカテゴリーは、フランス系子会社の進出先66カ国に対して0%~5%の部類に63カ国が集中しているために、これをさらに分割したものである。

表によれば、フランス系子会社が進出場所に関して非常に分散していることがわかる。7.1%もの子会社が、これら63カ国に分散している。最初の2つの進出カテゴリーでは、若干の受入国しか該当していない。第1カテゴリーはモロッコの1カ国で、第2カテゴリーはブラジルとコート・ジボワールの2カ国のみである。これとは対照的に、日系子会社の進出はより集中的に行なわれている。7

7.7%の子会社が、香港、ブラジル、韓国、インドネシア、タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピンの8カ国に立地している。

これら静態的指標のうち7指標で、フランス系子会社に関して、いかなる順位相関もみられない。したがって、主たる受入国とは高い発展を示している国ではないことがわかる。むしろ反対に、学校教育を受けた子供数(熟練労働の指標)と進出子会社数との間には負の相関がみられる。

唯一、正の相関がみられるのは最後の、総輸出のうち対フランス輸出が占める割合を示すXFC指標に関してのみである。すなわち、総輸出に占める対仏輸出が大であるほど、その国はフランス系子会社をより受け入れている傾向にある。事実、モロッコは全輸出の29%がフランス向けであるし、ブラジルとコート・ジボワールの場合も18%を若干上回っている。したがって、2国間貿易と子会社の進出の間に最も強い相関がみられるのである。このような貿易関係は、地理的近接性やかつての植民地関係に還元することができよう。

日本企業に関しては反対に、1つを除くすべての指標が重要度でランク分けされた受入国と相関がみられた。したがって、指標が大で国の発展水準が高いほど、日系企業はより多くその国に進出する傾向にある。最も重要な進出地域が東南アジアであることは当然であるとしても、ラテン・アメリカ地域でも数多くの進出がみられる。

#### 2. 立地に関する動態的指標の分析

これまでと同じ進出分類を使って、新たに4つの指標を計算した。これら指標は経済的変数の変化を考慮するものである。

- 1) CPN = 1970年から80年にかけてのPNBの年平均成長率
- 2) CMA = 1970年から80年にかけての鉱工業生産の年平均成長率
- 3) CXM = 総輸出入の年平均成長率
- 4) CIN = 1967年から78年にかけての対内直接投資の年平均成長率

結果は表9の通りである。フランス系子会社に関しては、受入国としての重要度と4種の成長率との間にいかなる順位相関も有意で得られなかった。フランス子会社はこの点で、もっとも動態的に成長している途上国に立地する傾向をもたなかった。日系子会社に関しては、状況はまったく異なる。すべての指標が受入国のダイナミズムと日系企業進出との間での強い相関を示している。よりダイナミックな途上国であるほど、日系企業は多く進出する傾向にある。

日系子会社に関して、指標全体に対して重回帰分析を行なうと、XMAとXMJがもっとも有意であることがわかる。これら2変数についての回帰は、

$$FJA = -49.79 + 2.93XMA + 8.22XMJ \\ (-1.79) \quad (4.21) \quad (4.75)$$

$$R^2 = 0.556$$

$$R = 0.746$$

$$DW = 2.03$$

$$FJA = \text{日系多国籍企業}$$



これらは、投資と、進出国から第三国への製品の総輸出、および進出国から日本への製品輸出との間での、相互補完的特徴を証明している。

主成分分析を用いることで、統計処理が可能となる。そこでは、多国籍化の地理的特化比率が、これまで用いられてきた静的階層化の8つの基準につけ加えられる。それによって、日本の国際経済空間における主要受入国の分布を可能な限り映像化することが可能となる。この分析の基本結果は、表10に示されている通りである。

3つの主軸はF1、F2、およびF3であり、説明される分散の割合（訳注：寄与率）はそれぞれ $L1=41.21\%$ 、 $L2=18.13\%$ 、 $L3=10.67\%$ である。したがって最初の2因子によってとらえられる慣性は相対的に重要であり、これら2因子が分析の主軸として選ばれる。因子F1、F2は、分析に導入された変数を代表する特性との相関をとることで解釈される。

因子F1は、対外貿易に占める当該途上国の比重であるXMPと、貿易における製品貿易の重要度を表すXMAを表す、特性7および2と強い相関にある。他にも、工業化を示すいくつかの基準とも良い相関がある。この第1の因子はしたがって、「国際的ダイナミズムのファクター」と名付けられる。

因子F2は、DJPとPMAを表す特性9、1と強い相関にある。DJPは日本との地理的距離を表し、PMAは当該経済における工業部門の比重を考慮しているから工業化の基準を表す。F2はまた、特性8と負の相関にある。特性8は日本との貿易関係の基準XMJであるから、日本との間には経済的に距離があるということを意味する。これら特性の双方向への作用は、日本との経済的・地理的に遠距離にあるという基準と、受入国の中でも工業化が進んだという基準の両者を含むものであると、まとめられる。

かくして、日本との経済的・地理的なそれと、さまざまな受入国相互間での工業化のそれとの、複合的な階層化の原則が認められる。これらの要素は、「差別的階層化(hiérarchisation différenciée)」という本源的用語のもとに再編される。この差別的階層化こそ、因子F2に与えられる用語である。

図1では、2つの主軸の平面上に各国がプロットされている。各国の分布状況はこれら2つの軸に完全に対応している。国際的ダイナミズムのファクターに対して最も進んだ国は、香港、シンガポール、韓国の3つの東南アジア新興工業国である。同様に、第二の波として、ブラジル、メキシコ、マレーシア、フィリピンを分類できる。最もダイナミズムに欠ける国に、ザイール、タンザニア・セネガル、マダガスカル、コート・ジボワール、ケニア、モロッコなどの多くのアフリカ諸国が属する。

（地理的・工業化度の）差別的階層化については、ブラジル、アルゼンチン、メキシコといった国々は図の上方に位置する。これらは、比較的工業化が進んでいると同時に、地理的・経済的に日本から最も離れた国々であることを意味する。中間的レベルには、香港、シンガポールの他、ラテン・アメリカとアフリカの多くの国々を含むグレーゾーンを挙げられる。図の下方には、マレーシア、フィリピン、イラン、タイ、韓国、若千のアフリカ、ラテン・アメリカの国が位置する。最も下には、インドネシア、アラブ首長国連邦が位置している。

日系子会社の受入れ数と日系企業進出の特化比率でみて、以上の2つの因子を混合させて受入国を区別してみると、非常に興味深いことがわかる。これら2つの軸に関して他国ときわだって区別される国は、ブラジル、メキシコ、シンガポール、香港、マレーシア、フィリピン、タイ、韓国、インドネシアである。これらは、最も国際的ダイナミズムに富むと同時に、差別的階層化がもっとも顕著である。ところで、これらの国はすべて、日系子会社をもっとも多く受入れ、日系企業進出の特化比率が最も高い国々なのである。

そこには、発展途上国との国際投資の関係における、日系企業および日本の戦略を完璧なまでに見

取ることができる。日本は最もダイナミックな経済に優先的に投資を行なうと同時に、これら投資受入国は相互に、また日本との関係において高度に階層化されているのである。

#### 結論： 比較優位の階層化と多国籍企業の競争優位

これまでの分析結果をふまえて、国際投資の決定およびそれが国際貿易と発展に及ぼす影響についての理論的問題へと立ち戻ろう。すでに別稿(Mucchielli, 1985, 1987)でも強調したように、子会社の立地転換とは、国家の比較優位と企業の競争優位とのマッチング・ミスマッチングのゲームの帰結であった。企業は、現在あるいは将来の自社製品の生産において競争力を身につけ／を維持しようと思えば、その製品に関して（コスト面、あるいは技術開発面で）比較優位にある受入国で生産しなくてはならない。

母国が比較優位にあれば、企業は自国で生産を続けることで競争力を維持していく。比較優位と競争優位はマッチングしているわけである。反対にもし、比較優位が別の第三国にある場合には、企業は生産ないし生産プロセスの一部を比較優位のある国へ移そうとするであろう。競争力を維持していくには、そうした生産において比較優位を活用することが不可欠となるからである。したがって、企業の海外進出とは、比較優位と競争優位のマッチングを再構築することに他ならない。

要素賦存や技術格差などのこうした供給面の決定因に加えて、需要面での決定因も考慮されねばならない。需要面での国の比較優位は、国内市場の規模、支払能力、成長性に関わる。企業の競争優位は、こうした比較優位を活用する能力にある。企業がよりダイナミックな市場に立地していれば、それによってより多くの利潤を獲得することができる。このような状況が自国市場で成立しているならば、企業は（需要面に関する限り）海外に進出する理由はない。反対に、このようなダイナミズムが海外市場で見いだせるならば、企業は海外に進出することで、需要面での2種類の優位をマッチさせねばならない。

したがって最適立地とは、受入国が多国籍企業に対して、低コスト、技術環境、マーケティングなどの供給面での比較優位と、需要面での比較優位を同時に提供してくれるような状況であり、その場合に、両タイプの比較優位は多国籍企業の競争優位とマッチング状態にある。

これまでの実証分析が示すところによれば、これら優位性のマッチング／ミスマッチングに関わる制約／機会に対して、日本企業はフランス企業以上にうまく対応してきている。もっともダイナミックな発展途上国に大量に進出することで、日系企業は、とりわけ自国よりも低廉な労働力によるコスト優位性と同時に、受入国市場の成長力による需要面での優位性を最大限利用してきたのである。日系企業はまた、より高度な技術を要する製品の生産へと徐々にシフトさせることで受入国の生産構造の変化にも寄与しており、これは受入国の比較優位の変化にも対応している(Sekiguchi, 1983)。ここでも、Nishikawa (1988)によって展開された階層化と連合化の効果を見いだすことができる。

フランス企業は第1の優位性は活用していたとしても、第2の優位性は活用されていない。このため、国際競争において大きなハンディキャップを負わされている。近い将来にも日本の直接投資の急激な増加が見込まれる（前川委員、Nigashi et Lauter, 1987を参照）中で、こうした日仏格差は、両国の多国籍企業の競争力格差をさらに増幅させる危険にある。たとえ日本の投資が米国を中心とする先進国に若干方向転換するとしても、この状況は変わらない。

（訳 長谷川信次）



表1 投資国別直接投資残高

|         | 1960 | 1971 | 1980 | 1960<br>(順位) | 1980<br>(順位) |
|---------|------|------|------|--------------|--------------|
| 先進国     | 98.9 | 97.7 | 97.2 |              |              |
| 米国      | 49.2 | 48.1 | 42.2 | 1            | 1            |
| カナダ     | 3.7  | 3.8  | 3.7  | 5            | 7            |
| 英国      | 16.2 | 13.8 | 14.5 | 2            | 2            |
| オランダ    | 10.5 | 8    | 7.8  | 3            | 3            |
| 西独      | 1.2  | 4.2  | 7.3  | 8            | 4            |
| フランス    | 6.1  | 4.2  | 3.9  | 4            | 6            |
| ベネルクス3国 | 1.9  | 1.4  | 1.3  | 6            | 9            |
| イタリア    | 1.6  | 1.7  | 1.3  | 7            | 9            |
| 日本      | 0.7  | 2.6  | 7.2  | 9            | 5            |
| スウェーデン  | 0.6  | 1.4  | 1.4  | 10           | 8            |

出典: Stopford, J.M. & J.H. Dunning, Multinational Company Performance and Global Trends, Macmillan, London.

表2 先進国間の相互投資比率 (1961-1983)

|         | 61-63 | 67-69 | 73-75 | 78-80 | 81-83 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米国      | 0.91  | 0.70  | 0.50  | 0.25  | -0.77 |
| カナダ     | -0.62 | -0.44 | -0.04 | 0.42  | -     |
| 英国      | 0.12  | 0.25  | 0.40  | 0.23  | 0.42  |
| オランダ    | 0.21  | -0.03 | 0.14  | 0.45  | 0.43  |
| 西独      | -0.26 | -0.02 | -0.02 | 0.53  | 0.55  |
| フランス    | 0.13  | -0.15 | -0.20 | -0.09 | 0.22  |
| ベネルクス3国 | -     | -0.41 | -0.58 | -0.32 | -0.74 |
| イタリア    | 0.25  | -0.60 | -0.39 | 0.00  | 0.21  |
| 日本      | 0.25  | 0.50  | 0.87  | 0.87  | 0.85  |
| スイス     | 0.00  | 0.43  | 0.66  | 0.58  | 0.74  |

出典: UN (1983), Foreign Direct Investments, Major characteristics and trends, N.Y., および IMF 『国際収支統計』, Washington D.C. 各年より算出。

表3: 先進国の巨大多国籍企業数 (1981)

|        | 100大企業中 | 順位 | 平均多国籍化度(%) | 順位 |
|--------|---------|----|------------|----|
| 英国     | 62      | 1  | 60.2       | 7  |
| 米国     | 24      | 2  | 54.7       | 9  |
| スウェーデン | 12      | 3  | 65.5       | 9  |
| 西独     | 9       | 4  | 56         | 8  |
| カナダ    | 7       | 5  | 73.8       | 3  |
| スイス    | 7       | 5  | 90.1       | 1  |
| フランス   | 6       | 7  | 52         | 10 |
| オランダ   | 4       | 8  | 70.5       | 4  |
| 日本     | 2       | 9  | 66         | 5  |
| イタリア   | 1       | 10 | 47         | 11 |
| ベルギー   | 1       | 10 | 90         | 2  |

出典: Stopford, J.M. & J.H. Dunning, 前掲書

表4: 巨大多国籍企業の「海外生産特化」比率 (1981)

| 産業            | 米国  | 英国  | 西独  | 仏   | 日本  |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ハイテク          | 113 | 60  | 86  | 46  | 220 |
| 航空機           | 100 | -   | -   | -   | -   |
| 事務機 (コンピュータ含) | 200 | -   | -   | -   | 100 |
| 電気・電子         | 71  | 71  | 114 | -   | 443 |
| 製薬            | 125 | 75  | 125 | -   | 25  |
| 中級技術          | 81  | 67  | 290 | 152 | 238 |
| 化学            | 75  | 87  | 437 | 75  | 12  |
| 自動車           | 87  | 37  | 275 | 200 | 500 |
| 機械            | 100 | 100 | -   | -   | 166 |
| ゴム            | -   | -   | -   | -   | -   |
| ローテク          | 59  | 209 | 86  | 104 | 73  |
| 建設            | -   | 300 | -   | 650 | -   |
| 金属            | 40  | 120 | 200 | 160 | 160 |
| 繊維・皮革         | -   | 200 | -   | -   | 400 |
| 紙・パルプ         | 100 | 200 | -   | -   | 100 |
| 食品            | 75  | 125 | -   | 25  | 25  |
| タバコ           | 66  | 566 | -   | -   | -   |
| 飲料            | 100 | 300 | -   | -   | -   |

出典: Stopford, J.M. & J.H. Dunning, 前掲書



表5: 多国籍化の地理的特化(1981)

| 投資国     | 米国  | 加   | 英国  | 西独  | 仏   | 伊   | ベルギー | 蘭   | スイス | スウェーデン | 日本  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|
| 受 先進国   | 91  | 115 | 105 | 114 | 97  | 103 | 114  | 114 | 120 | 121    | 58  |
| 入 国 途上国 | 124 | 61  | 86  | 63  | 107 | 93  | 65   | 63  | 48  | 46     | 208 |

出典: UN, Major trends, 前掲書、UN, Transnational Corporations and World Development, a Third Examen, N.Y., 1983. より算出。

表6: 発展途上国における日仏企業の多国籍化の地理的特化比率

|          | フランス企業 | 日本企業 |
|----------|--------|------|
| アフリカ     | 397    | 20   |
| アジア      | 26     | 210  |
| 中東       | 123    | 46   |
| ラテン・アメリカ | 59     | 55   |
| 南欧       | 43     | 0    |

出典: 表5に同じ。

表7: 発展途上国における日仏系子会社の静態的階層化

| 進出分類        | - 10% | 10 - 5 | 5 - 1 | 1 - 0.3 | 0.3 - |
|-------------|-------|--------|-------|---------|-------|
| 受入国数        |       |        |       |         |       |
| 仏企業         | 1     | 2      | 22    | 24      | 17    |
| 日本企業        | 3     | 5      | 7     | 7       | 23    |
| 進出子会社の割合(%) |       |        |       |         |       |
| 仏系子会社       | 12    | 17.2   | 44    | 20.4    | 2.7   |
| 日系子会社       | 45    | 32.5   | 9.1   | 3.3     | 5.2   |

出典: 世界銀行、年次報告書、および UN, Transnational..., 前掲書のデータより算出。

表8: 国家の階層化と日仏企業進出との順位相関

| 指標   | PMA   | XMA   | FBC    | PAI   | SCO   | PVF   | XPV | DIS   | XFC | XJP  |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|------|
| フランス | 0.20* | 0.40* | -0.60* | 0.10* | -0.90 | 0.40* | 0*  | 0.30* | 1   |      |
| 日本   | 1     | 1     | 0.90   | 0.70* | 1     | 0.90  | 1   | 0.90  | 1   | 0.80 |

\* 90%水準で非有意。

表9: 発展途上国における日仏系子会社の動態的階層化の指標

| 指標   | CPN   | CMA   | CXM   | CIN   |
|------|-------|-------|-------|-------|
| フランス | 0.25* | 0.30* | 0.30* | 0.60* |
| 日本   | 0.90  | 1     | 0.90  | 1     |

\* 95%水準で非有意

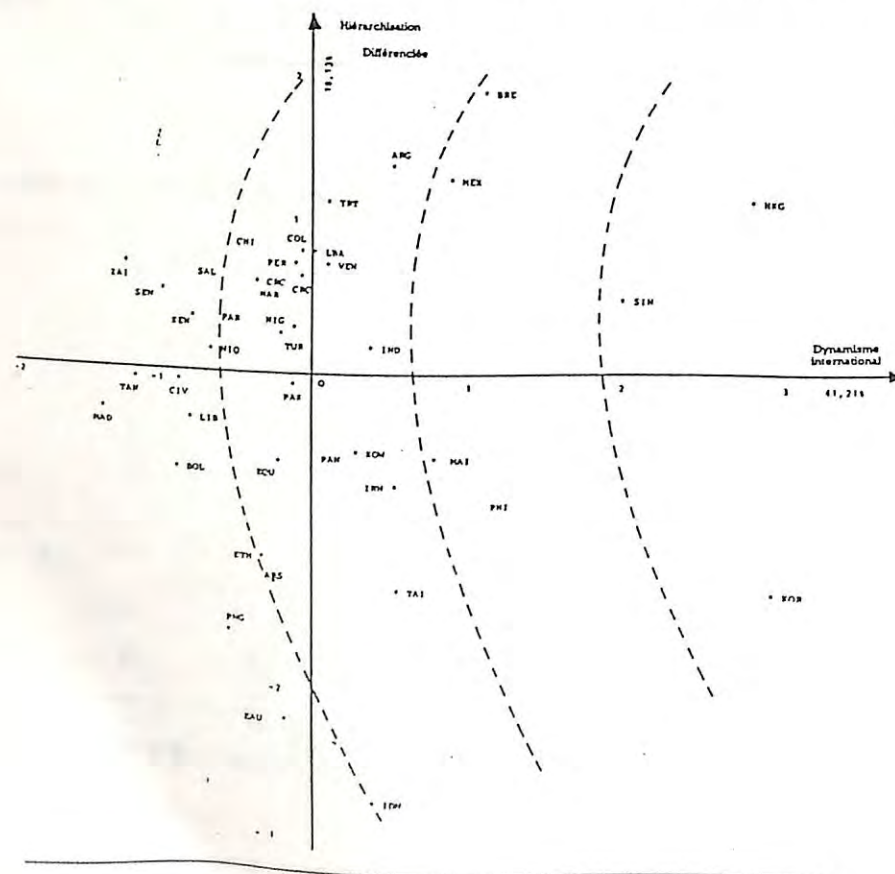


表10: 主成分分析: 3つの主軸に関する因子構造

因子構造

| ファクター1            | ファクター2              | ファクター3            |
|-------------------|---------------------|-------------------|
| 被説明分散の% = 41.2115 | 説明される分散の% = 18.1354 | 被説明分散の% = 10.6766 |
| 特性との正相関           | 特性との正相関             | 特性との正相関           |
| 特性1 .638897       | 特性1 .505063         | 特性1 .160597       |
| 特性2 .731168       | 特性2 .237827         | 特性2 .373799       |
| 特性3 .566312       | 特性3 -.190408        | 特性3 -.423246      |
| 特性4 .67701        | 特性4 .458398         | 特性4 .0775596      |
| 特性5 .671425       | 特性5 .0356885        | 特性5 .340294       |
| 特性6 .636381       | 特性6 .373088         | 特性6 -.53404       |
| 特性7 .773059       | 特性7 -.0552723       | 特性7 -.415945      |
| 特性8 .381856       | 特性8 -.796376        | 特性8 -.0986532     |
| 特性9 -.633083      | 特性9 .545226         | 特性9 -.0928321     |
| 特性10 .631899      | 特性10 -.424863       | 特性10 .353043      |

図1: 主成分分析: 日系子会社の進出国の相対的階層化と国際的ダイナミズム



# 参考文献

- IMF 『国際収支統計』、Washington D.C. 各年.
- Higashi C. & G.P. Lauter (1987). The Internationalization of the Japanese Economy. Kluwer Academic Publishers. Boston. M.A.
- Kojima. K. (1978). Direct Foreign Investment, a Japanese Model of Multi-national Business Operations. Croom Helm. London
- Kojima. K. (1986). "Japanese-style direct foreign investment", Japanese Economic Studies. spring. pp.53-82.
- Lall. S. ed. (1983). The New Multinationals: the spread of the third world enterprise. J.Wiley and Sons. N.Y.
- 通商産業省 『財政金融統計月報』東京
- Mucchielli. J.L. (1984). "Investissements internationaux et dynamique des avantages comparatifs des nouveaux pays industrialisés", Revue Economique. mai. pp.537-570.
- Mucchielli. J.L. (1985). Les firmes multinationales, mutations et nouvelles perspectives. Economica. Paris.
- Mucchielli. J.L. (1987). Principes d'économie internationale. Economica. Paris.
- Nishikawa. J. (1988). "Les investissements extérieurs directs: approches théoriques et multinationalisation des firmes japonaises", communication au colloque franco-japonais, Tokyo.
- UN (1983). Foreign Direct Investments, Major characteristics and trends. N.Y.
- UN (1985). Trends and issues in foreign direct investment and related flows. a technical paper. N.Y.
- Ozawa. T. (1979). Multinationalism Japanese style: the political economy of outward dependency. Princeton University Press. Princeton.
- Sekiguchi. S. ed. (1983). Asean-Japan relations investment. ISEAS. Singapore.
- Stopford. J.M. & J.H. Dunning (1983). Multinational Company Performance and Global Trends. Macmillan. London.
- Wells. L.T. Jr. (1983). Third World Multinationals, the Rise of Foreign Investment form Developing Countries. MIT Press. Cambridge. Mass.



## 1989年度学会活動

活動報告

会計報告

会則

会員名簿

役員名簿

投稿規定



## 活動報告

1989/90年度に、本学会は次のような活動を行った。

### (1) 研究会及び講演会の開催

1989年4月4日(火) 午後6-8時、於日仏会館。「世界における日本の真の位置」ジャック・クラヴロー(ヨーロッパ・アジア・インスティテュート、HEC-I SAビジネススクール)

1989年4月24日(月)-26日(水) CNRS及び日本学術振興会の後援による日仏経済学会バリ・セミナー「EC92年統合と日仏関係」。於CNRS講堂。プログラムは下記のとおり。(本号に一部収録)

Lundi 24 avril

9 h 30

Discours d'ouverture par M. Pierre MAILLET, Professeur à l'Université de Lille I, Directeur Général Honoraire des Communautés Européennes.

Thème I : Intégration du Marché Européen et relations extérieures avec le Japon.

Président de séance : M. Jean Louis GUGLIELMI, Professeur émérite à l'Université de Paris I, Membre de l'Institut.

Jean Louis BURBAN, Administrateur Principal, Bureau d'information pour la France, Parlement Européen, "Le grand marché intérieur de 1992 : véritable enjeu ou fausse échéance ?"

Philippe SAUCIER, Professeur, Université de Rouen, "1992 : les nouvelles données des politiques commerciales européennes vis-à-vis du Japon".

Anne ANDROUAI, Directeur de la Mission CNRS/DRCI à Tokyo, "L'entrée des capitaux japonais dans la CEE: mesure et problèmes des investissements".

Jun NISHIKAWA, Professeur, Université de Waseda, Secrétaire Général de la Société Franco-Japonaise de Sciences Economiques, "La CEE et les pays d'Asie-Pacifique".

Kazuhisa OKUMURA, Professeur, Université de Kyoto, "La nouvelle division régionale entre le Japon et les NPI".

14 h 30

Thème II : Action sur la structure des échanges et les problèmes économiques entre la CEE et le Japon.

Président de séance : M. Christian SCHMIDT, Professeur à l'Université de Paris IX Dauphine, Président de l'IDEA.

Shunzo NITTA, Professeur, Université de Toyo, "Changement de la structure industrielle du Japon".

Philippe DEBROUX, Maître de Conférence, Université libre de Bruxelles, "Fusions et acquisitions dans l'optique de 1992".

Hiromasa SUZUKI, Professeur, Université de Waseda, "Les problèmes de gestion du personnel dans les firmes japonaises en Europe".

Makoto KATSUMATA, Professeur, Université de Meiji Daigakuin, "Emploi et émigration : problèmes des firmes japonaises et européennes".

Paul WILKE, Expert, Division du Japon, DG I, Commission des Communautés Européennes, "Politique de la Communauté Européenne vis-à-vis du Japon".

17 h 30 : Cocktail au CNRS.

Mardi 25 avril

9 h 30

Thème III : Le libéralisme économique et les tendances protectionnistes.

Président de séance : M. Bernard LASSUDRIE DUCHENE, Professeur à l'Université de Paris I.

Philippe BARBEL, Maître de Conférence, Université de Paris XIII, "Comparaison des modalités de protectionnismes européen, japonais et américain dans le secteur de l'automobile, de la sidérurgie et des composants électroniques".

Ippei YAMAZAWA, Professeur, Université de Hitotsubashi, "Libéralisme contre protectionnisme : le cas des relations franco-japonaises".

Max PEYRARD, Professeur, Université de Paris I, "Les procédures anti-dumping de la CEE vis à vis des produits japonais".

Laurent SCHIAB, Chef du département entreprises et formation, CEREQ, "La place de l'Europe dans les stratégies japonaises à moyen terme et à long terme : présentation de trois scénarios".

Sawako TAKEUCHI, Maître de Conférence, Ecole Nationale des Ponts et Chaussées, "Processus de libéralisation des marchés financiers au Japon".

14 h 30

Thème IV : Politique commerciale et relations économiques franco-japonaises.

Président de séance : Mme Denise FLOUZAT, Professeur à l'Université de Paris I, Directeur du CERAP.

Takashi OKAYAMA, Professeur, Université de Waseda, "Les relations commerciales entre la France et le Japon".

Jean-Michel DINAND, Adjoint de Direction, Direction des Etudes Economiques, Banque de France, "Relations commerciales et flux d'investissements entre le Japon et la France".

Sadatashi SHIMIZU, Professeur, Université Ritsumeikan, Kyoto, "La France et la division internationale du travail".

Guy FAURE, Directeur, Chambre de Commerce et d'Industrie Française du Japon, "Raison des difficultés commerciales entre la France et le Japon".

Discours de clôture par M. Jun NISHIKAWA, Professeur à l'Université de Waseda, Secrétaire Général de la Société Franco-Japonaise de Sciences Economiques.

Mercredi 26 avril : Visite à Amiens de l'usine Dunlop-France SA



1989年11月18日(土) 午後2-5時、於早稲田大学3号館第一会議室。日仏経済学会秋季大会。(本号収録)

津田内匠(一橋大)「フランス啓蒙思想と大革命 — 啓蒙の経済学から経済学の啓蒙へ」

討論 西川長夫(立命館大)

河野健二(京都芸術大)「フランス革命と明治維新」

討論 井田進也(東京都立大学)

## (2) 総会の開催

1989年11月18日(土) 午後1-2時、於早稲田大学3号館第一会議室。この総会で1988/89年度活動報告、会計報告を承認した。新入会員を加えた新会員リストは本号に付せられている。

## (3) 出版

『BULLETIN』第12号「第三回日仏経済学会議報告/日仏民間投資の検討」を89年11月に発行した。

また、この第3回日仏経済学会議の報告集は、仏文で発行された。Anne Androuais(sous la direction de), *L'investissement extérieur direct. Comparaison des politiques française et japonaise*, Presse Universitaire de Grenoble, 1990. 369pp. この仏文報告集の発行にあたっては、日仏会館及び国際交流基金の援助を得た。記して、お礼を申し上げたい。目次は次のとおりである。

## TABLE

Introduction : Anne Androuais

7

### TITRE I

#### APPROCHE STRUCTURELLE DES INVESTISSEMENTS EXTÉRIEURS DIRECTS FRANÇAIS ET JAPONAIS

A — La théorie des investissements extérieurs directs 13

CHAPITRE 1 13

Les investissements extérieurs directs — Approches théoriques et multinationalisation des firmes japonaises — Jun Nishikawa

CHAPITRE 2 39

Investissement extérieur direct et systèmes productifs en France et au Japon  
Gérard de Bernis

CHAPITRE 3 85

Théorie des investissements directs à l'étranger dans les pays industrialisés depuis 1950 — Josette Peyrard

CHAPITRE 4 99

Les firmes multinationales françaises et japonaises - Déterminants des investissements internationaux et hiérarchie des nations — Jean-Louis Mucchielli

CHAPITRE 5 121

The relationship between the Japanese foreign direct investment (FDI) and the foreign portfolio investment (FPI) — Haruo Yamaoka

## CHAPITRE 6

133

Les mutations de l'investissement direct international et processus d'endettement du Tiers-Monde : des ambiguïtés théoriques aux difficultés de la mesure  
Jacques Léonard

## B — Le mode de développement des investissements

## CHAPITRE 7

149

Japan and the Asia-Pacific Region : The direct investment — Suelo Sekiguchi

## CHAPITRE 8

159

Les investissements étrangers en Indonésie : l'exemple français — Denise Flouzat

## CHAPITRE 9

177

La dimension sociales des investissements directs japonais dans le Tiers-Monde : le cas de la Corée du Sud — Makoto Katsumata

## CHAPITRE 10

191

Les investissements directs français dans les pays nouvellement industrialisés d'Asie — François Vellas

## TITRE 2

### AJUSTEMENTS DYNAMIQUES DE L'INVESTISSEMENT EXTÉRIEUR DIRECT FRANÇAIS ET JAPONAIS

A — Les stratégies des firmes multinationales japonaises et françaises sur les marchés locaux 209

## CHAPITRE 11

209

Une comparaison entre les multinationales japonaises et les multinationales françaises — Wladimir Andreff

## CHAPITRE 12

249

Les spécificités de l'investissement extérieur direct de l'industrie automobile japonaise — Mitsuo Fujimoto

## CHAPITRE 13

261

L'évolution de la stratégie internationale des firmes japonaises — Philippe Debroux

## CHAPITRE 14

283

The just-in-time system of the French automobile industry — Masayoshi Ikeda

## CHAPITRE 15

291

Les entreprises japonaises peuvent-elles devenir des multinationales efficaces ? Un regard critique sur les problèmes de gestion du personnel à la japonaise — Hiromasa Suzuki

B — Les effets de la concurrence et les conséquences sur la balance commerciale 303

## CHAPITRE 16

303

Les investissements extérieurs directs dans les pays de la C.E.E. - De l'implantation japonaise en Europe à la coopération industrielle — Anne Androuais

## CHAPITRE 17

329

Les investissements directs européens au Japon - Le défi — Gilbert Dubois



CHAPITRE 18 341  
Relations between Japan's current balance surplus and direct investment : the United States case — Yoshihiro Kogane

CHAPITRE 19 353  
Les investissements directs et les transferts des technologies - Le cas des relations entre la France et le Japon — Gilles Bertin



#### (4) 共同研究

1991年度にフランス各地で開催される第6回日仏学術シンポジウムの枠内でもたれる第4回日仏経済学会議ほかいくつかの会議への参加をめざして、いくつかの日仏共同研究が発足している。関心をおもちの会員は事務局までご連絡いただきたい。

- 「余暇とツーリズム — 日仏の比較検討」 (研究代表者 コンドミナス)
- 「もうひとつのツーリズム」 (研究代表者 西川 潤)
- 「資本蓄積と調整様式 — 日仏両国の比較」 (研究代表者 平田清明)

(文書 事務局)

1989年度 日仏経済学会会計報告  
(1989年4月1日 - 1990年3月31日)

#### 《一般会計》

| 収入          |         |
|-------------|---------|
| 前期繰越        | 601,234 |
| 会費(郵便振替分)   | 185,120 |
| 会費(大会当日納入分) | 74,000  |
| 懇親会費(会員支払分) | 18,000  |
| 早大の総会懇親会補助費 | 64,000  |
| 日仏会館寄付      | 40,000  |
| 普通預金利子収入    | 662     |
| 計           | 983,016 |

| 支出        |         |
|-----------|---------|
| 会合・懇親会費   | 129,940 |
| 交通・通信費    | 69,270  |
| 事務費       | 30,829  |
| 事業会計への繰入れ | 500,000 |
| 小計        | 730,039 |

| 次期繰越     |         |
|----------|---------|
| 手元現金     | 38,086  |
| 普通預金     | 29,771  |
| 郵便振替口座預金 | 185,120 |
| 小計       | 252,977 |
| 計        | 983,016 |

#### 《事業会計》

| 収入        |           |
|-----------|-----------|
| 前期繰越      | 921,834   |
| 一般会計より繰込み | 500,000   |
| 利子収入      | 5,915     |
| 計         | 1,427,749 |

| 支出                   |         |
|----------------------|---------|
| Bulletin 11号         | 320,000 |
| Bulletin 12号         | 453,200 |
| 会員外への大会報告<br>謝礼・交通費等 | 90,000  |
| 小計                   | 863,200 |

| 次期繰越 |           |
|------|-----------|
| 手元現金 | 126,833   |
| 普通預金 | 66,223    |
| 定期預金 | 371,493   |
| 小計   | 564,549   |
| 計    | 1,427,749 |

#### 《預貯金資産》

| 一般会計     |         |
|----------|---------|
| 手元現金     | 38,086  |
| 普通預金     | 29,771  |
| 郵便振替口座預金 | 185,120 |
| 小計       | 252,977 |
| 事業会計     |         |
| 手元現金     | 126,833 |
| 普通預金     | 66,223  |
| 定期預金     | 371,493 |
| 小計       | 564,549 |
| 計        | 817,526 |

会計監査

溝川喜



日仏経済学会・BULLETIN・第13号

1990年11月1日

発行 日仏経済学会  
代表者 河野 健二  
編集責任者 西川 潤

連絡先:

〒169 東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学経済学研究科 西川研究室気付

日仏経済学会事務局

郵便振替口座番号: TEL 03-203-4141 内線: 3450 (研究室), 3301 (受付)  
東京 1-42423

印刷所

株式会社 サナエ (早稲田大学西門前) TEL (203) 1119



SOMMAIRE

|                                                                                                                                                               |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| Introduction .....                                                                                                                                            |  |
| LES RAPPORTS DU COLLOQUE SUR LA SECONDE CENTENAIRE DE LA REVOLUTION FRANCAISE                                                                                 |  |
| TUDA Takumi: Idées économiques à l'âge des lumières et pendant la Révolution, .....<br>ou l'Institutionnalisation de l'économie politique et l'industrialisme |  |
| NISHIKAWA Nagao: Commentaire.....                                                                                                                             |  |
| KAWANO Kenji: La Révolution Française et Meiji Ishin.....                                                                                                     |  |
| IDA Shinnya: Commentaire.....                                                                                                                                 |  |
| LES RAPPORTS DU COLLOQUE DU CNRS SUR L'UNIFICATION DU MARCHE DE EUROPEEN 1992<br>ET LES RELATIONS ECONOMIQUES FRANCO-JAPONAISES 24/26 AVRIL 1989              |  |
| MAILLET Pierre: Quelques éléments fondamentaux pour les relations économiques internationales de la CEE.....                                                  |  |
| NISHIKAWA Jun : La CEE et les pays d'Asie-Pacifique.....                                                                                                      |  |
| SAUCIER Philippe: 1992: les nouvelles données des politiques commerciales européennes vis-a-vis du Japon.....                                                 |  |
| NITTA Shunzo: Changement de la structure industrielle du Japon.....                                                                                           |  |
| SCWAB Laurent: La place de l'Europe dans les strategies japonaises à moyen terme et à long terme: .....<br>présentation de trois scenarios                    |  |
| SUZUKI Hiromasa: Les problèmes de gestion du personnel dans les firmes japonaises en Europe.....                                                              |  |
| LES RAPPORTS DU TROISIEME COLLOQUE FRANCO-JAPONAIS DES SCIENCES ECONOMIQUES                                                                                   |  |
| ANDROUAI Anne: Les investissements extérieurs directs dans les pays de la C.E.E. ....<br>-De l'implantation japonaise en Europe à la coopération industrielle |  |
| MUCCHIELLI Jean-Louis: Firmes multinationales françaises et japonaises.....<br>déterminants des investissements internationaux et hiérarchie des nations      |  |
| ACTIVITES DE LA SOCIETE                                                                                                                                       |  |
| LE RAPPORT DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONOMIQUES en 1989-1990 .....                                                                         |  |
| LE RAPPORT DES COMPTES DE L'ANNEE FISCALE 1989-1990 .....                                                                                                     |  |
| LE REGLEMENT DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONOMIQUES .....                                                                                    |  |
| LA LISTE DES MEMBRES DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONOMIQUES (en octobre 1990) .....                                                          |  |
| LA LISTE DES MEMBRES DU CONSEIL D'ADMINISTRATION DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONOMIQUES<br>(en octobre 1990) .....                           |  |
| LE REGLEMENT SUR L'ACCEPTANCE DES MANUSCRITS AU <Bulletin> .....                                                                                              |  |